

名古屋港湾合同庁舎他 13 施設維持管理業務
における民間競争入札実施要項（案）

令和 2 年 月

名古屋税関

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 実施期間に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 入札参加資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 入札に参加する者の募集に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項・・・・・・・・・・・・ 11
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該賠償の責めに任ずる場合における求償に應ずる責任を含む。）に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

添付資料

- | | |
|-------|---------------------|
| 別添1-1 | 施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表 |
| 別添1-2 | 対象業務一覧表（詳細） |
| 別添2 | 合同庁舎入居官署名一覧表 |
| 別紙1 | 評価表（企画書の適否） |
| 別紙2 | 従来の実施状況に関する情報の開示 |
| 別紙3 | 施設アンケート |
| 別紙4 | 管理・運営に関する企画書の様式例 |
| 別紙5 | 仕様書 |

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者（以下「事業者」という。）の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、財務省名古屋税関（以下「当関」という。）は公共サービス改革基本方針（令和 2 年 7 月 7 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「名古屋港湾合同庁舎他 13 施設の維持管理業務（以下「管理・運営業務」という。）」について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

なお、本調達では当関、海上保安庁第四管区海上保安本部、農林水産省名古屋植物防疫所、農林水産省動物検疫所中部空港支所、厚生労働省名古屋検疫所、法務省名古屋出入国在留管理局及び国土交通省中部運輸局（以下「入居官署」という。）の各省庁合同調達である。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

ア 施設概要

対象施設は、当関が管理する名古屋港湾合同庁舎（愛知県）、衣浦港湾合同庁舎（愛知県）、豊橋港湾合同庁舎（愛知県）、四日市港湾合同庁舎（三重県）の合同庁舎 4 施設及び当関管内（愛知県及び三重県）に所在する単独庁舎 10 施設、計 14 施設である。

- ① 施設名称 別添 1－1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおり
- ② 所在地 同上
- ③ 構造階数 同上
- ④ 延床面積 同上
- ⑤ 敷地面積 同上
- ⑥ 合同庁舎の入居官署 別添 2 「合同庁舎入居官署名一覧表」のとおり
(入居官署の内訳が変動する場合がある)

イ 目的

対象施設は主に、当関職員等が船舶・航空機及び輸出入貨物の取締り、出入国旅客の通関手続、保税地域の許可・取締り、貨物の輸出入手続、貨物の分析、関税・消費税などの徴収、輸入された貨物に係る納税申告内容の調査、犯則事件の調査及び処分、貿易統計の作成・公表等を行う施設である。

また、各合同庁舎には、別添 2 「合同庁舎入居官署名一覧表」のとおり、当関以外に複数の官署が入居している。

(2) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）第 1 編一般共通事項、第 1 章一般事項、1. 1. 2 用語の定義による。

(3) 業務の対象と業務内容

次のア～オの業務について、対象施設の各設備を常に良好な状態に保ち、また、対象施設の利用者が快適に業務を行えるように維持管理業務を適切に実施すること。

なお、対象施設によって、設置設備が相違することに留意する（別添1-1「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」及び別添1-2「対象業務一覧表（詳細）」参照。）。また、各業務内容の詳細については、別紙5「仕様書」のとおりとし、当該仕様書に記載されていない事項は共通仕様書によるものとする。

ア 設備運転・監視及び日常点検・保守

本業務は、日常点検により建築設備等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資するほか、各種測定・検査により建築設備等の衛生的な環境の確保に資することを目的とした建築設備等の運転・監視及び日常点検保守に関する業務である。

- ① 電気設備点検保守
- ② 機械設備点検保守

イ 定期点検及び保守

本業務は、法令等に基づいた定期点検により建築物等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とした建築物等の定期点検、臨時点検及び保守等に関する業務である。

- ① 自家用電気工作物保安管理
- ② 空調設備保守
- ③ 空調関連設備保守
- ④ 個別空調設備保守
- ⑤ 地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守
- ⑥ 貯水槽清掃
- ⑦ 汚水・雑排水槽清掃
- ⑧ 水質検査（飲料水関係）
- ⑨ 中央監視装置保守
- ⑩ 消防設備点検
- ⑪ エレベータ設備保守
- ⑫ 自動扉保守
- ⑬ 建築物等点検
- ⑭ 免震装置点検

ウ 清掃等業務

本業務は、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備及び公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とした建築物等の清掃、害虫駆除及び緑地管理に関する業務である。

- ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務

対象施設における除塵、拭き、ごみの収集等（搬出・処分業務は含まない）の日常的な清掃業務。

- ② 定期清掃業務

対象施設における除塵、拭き、洗浄、保護剤の塗布等の定期的な清掃業務。

- ③ 害虫駆除業務

対象施設におけるねずみ等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物に関する調査及び防除に関する業務。

- ④ 緑地管理業務

対象施設における定期的な刈込、剪定、除草等に関する業務。

エ 執務環境測定業務

本業務は、健康被害の発生防止、視作業による作業効率の向上、作業安全の向上及び健康障害の防止に資することを目的とした建築物等の執務環境の測定に関する空気環境測定、照度測定、作業環境測定に関する業務である。

① 空気環境測定

対象施設における建築物等の執務環境の測定に関する業務。

② 照度測定

対象施設における建築物の照度の測定に関する業務。

オ 警備業務

本業務は、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とした対象施設の警備に関する業務である。

1.1.1 管理・運營業務全般に係る業務

(1) 当国会計課及び庁舎管理者（以下「施設管理担当者」という。）との連携について

事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運營業務を実施すること。

(2) 複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）の管理について

本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表者となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と連携を密にとり、管理・運營業務を包括的に管理すること。

(3) 代表者の権限

代表企業は、管理・運營業務の履行に関し、入札参加グループを代表して当関と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統括管理責任者

事業者は、施設管理担当者に対する報告及び調整、各業務従事者（入札参加グループで参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等の管理・運營業務を円滑に実施するための業務（以下「統括管理業務」という。）を実施する。

ア 事業者は、統括管理業務を実施するに当たり、統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。また、統括管理責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。

イ 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

ウ 施設管理担当者からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じて実行すること。

エ 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(5) 副統括管理責任者

ア 統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。

イ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を選出した事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。

ウ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際は、これに代わ

る。

(6) 業務遂行における注意義務

業務に当たっては、事業者は善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、対象施設における当関係職員等の業務に支障のないように注意すること。

(7) 業務従事者

業務に当たっては、各業務従事者は腕章等により業務従事者であることが一目でわかるようにしておくこと。また、事業者は、事前に全業務の従事者名簿・経歴を作成、提出することとし、業務従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うこと。

施設管理担当者は、上記の業務従事者が不適当と認められるときは、業務従事者の交替を求めることができるものとする。

1.1.2 設備運転・監視及び日常点検・保守

項目	内容
一般事項	別紙5「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	
設備機器	

1.1.3 定期点検及び保守

項目	内容
一般事項	別紙5「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	
設備機器	

1.1.4 清掃等業務

項目	内容
一般事項	別紙5「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.5 執務環境測定業務

項目	内容
一般事項	別紙5「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.6 警備業務

項目	内容
一般事項	別紙5「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.7 業務の引継ぎ

(1) 現行の事業者からの引継ぎ

施設管理担当者は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び本業務を新たに実施することとなった事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確

認する。

本業務を新たに実施することとなった事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

(2) 本業務終了の際の引継ぎ

施設管理担当者は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本業務を実施した事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い事業者が変更となる場合には、前回に本業務を受注した事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、前回に本業務を受注した事業者の負担となる。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は、以下に示すとおりとする。

1.2.1 管理・運營業務の質

包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い、快適な執務環境を維持することを目的とする。	快適性の確保	施設利用者のアンケート（別紙3）不満度 【各施設において30%以下】 アンケートは当関が、対象施設の職員を対象に年1回実施する。 ※不満度は、「やや不満」及び「不満」と回答した割合（1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て）とする。
	品質の維持	(1) 管理・運營業務の不備に起因する当施設における執務の中断【0回】 ※執務の中断とは、執務が中断することにより、目的が達成されない場合をいう。 (2) 管理・運營業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数。【0回】 (3) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間（概ね10分以内） (4) 障害発生時及び緊急対応時の現地到着までの所要時間（概ね120分以内）
	安全性の確保	管理・運營業務の不備に起因する怪我の回数。【0回】 ※怪我とは病院での治療を要する怪我をいう。

1.2.2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、仕様書として別紙5で開示する情報に定める内容とする。ただし、当該仕様書については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から法令に反しない限り事業者の創意工夫を反映し、対象業務の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の節減等）に努めるものとする。

(1) 対象業務全般に対する提案

事業者は、別途定める様式（別紙４－５）に従い、対象業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

(2) 仕様書に対する改善提案

事業者は、各業務の現行基準として示す各業務の仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式（別紙４－６及び別紙４－７）に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(3) 経費節減に関する提案

事業者は、コスト削減に関する提案がある場合は、別途定める様式（別紙４－５）に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を明記すること。

1.4 委託費の支払方法

(1) 当関は、事業期間中の監督・検査を行い、確保すべき水準（改善提案のあった事項を含む。）が満たされていることを確認した上で、入居官署は委託費を支払う。監督・検査の結果、確保すべき水準が満たされていない場合、当関は再度業務を行うように指示を行うとともに、事業者は、速やかに業務改善計画書を当関へ提出することとし、遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行わないものとする。

(2) 委託費の支払いに当たっては、事業者は当該月分の業務を完了後、当関との間であらかじめ定める書面により、当該月分の支払い請求を行い、入居官署はこれを受領した日から30日以内に事業者の口座に振込により支払うものとする。

1.5 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善計画書を作成、提出し、当関の承認を得なければならない。

なお、事業者は改善策の作成及び実施に当たり、当関に対して必要な助言、協力を求めることができる。

(1) 下記(8.(1)イ)定める報告等の結果、本業務の質が確保されることが明らかになり、当関が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

(2) 当関が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

1.6 その他の特記事項

(1) 消耗品

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品についての支給負担については、仕様書（別紙５）によることとする。

(2) 光熱水費

本業務を実施するのに必要な電気、ガス、水道、電話については、入居官署は無償で事業者に提供するものとする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、入居官署が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

ア 本件事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

ウ 上記ア、イの他、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第 14 条第 2 項第 2 号）

本業務の実施時期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

(1) 法第 10 条各号（ただし、第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和元・2・3（平成 31・32・33）年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」等級に格付されている者で、東海・北陸地域の資格を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、証明書等の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、上記参加資格を有することとなった者であること。

(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 本実施要項 4. 記載の入札説明を受けた者であること。

(9) 各業務の実施に当たり必要な参加資格

上記 1.1.2 から 1.1.6 に示す各業務の実施に当たり法令上必要な資格を有しているもの、又は資格等を有している者を業務の実施にあたらせることが出来る者であること。なお、各業務において必要な資格は別紙 5 「仕様書」を参照のこと。

(10) 本入札は、一の事業者で参加することも入札参加グループで参加することも可とする。

なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 代表企業は、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。

イ 代表企業は、上記(1)から(8)の要件を満たす者であること。

ウ グループ企業は、上記(1)から(3)及び(5)から(7)の要件を全て満たす者であることとし、令和元・2・3（平成 31・32・33）年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付されている者で、東海・北陸地域の資格を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、証明書等の受領期限までに

競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、上記参加資格を有することとなった者であること。

エ 代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループを構成する者又は単独で入札に参加する者でないこと。

(11) 事業協同組合で入札参加予定の場合において、当該組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独での入札に参加できないものとする。

(12) 本実施要項 11.(4)の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

手続	スケジュール
官報公告	令和2年12月中旬頃
入札説明	令和2年12月中旬から令和3年2月上旬頃
入札等に関する質疑応答	令和2年12月中旬から令和3年2月上旬頃
入札書類（入札書を除く）提出期限	令和3年2月上旬頃
入札書の提出期限	令和3年2月上旬頃
開札・落札予定者等の決定	令和3年2月上旬頃
業務の引継ぎ	令和3年3月上旬から令和3年3月下旬頃
契約締結	令和3年4月1日

(2) 入札実施手続

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、当回事務室において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に当関に対して質問を行うことができる。入札参加グループが質問を行う場合には、代表企業が質問を取りまとめた上で行うこと。質問は、紙及び電子メールにより行い、質問内容及び当関からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（法人の場合は代表者、入札参加グループの場合は代表企業の代表者）（以下「入札参加者」という。）は、以下の書類を提出する。

① 入札参加資格確認関係書類

別途「入札説明書」に記載する入札参加資格を有することを証明する書類及び企画書を入札書類受付期限までに提出する。また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類についても併せて提出する。

② 入札書

本業務の実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を入札書提出期限までに提出する。なお、上記の入札金額には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。

ウ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、下記5. で示す審査を受けるために次の事項を記載する。

① 企業の代表責任者及び本業務担当者【別紙4-1】

入札に参加する事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。

なお、入札参加グループで参加する場合は、グループ構成企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者を記載する。(入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を記載すること。)

② 業務実績【別紙4-2】

本実施要項1.1.(3)で示す業務ごとに過去3年間の実績

③ 業務実施の考え方【別紙4-3】

年次計画、本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

④ 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法【別紙4-4】

本実施要項1.1.(3)で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

⑤ 必要とされる資格を証明する書類の写し【別紙4-4】

⑥ 緊急時の体制及び対応方法【別紙4-4】

緊急時(管理・運営業務の実施に当たり、通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を示す。

⑦ 業務に対する提案事項【別紙4-5、別紙4-6、別紙4-7】

ア) 管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

事業者は、別紙4-5に従い、管理・運営業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ) 従来の実施方法に対する改善提案

従来の実施方法(本実施要項6. で開示された既存の仕様書類に示された内容)に対して提案を行う場合、別紙4-6及び別紙4-7に従い、提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果(あるいはその両方)を具体的に示すこと。

エ 開札に当たっての留意事項

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない当関職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後に開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、会社名が確認できる身分証明書を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。

なお、上記によらず開札場を退出した場合は、辞退したものとみなす。

⑤ 代理人が入札する場合は、証明書等の受領期限までに委任状を提出しなければならない。

⑥ 開札の結果、落札者がいない場合は、その場所において直ちに再度の入札手続きを開始することとし、当初の入札に参加した者に対してその旨を通知する。なお、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、辞退したものとする。ただし、郵便等による入札があった場合には、後日日時を指定して開札手続きを行うこととする。

オ 契約の締結

下記5. で定める方法による落札者決定後、予算の成立をもって本業務に係る契約(契約書

の様式は別途定める)を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。
カ 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

入札書及びその他提出書類に使用する言語、通貨については、日本語、日本国通貨とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

落札者の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、企画書の審査にあつては、事業者から企画書の提出後、速やかに当関職員で構成する審査員3名が行うものとする。

(1) 入札参加資格の確認にあつては質の審査項目の設定（別紙1）

入札参加資格を確認するための企画書の審査は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、提案内容が具体的で実現可能なものであるかについて行うものとする。

審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次のアからエまでに示す項目を全て満たしていることを確認する。全てを満たしている場合は、業務の実施に必要な要件が満たされている企画書とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

ア 業務に対する認識

- ① 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
- ② 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

イ 実施体制

- ① 各業務の業務水準が維持される体制であるか。
(グループで参加の場合、代表企業とグループ企業との連携が可能な体制か。)
- ② 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。
- ③ 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。

ウ 管理業務全般に係る業務に関する提案

- ① 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の確保に資する提案がなされているか。
- ② 本業務のコスト削減に資する提案がなされているか。

エ 緊急時等の体制及び対応方法

- ① 具体的な事態を想定し、円滑に対応、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。
- ② 業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。

(2) 落札者決定に当たっての方法

ア 落札者の決定方法

上記3.に規定する入札参加資格要件を全て満たした者について、入札価格（予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）の最も低い者を落札予定者として、決定する。

イ 留意事項

- ① 落札予定者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当であると認められた場合には、所要の手続きを経て、次順位以下の入札者から落札予定者を決定する。

- ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（該当単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否等）
 - イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
 - ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況
 - エ) 手持機械その他固定資産の状況
 - オ) 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
 - カ) 経営状況
 - キ) 信用状況
- ② 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、府省共通の「電子調達システム」において「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。
- なお、紙による入札で入札書に電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札執行事務に関係のない当関の職員が、電子くじ番号を代わって決定する。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札価格、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- ウ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて
- ① 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しないときは、入札条件等を見直し、再度公告入札に付することにする。
 - ② 再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は再度入札によると本業務の実施の準備に必要な期間が確保することができない等のやむを得ない事情がある場合は、本実施要項によらず入札等を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙2「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目的の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当関は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するように努めるものとする。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

事業者の国有財産の使用については、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用することができる。
 - ア 機械室、監視室等管理・運營業務に必要な施設全て
 - イ 清掃員控室等、管理・運營業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース
 - ウ その他、当関と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等
- (2) 使用制限等
 - ア 事業者は管理・運營業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。
 - イ 事業者は予め当関と協議して、施設の管理・運營業務に支障をきたさない範囲内において、施設内に管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

なお、持ち込んだ機器・設備等は、事業者の負担で管理する。
 - ウ 事業者は、設備等を設置した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。
 - エ 事業者は、既存の建築物及び工作物の汚損・損傷を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、事業者の責任において速やかに復旧するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

- (1) 報告書について
 - ア 業務計画書の作成と提出

事業者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに当該年度の管理・運營業務計画書を作成し当関に提出すること。
 - イ 業務報告書の作成と提出

事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様）。）、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

 - ① 事業者は、業務日報を毎日作成することとし、翌開庁日に施設管理担当者に提出しその確認を受けること。
 - ② 事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の開庁日に施設管理担当者に提出すること。
 - ③ 事業者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前開庁日とする。）までに、当該事業年度に係る管理・運營業務に関する年間総括報告書を当関に提出すること。
 - ④ 事業者は、当関の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。
 - ウ 検査・監督体制

事業者から報告を受けるに当たり、当関の検査・監督体制は次のとおりとする。

 - ① 監督職員（官職指定） 別途、当関が定める職員による。

② 検査職員（官職指定） 別途、当関が定める職員による。

(2) 調査への協力

当関は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする当関の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示等

当関は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で事業者に対し、追加で指示を行うことができる。

なお、当関による指示の経路については以下のとおりとする。

① 統括管理責任者を通じた報告・指示

事業者から当関への事業計画書・事業報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記②の緊急時等を除き原則として統括管理責任者を通じて行うものとする。当関は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等、統括管理責任者に必要な指示を行うものとする。

② 緊急時における報告・指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）は、業務責任者及び業務従事者（以下「業務責任者等」という。）は当関に直接報告を行うことができる。また、緊急時等には、当関は業務責任者等に直接指示を行うものとする。このような場合、業務責任者等は、統括管理責任者に対して、必ず事後報告を行う。

(4) 秘密の保持

事業者は、本業務に関して当関が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

① 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

② 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、当関の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

① 事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

② 事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

① 事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

② 事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

オ 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

カ 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

キ 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業が終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

② 事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当関の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

事業者は、本業務の対象施設において、当関の許可を得ることなく自ら行う事業又は当関以外の者との契約（当関との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は当関以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 再委託の取扱い

① 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務遂行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

③ 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で当関の承認を受けなければならない。

④ 事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収す

ることとする。

- ⑤ 再委託先は、上記 8. (4)及び(5)イからサまでに掲げる事項については、事業者と同様の義務を負うものとする。
- ⑥ 事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

ス 契約内容の変更

事業者及び当関は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれ相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

セ 設備更新の際における事業者への措置

当関は、次のいずれかに該当するときは、事業者にその旨を通知するとともに、事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- ① 設備を更新、撤去又は新設するとき（仕様書で規定している場合を除く）
- ② 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- ③ 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

ソ 契約解除

当関は、事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- ① 偽りその他不正の行為により落札者になったとき。
- ② 法第 10 条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ③ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ④ 上記③に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ⑤ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑥ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ⑦ 事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ⑧ 暴力団関係者が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑨ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

タ 契約解除時の取扱い

- ① 上記 8. (5)ソに該当し、本契約を解除した場合には、入居官署は事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支払う。
- ② この場合、事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記①の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として当関の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 当関は、事業者が前項の規定による金額を当関の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

- ④ 当関は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
なお、当関から事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

チ 不可抗力免責

事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

ツ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と当関が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第 2 項第 10 号）

本契約を履行するに当たり、事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当関が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行ったときは、当関は当該事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該事業者は当関に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和 5 年 5 月頃を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和 5 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

当関は、事業者が実施した管理・運營業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

ア 1.2.1 において、管理・運營業務の質として設定した項目

イ 1.2.2 において、確保すべき水準として設定した項目

ウ 1.3 に基づき、事業者から提案のあった項目に対する履行状況（実施回数等）

(4) 実施状況等の提出

当関は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために令和 5 年 4 月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

なお、当関は、本業務の実施状況等の提出に当たり、当関に設置する評価委員会に報告を行い、

意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第 14 条第 2 項第 12 号）

(1) 本業務の監督上の措置等の監理委員会への報告

当関は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 当関の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記 8. により行うこととする。

(3) 主な事業者の責務等

ア 事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を洩らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

ウ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

エ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について

事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当関（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(4) 評価委員会の開催

当関は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、当関及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

別添1-1

庁舎名	所在地	構造 (階数)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	対象業務一覧																			
						ア		イ										ウ					エ		オ
						①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②		
名古屋港湾合同庁舎	本館	愛知県名古屋港区入船2-3-12	鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上9階・塔屋3階・地下1階・油庫)	4,816.52	2,107.74	15,293.21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	別館	同上	鉄筋コンクリート造 (地上8階・地下1階)	606.41	4,946.09																				
名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	駐車場	愛知県名古屋港区入船2-501-1	鉄骨造 (地上1階)	727.56	51.24	51.24																			
名古屋税関監視船補給分室	本館	愛知県名古屋港区港区湖尻町1	鉄筋コンクリート造 (地上3階)	1,954.27	350.71	959.98	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	別館	同上	鉄筋コンクリート造 (地上2階)	285.44	644.84																				
名古屋税関監視船船着場	倉庫	愛知県名古屋港区一州町86番1	鉄骨造 (地上1階)	280.41	20.98	20.98																			
名古屋税関コンテナ検査センター	X線検査棟	愛知県海部郡飛島村西浜28	鉄筋コンクリート造 (地上3階)	17,800.01	1,601.04	1,887.40																			
	コンテナ貨物検査場	同上	鉄骨造 (地上1階)	621.39	621.39	621.39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	出口課事務所	同上	鉄骨造 (地上1階)	77.76	77.76	77.76																			
	庁舎	愛知県海部郡飛島村東浜2-15-4	鉄筋コンクリート造 (地上3階・塔屋1階)	4,152.68	561.31	1,748.67																			
名古屋税関西部出張所	コンテナ貨物検査場	同上	鉄骨造 (地上1階)	4,424.64	1,009.52	589.82	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	貨物検査場	同上	鉄筋コンクリート造 (地上1階)	192.46	192.46	252.84																			
	書庫	同上	鉄骨造 (地上2階)	129.85	129.85	243.08																			
名古屋税関南部出張所	本館	愛知県知多市緑町5-3	鉄筋コンクリート造 (地上2階)	1,000.00	229.83	354.23																			
	別館	同上	鉄筋コンクリート造 (地上2階)	97.65	194.13																				
衣浦港湾合同庁舎	庁舎	愛知県半田市11号地2	鉄筋コンクリート造 (地上3階)	1,992.94	358.52	1,091.01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
豊橋港湾合同庁舎	本館	愛知県豊橋市神野分頭町3-11	鉄骨造 (地上2階)	6,035.58	549.10	1,098.20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	別館	同上	鉄筋コンクリート造 (地上3階)	348.99	809.47																				
豊橋税関支署蒲郡出張所	庁舎	愛知県蒲郡市浜町4-3	鉄筋コンクリート造 (地上1階)	704.3	121.00	121.00																			
名古屋税関第一港陽町宿舎(千年寮)	宿舎	愛知県名古屋港区港陽1-2-18	鉄筋コンクリート造 (地上4階)	3,143.41	466.61	1,435.49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋税関第一港陽町宿舎(若狭寮)	宿舎	愛知県名古屋港区港陽2-9	鉄筋コンクリート造 (地上5階)	389.95	1,715.47																				
四日市港湾合同庁舎	庁舎	三重県四日市市千歳町5-1	鉄筋コンクリート造 (地上4階・塔屋2階)	3,546.40	829.16	3,588.38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	附属屋	同上	鉄筋コンクリート造 (地上1階)	420.00	420.00	420.00																			
四日市コンテナ検査センター	X線検査棟	三重県四日市市霞2-5	鉄筋コンクリート造 (地上3階)	13,167.69	1,809.73	2,063.89	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	出口課事務所	同上	鉄骨造 (地上1階)	128.52	128.52	128.52																			

庁舎名		対象業務一覧														工 軌跡環境測定業務		不 整備業務				
		7 設備運転・監視及び 日常点検・保守				イ 定期点検及び保守				ウ 清掃等業務												
庁舎名		① 電気設備 点検保守	② 機械設備 点検保守	③ 空調設備 点検保守	④ 空調設備 点検保守	⑤ 地下タンク 及び汚濁物 屋内貯蔵所 点検保守	⑥ 貯水槽清掃	⑦ 汚水・雑排 水槽清掃	⑧ 水質検査 (飲料水開 係)	⑨ 中点監視 装置保守	⑩ 消防設備 点検	⑪ エレベータ 設備保守	⑫ 自動扉保守	⑬ 建築物等 点検	⑭ 気象装置 点検	① 日常清掃 業務、日常 巡回清掃 業務	② 定期清掃 業務	③ 害虫駆除 業務	④ 緑地管理 業務	① 空気環境 測定	② 照度測定	
名古屋港湾合同庁舎	本館 別館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	駐車場																					
名古屋税関監視部稲永分室	本館 別館		○		○		○															
名古屋税関監視部松崎場	倉庫																					
名古屋税関コンテナ検査センター	X線検査棟																					
	コンテナ貨物検査場 出口誘導事務所	○			○																	
名古屋税関西館出張所	庁舎																					
	コンテナ貨物検査場 貨物検査場 書庫																					
名古屋税関南館出張所	本館																					
	別館																					
衣浦港湾合同庁舎	庁舎																					
豊橋港湾合同庁舎	本館																					
	別館																					
豊橋税関支署蒲郡出張所	庁舎																					
名古屋税関第一港開町庁舎(千代紫)	庁舎																					
名古屋税関第一港開町庁舎(若狭紫)	庁舎																					
四日市港湾合同庁舎	庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	附属屋																					
四日市コンテナ検査センター	X線検査棟																					
	出口誘導事務所																					

合同庁舎入居官署名一覧表

別添2

庁舎名	入居官署名	備考
名古屋港湾合同庁舎 【本館】	財務省名古屋税関(税関研修所名古屋支所を含む。)	テナント:食堂1件、売店1件 (テナントの運営については本業務の対象外とする。)
	農林水産省名古屋植物防疫所	
	農林水産省動物検疫所中部空港支所名古屋出張所	
	海上保安庁第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部を含む。)	
	海上保安庁第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部を含む。)	
衣浦港湾合同庁舎	財務省名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	
	厚生労働省名古屋検疫所衣浦出張所	
	海上保安庁第四管区海上保安本部名古屋海上保安部衣浦海上保安署	
豊橋港湾合同庁舎 【本館】	財務省名古屋税関豊橋税関支署	
	法務省名古屋出入国在留管理局豊橋出張所	
	厚生労働省名古屋検疫所三河・福江出張所	
	厚生労働省愛知労働局豊橋公共職業安定所	
	海上保安庁第四管区海上保安本部名古屋海上保安部三河保安署	
四日市港湾合同庁舎	財務省名古屋税関四日市税関支署	
	法務省名古屋出入国在留管理局四日市出張所	
	厚生労働省名古屋検疫所四日市検疫支所	
	農林水産省名古屋植物防疫所四日市出張所	
	農林水産省動物検疫所中部空港支所名古屋出張所四日市分室	
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局	
	海上保安庁第四管区海上保安本部四日市海上保安部	

評価表（企画書の適否）

No	審査項目（企画書要求事項）		主となる評価 対象資料	評価結果 (内容の適否)
	大事項	小事項		
1	基本事項	【業務に対する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	別紙 4 - 3	
2		【業務に対する認識】 業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	別紙 4 - 3	
3		【実施体制】 各業務水準が維持される体制であるか。 (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	別紙 4 - 4	
4		【実施体制】 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。	別紙 4 - 4	
5		【実施体制】 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。	別紙 4 - 4	
6	管理業務全般 に係る業務に 関する提案	管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案がされているか。	別紙 4 - 5	
7		従来の実施方法に対する改善提案がなされているか。	別紙 4 - 6 別紙 4 - 7	
8		(質の確保に関する具体的な提案については、企画書の適否に関する評価対象としない。)	別紙 4 - 5	
9	緊急時等への 対応について	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。	別紙 4 - 4	
10		業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。	別紙 4 - 4	
全体評価（企画書の適否）				

1. 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額分	83,160	84,823	84,700
	成果報酬分	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		83,160	84,823	84,700
参考値 (b)	減価償却費	0	0	0
	退職給付金費	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		83,160	84,823	84,700
(注記事項)				
委託費の内容は以下のとおり。				(単位：千円)
1. 名古屋港湾合同庁舎		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ア 設備運転・監視及び日常点検・保守		6,869	6,929	6,930
イ ① 自家用電気工作物保安管理		1,536	1,576	1,639
② 空調設備保守		2,478	2,306	847
③ 空調関連設備保守		648	708	803
④ 個別空調設備保守		294	297	330
⑤ 地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守		252	252	286
⑥ 貯水槽清掃		367	387	187
⑦ 汚水・雑排水槽清掃		227	277	220
⑧ 水質検査（飲料水関係）		109	159	154
⑨ 中央監視装置保守		1,080	1,100	1,100
⑩ 消防設備点検		1,995	2,074	1,540
⑪ エレベータ設備保守		3,240	3,240	2,684
⑫ 自動扉保守		242	242	202
⑬ 建築物等点検		648	668	495
⑭ 免震装置点検		184	241	550
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務		8,171	8,183	6,534
② 定期清掃業務		1,340	1,381	2,093
③ 害虫駆除業務		337	337	220
④ 緑地管理業務		216	228	319
エ ① 空気環境測定		624	624	308
② 照度測定		149	165	275
③ 作業環境測定		1,156	1,226	1,100
オ 警備業務		21,536	21,752	26,400
計		53,698	54,352	55,216

2. 名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ウ ④ 緑地管理業務			110

3. 名古屋税関監視部稲永分室	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	204	214	429
④ 個別空調設備保守	301	309	220
⑥ 貯水槽清掃	78	88	55
⑩ 消防設備点検	103	109	220
⑫ 自動扉保守	52	62	128
⑬ 建築物等点検	55	62	77
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	1,076	1,088	541
② 定期清掃業務	375	387	253
③ 害虫駆除業務	130	137	110
④ 緑地管理業務	140	156	198
エ ① 空気環境測定	233	241	154
② 照度測定	54	60	22
計	2,801	2,913	2,407

4. 名古屋税関監視部船着場	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ⑩ 消防設備点検	13	18	66

5. 名古屋税関コンテナ検査センター	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	341	351	429
④ 個別空調設備保守	270	274	110
⑩ 消防設備点検	95	100	220
⑫ 自動扉保守	61	70	128
⑬ 建築物等点検	58	65	77
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	635	647	541
② 定期清掃業務	184	202	198
③ 害虫駆除業務	130	137	110
④ 緑地管理業務	205	215	242
エ ① 空気環境測定	233	241	154
② 照度測定	11	17	22
計	2,223	2,319	2,231

6. 名古屋税関西部出張所	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	309	319	429
② 空調設備保守	486	496	484
④ 個別空調設備保守	138	142	77
⑥ 貯水槽清掃	89	99	55

⑩ 消防設備点検	105	110	220
⑪ エレベータ設備保守	486	501	539
⑫ 自動扉保守	48	58	128
⑬ 建築物等点検	55	62	66
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	1,089	1,100	541
② 定期清掃業務	270	284	253
③ 害虫駆除業務	143	150	110
④ 緑地管理業務	140	154	242
エ ① 空気環境測定	233	241	154
② 照度測定	32	38	22
計	3,623	3,754	3,320

7. 名古屋税関南部出張所	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ② 空調設備保守	194	199	242
⑩ 消防設備点検	50	55	110
⑫ 自動扉保守	48	58	128
⑬ 建築物等点検	55	62	44
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	531	543	409
② 定期清掃業務	173	191	198
③ 害虫駆除業務	130	147	157
④ 緑地管理業務	108	118	242
エ ① 空気環境測定	216	224	154
② 照度測定	11	17	22
計	1,516	1,614	1,706

8. 衣浦港湾合同庁舎	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	253	263	429
② 空調設備保守	486	496	484
④ 個別空調設備保守	49	52	77
⑥ 貯水槽清掃	67	77	55
⑩ 消防設備点検	97	102	220
⑪ エレベータ設備保守	570	585	539
⑫ 自動扉保守	52	62	128
⑬ 建築物等点検	58	65	66
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	227	252	531
② 定期清掃業務	227	236	99
③ 害虫駆除業務	130	137	110
④ 緑地管理業務	151	158	198
エ ① 空気環境測定	233	241	154
② 照度測定	43	49	44
計	2,643	2,775	3,134

9. 豊橋港湾合同庁舎	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	404	414	429
④ 個別空調設備保守	155	159	77
⑤ 地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守	104	144	115
⑥ 貯水槽清掃	153	163	55
⑦ 汚水・雑排水槽清掃	86	156	176
⑩ 消防設備点検	97	102	220
⑪ エレベータ設備保守	518	533	539
⑫ 自動扉保守	78	88	128
⑬ 建築物等点検	66	73	110
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	836	836	946
② 定期清掃業務	308	338	204
③ 害虫駆除業務	194	202	110
④ 緑地管理業務	173	173	275
エ ① 空気環境測定	233	241	154
② 照度測定	76	81	66
計	3,481	3,703	3,604

10. 豊橋税関支署蒲郡出張所	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ④ 個別空調設備保守	39	43	22
⑩ 消防設備点検	56	61	66
⑬ 建築物等点検	58	65	33
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	169	180	277
② 定期清掃業務	19	33	28
③ 害虫駆除業務	117	124	110
④ 緑地管理業務	99	113	264
エ ① 空気環境測定	216	224	154
② 照度測定	11	17	11
計	784	860	965

11. 名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	96	106	407
③ 空調関連設備保守		150	55
⑥ 貯水槽清掃	45	55	55
⑩ 消防設備点検	65	70	110
⑬ 建築物等点検	51	58	44
計	257	439	671

12. 名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ⑥ 貯水槽清掃	45	55	55

⑩ 消防設備点検	65	70	110
⑬ 建築物等点検	(11. に含める)	(11. に含める)	(11. に含める)
計	110	125	165

13. 四日市港湾合同庁舎	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ア 設備運転・監視及び日常点検・保守	4,536	4,536	3,960
イ ① 自家用電気工作物保安管理	365	365	594
② 空調設備保守	928	676	473
③ 空調関連設備保守	151	151	220
④ 個別空調設備保守	39	43	33
⑤ 地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守	101	142	115
⑥ 貯水槽清掃	108	108	77
⑧ 水質検査（飲料水関係）	39	39	66
⑩ 消防設備点検	159	164	220
⑪ エレベータ設備保守	713	728	468
⑫ 自動扉保守	35	45	128
⑬ 建築物等点検	124	131	88
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	1,840	1,864	1,333
② 定期清掃業務	243	259	489
③ 害虫駆除業務	259	259	110
④ 緑地管理業務	151	151	242
エ ① 空気環境測定	116	116	154
② 照度測定	86	92	110
計	9,993	9,869	8,880

14. 四日市コンテナ検査センター	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ① 自家用電気工作物保安管理	284	294	407
④ 個別空調設備保守	270	274	110
⑩ 消防設備点検	108	113	220
⑫ 自動扉保守	73	83	128
⑬ 建築物等点検	67	74	77
ウ ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務	506	516	541
② 定期清掃業務	105	125	165
③ 害虫駆除業務	162	170	110
④ 緑地管理業務	184	192	302
エ ① 空気環境測定	216	224	154
② 照度測定	11	17	11
計	1,986	2,082	2,225

15. 名古屋税関ガーデン埠頭監所	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ウ ② 定期清掃業務	32		

(注記事項)

- ①名古屋税関ガーデン埠頭監所は、令和元年度に施設を東海財務局に返還したことから、当該業務から除外
- ②名古屋港湾合同庁舎第二駐車場は、令和2年度から当該業務に追加（前年度までは実施せず）
- ③名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）については、令和元年度からイ③「空調関連設備保守（ボイラー設備）」の業務を追加（平成30年度までは別途契約により実施）
- ④衣浦港湾合同庁舎について、令和3年度から警察庁中部管区警察局愛知情報通信部を入居官署から除外
- ⑤名古屋港湾合同庁舎については、令和3年度からイ②「空調設備保守」の業務内容を一部変更（ファンコイルユニットのフィルター洗浄、清掃のみ）していることから、従来の委託費との比較においては留意すること。（空調設備機器更新工事を実施するため。従来の点検業務は空調設備機器更新後、別業務として発注、実施予定）
- ⑥名古屋港湾合同庁舎については、令和3年度からイ③「空調関連設備保守」の業務内容のうち、ボイラー設備点検、第2種圧力容器及び電気集塵機設備点検を除外していることから、従来の委託費との比較においては留意すること。（空調設備機器更新工事を実施するため。ボイラー設備点検及び第2種圧力容器に関する従来の点検業務は今後不要となる。電気集塵機設備に関する従来の点検業務は空調設備機器更新後、別業務として発注、実施予定）
- ⑦名古屋港湾合同庁舎については、令和3年度からエ③「作業環境測定」の業務を除外していることから、従来の委託費との比較においては留意すること。（測定対象エリアの改修工事を実施するため。従来の点検業務は改修工事後、別業務として発注、実施予定）
- ⑧四日市港湾合同庁舎については、令和3年度からイ②「空調設備保守」及びイ③「空調関連設備保守」の業務を除外。（空調設備機器の故障による。従来の点検業務は空調設備機器更新後、別業務として発注、実施予定）

2. 従来の実施に要した人員

(業務従事者に求められる知識・経験等)

入札実施要項及び別紙5仕様書記載事項と同じ。

(業務の繁閑の状況とその対応)

該当なし

(注記事項)

従来の実施において、すべての業務を委託により実施。

過去における業務従事者数

(単位：人)

1. 名古屋港湾合同庁舎	人 員		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設備運転・監視及び日常点検・保守	2	2	2
日常清掃業務	4	4	4
警備業務	4 (2)	4 (2)	4 (2)

2. 名古屋税関監視部稲永分室	人 員		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常清掃業務	1	1	1

3. 名古屋税関コンテナ検査センター	人 員		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常清掃業務	1	1	1

4. 名古屋税関西部出張所	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常清掃業務	1	1	1

5. 名古屋税関南部出張所	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常清掃業務	1	1	1

6. 衣浦港湾合同庁舎	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常清掃業務	1	1	1

7. 豊橋港湾合同庁舎	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常清掃業務	1	1	1

8. 豊橋税関支署蒲郡出張所	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常清掃業務	1	1	1

9. 四日市港湾合同庁舎	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設備運転・監視及び日常点検・保守	1	1	1
日常清掃業務	1	1	1

10. 四日市コンテナ検査センター	人 員		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常清掃業務	1	1	1

注 1) 日常清掃においては、1日あたりの平均人数

注 2) 警備業務においては、日勤者及び当直者の総数（カッコ内は当直者人数）

3. 従来の実施に要した施設及び設備

	事務室等	数量 (室)	設備	数量 (点)
(1)名古屋港湾合同庁舎	守衛室 (本館)	1	キャビネット	5
			事務机	4
			電話	2
			その他雑品等	1 式
	守衛室 (別館)	1	キャビネット	2
			事務机	2
			椅子	3
			電話	1
			その他雑品等	1 式
	電気室	1	キャビネット	3
			事務机	5
			椅子	7
			電話	1
その他雑品等			1 式	
清掃員待機室	1	その他雑品等	1 式	
(2)四日市港湾合同庁舎	電気室	1	事務机	1
			椅子	1
			その他雑品等	1 式
	清掃員待機室	1	その他雑品等	1 式
(注記事項)				
① 上記の施設及び設備については、業務を行う範囲において無償で使用を認める。				
② 上記以外で、点検の実施等業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。				
③ 前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。				

4. 従来の実施における目標の達成の程度

① 確実性の確保

- ・ 管理・運営業務の不備に起因する当施設における執務の中断 0 回
※ 老朽化を起因とするものは含めない。
- ・ 管理・運営業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数 0 回

② 安全性の確保

- ・ 管理・運営業務の不備に起因する怪我の回数 0 回

(注記事項)

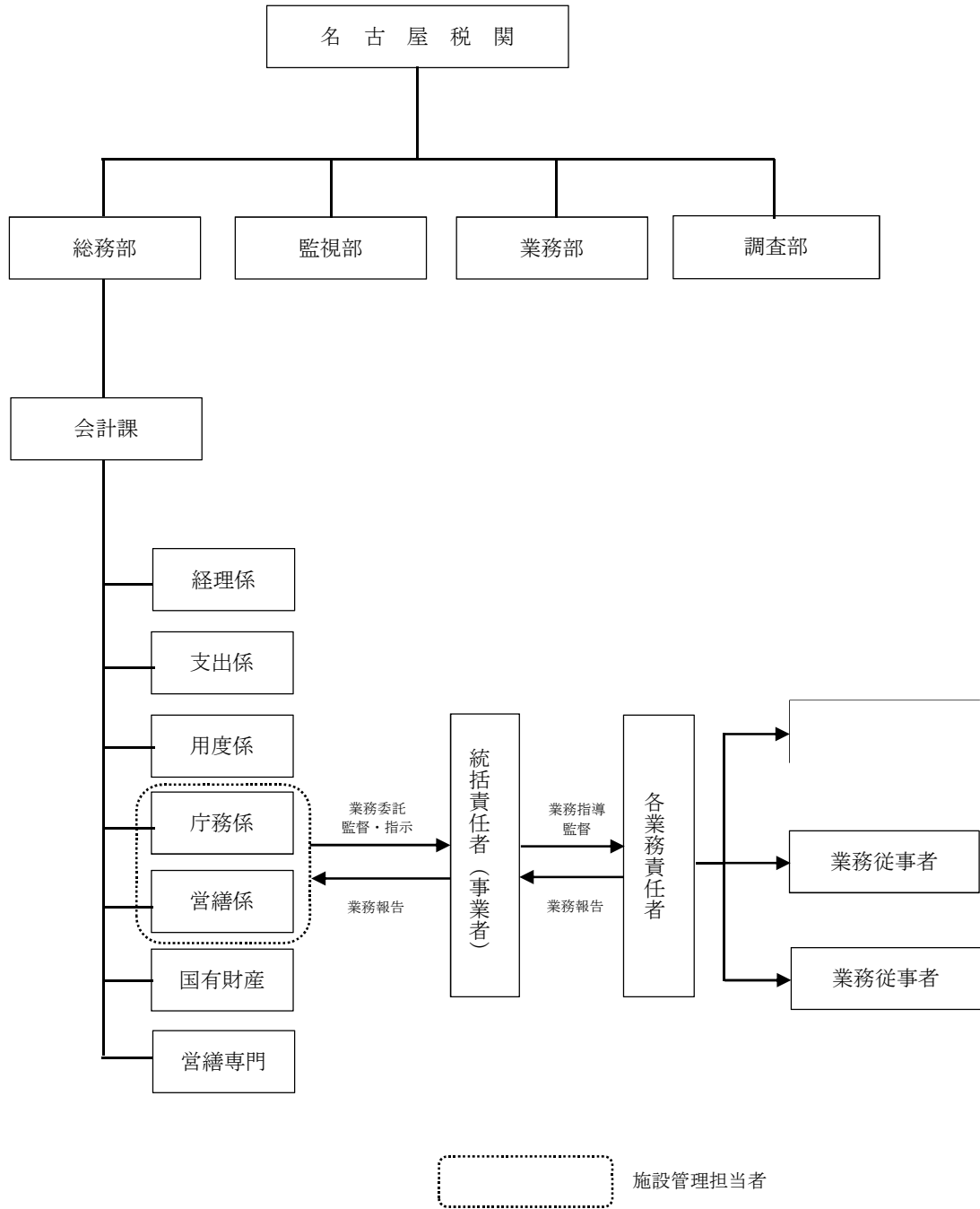
※ 具体的な数値目標の設定はしていない

5. 従来の実施方法等

①組織図及び業務フロー

名古屋税関 業務フロー (組織図)

名古屋税関組織図(抜粋)



②従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係

1. 名古屋港湾合同庁舎

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
ア 設備運転・監視及び点検・保守		○			○		
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 執務環境測定業務		○			○		
エ 清掃等業務		○			○		
オ 警備業務		○			○		

2. 名古屋港湾合同庁舎第二駐車場

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
エ 清掃等業務		○			○		

3. 名古屋税関監視部稲永分室

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

4. 名古屋税関監視部船着場

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		

5. 名古屋税関コンテナ検査センター

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

6. 名古屋税関西部出張所

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

7. 名古屋税関南部出張所

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		

エ 執務環境測定業務		○			○		
------------	--	---	--	--	---	--	--

8. 衣浦港湾合同庁舎

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

9. 豊橋港湾合同庁舎

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

10. 豊橋税関支署蒲郡出張所

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

11. 名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		

12. 名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		

13. 四日市港湾合同庁舎

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
ア 設備運転・監視及び点検・保守		○			○		
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 執務環境測定業務		○			○		
エ 清掃等業務		○			○		

14. 四日市コンテナ検査センター

業務内容・細目	現状			令和3年度以降			備考（作業時期・頻度・条件等）
	当関	A(主な受託者)	A以外の業者	当関	B(主な受託者)	B以外の業者	
イ 定期点検等及び保守		○			○		
ウ 清掃等業務		○			○		
エ 執務環境測定業務		○			○		

施設管理・運営業務についてのアンケート

【アンケートのお願い】

本アンケート調査は、施設の管理・運営業務について、入居されている方々の満足度を調査し、今後の管理・運営業務の質の向上のために、参考にさせていただくものです。

回答いただいた内容等が外部にでることは一切ございませんので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。（回答について該当するものに○を付けてください。）

まず、入居する施設名等のご記入をお願いします。（集計の参考とさせていただきます）

施 設 名	年 齢	性 別
	①20代以下 ②30代 ③40代	① 男性
	④50代 ⑤60代	② 女性

1. 清掃業務

1-1 玄関ホール、廊下、階段、トイレなどの共用部分の清掃は行き届いていましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

--

1-2 庁舎の消耗品（トイレトペーパー、石鹸等の消耗品）は支障なく補充されてきましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

--

1-3 事務室内の清掃は行き届いていましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

--

2. 施設の管理

2-1 各作業において、通常の事務に支障を来さないように適切な配慮はとられていましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

[]

3. 執務環境について

3-1 事務室内の照度及び空気環境はどうでしたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

[]

4. 警備業務について（名古屋港湾合同庁舎の入居職員のみ）

4-1 警備員の受付・対応はどうでしたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

※ 具体的な理由がある場合は、ご記入ください。

[]

○ その他、施設の管理・運營業務について、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。（管理・運營業務以外のことでも結構です。）

[]

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

管理・運營業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

- 入札参加グループの場合は、グループ構成企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記する。
また、グループ構成企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載する。その際には、グループ構成企業間の連絡体制が把握できるようにすること。

注) 用紙が不足する場合は適宜追加すること (A4 版)

2. 業務実績			
■本実施要項 1. で示す業務毎に過去 3 年間の業務実績を記載すること。			
(1) 設備運転・監視及び点検・保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(2) 定期点検等及び保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(3) 清掃等業務			
業務名	業務名	業務名	業務名
			施設規模 請負金額等
(4) 執務環境測定業務			
業務名	業務名	業務名	業務名
			施設規模 請負金額等
(5) 警備業務			
業務名	業務名	業務名	業務名
			施設規模 請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■本実施要項 1. で示す業務ごとに年次計画を記載すること（引継ぎの期間を含む。）。本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

注) 用紙が不足する場合は適宜追加すること (A4 版)

4. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要項 1. で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載し、必要とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。また、緊急時（管理・運営業務の実施に当たり通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

注) 用紙が不足する場合は適宜追加すること (A4 版)

5. 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、3枚以内で具体的にかつ簡潔にまとめること。

(1) 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保及びコスト削減についての考え方

(2) 質の確保及びコスト削減に関する提案事項

注) 用紙が不足する場合は適宜追加すること (A4 版)

6. 従来の実施方法に対する改善提案（総括表）			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、当関が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1) 点検等及び保守		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2) 清掃		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3) 執務環境測定		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(4) 施設警備		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

注) 用紙が不足する場合は適宜追加すること (A4 版)

7. 従来の実施方法に対する改善提案（各業務）

■提案を行う各業務の1項目につき3枚以内とする。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

注) 用紙が不足する場合は適宜追加すること (A4 版)

名古屋港湾合同庁舎他 13 施設
維持管理業務委託仕様書

仕 様 書

1. 業務名
名古屋港湾合同庁舎他 13 施設維持管理業務委託
2. 業務場所

	庁舎名	所在地
1	名古屋港湾合同庁舎	名古屋市港区入船 2-3-12
2	名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	名古屋市港区入船 2-501-1
3	名古屋税関監視部稲永分室	名古屋市港区潮風町 1
4	名古屋税関監視部船着場	名古屋市港区一州町 86 番 1
5	名古屋税関コンテナ検査センター	愛知県海部郡飛島村西浜 28
6	名古屋税関西部出張所	愛知県海部郡飛島村東浜 2-15-4
7	名古屋税関南部出張所	愛知県知多市緑町 5-3
8	衣浦港湾合同庁舎	愛知県半田市 11 号地 2
9	豊橋港湾合同庁舎	愛知県豊橋市神野ふ頭町 3-11
10	豊橋税関支署蒲郡出張所	愛知県蒲郡市浜町 4-3
11	名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）	名古屋市港区港陽 1-2-18
12	名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）	名古屋市港区港陽 2-9
13	四日市港湾合同庁舎	三重県四日市市千歳町 5-1
14	四日市コンテナ検査センター	三重県四日市市霞 2-5

3. 施設概要
対象施設の概要は、別紙 1「対象施設の概要」のとおりとする。
4. 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
5. 主な業務内容
本業務における主な業務内容は以下のとおりであり、各施設における対象業務は別紙 2「対象業務一覧」に示す。
 - (1) 設備運転・監視及び日常点検・保守
 - (2) 定期点検及び保守
 - (3) 清掃等業務
 - (4) 執務環境測定業務
 - (5) 警備業務

【別紙1】対象施設の概要

施設名	施設概要
名古屋港湾合同庁舎	<p>【本館】 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上9階・塔屋3階・地下1階、油庫） 延床面積 15,293 m²</p> <p>【別館】 鉄筋コンクリート造（地上8階・地下1階） 延床面積 4,946 m²</p>
名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	<p>【駐車場】 鉄骨造平屋建（地上1階） 延床面積 51 m²</p>
名古屋税関監視部稲永分室	<p>【本館】 鉄筋コンクリート造（地上3階） 延床面積 960 m²</p> <p>【別館】 鉄筋コンクリート造（地上2階） 延床面積 645 m²</p>
名古屋税関監視部船着場	<p>【倉庫】 鉄骨造（地上1階） 延床面積 21 m²</p>
名古屋税関コンテナ検査センター	<p>【X線検査棟】 鉄筋コンクリート造（地上3階） 延床面積 1,887 m²</p> <p>【コンテナ貨物検査場】 鉄骨造（地上1階） 延床面積 621 m²</p> <p>【出口誘導事務所】 鉄骨造（地上1階） 延床面積 78 m²</p> <p>他車庫1棟</p>
名古屋税関西部出張所	<p>【庁舎】 鉄筋コンクリート造（地上3階・塔屋1階） 延床面積 1,749 m²</p> <p>【コンテナ貨物検査場】 鉄骨造（地上1階） 延床面積 590 m²</p> <p>【貨物検査場】 鉄筋コンクリート造（地上1階）</p>

	延床面積 253 m ² 【書庫】 鉄骨造（地上2階） 延床面積 243 m ² 他、車庫2棟
名古屋税関南部出張所	【本館】 鉄筋コンクリート造（地上2階） 延床面積 354 m ² 【別館】 鉄筋コンクリート造（地上2階） 延床面積 194 m ² 他、車庫1棟
衣浦港湾合同庁舎	【庁舎】 鉄筋コンクリート造（地上3階） 延床面積 1,091 m ² 他、附属屋 2棟、車庫 1棟、ポンプ室 1棟
豊橋港湾合同庁舎	【本館】 鉄骨造（地上2階） 延床面積 1,098 m ² 他、車庫 7棟 【別館】 鉄筋コンクリート造（地上3階） 延床面積 909 m ² 45 m ² （渡り廊下）
豊橋税関支署蒲郡出張所	鉄筋コンクリート造（地上1階） 延床面積 121 m ²
名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）	鉄筋コンクリート造（地上4階） 延床面積 1,435 m ²
名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）	鉄筋コンクリート造（地上5階） 延床面積 1,715 m ²
四日市港湾合同庁舎	【庁舎】 鉄筋コンクリート造（地上4階・塔屋2階） 延床面積 3,588 m ² 【附属屋】 鉄筋コンクリート造（地上1階） 延床面積 420 m ² 他、車庫2棟、油庫1棟、自転車庫3棟
四日市コンテナ検査センター	【X線検査棟】 鉄筋コンクリート造（地上3階） 延床面積 2,064 m ²

	【出口誘導事務所】 鉄骨造（地上1階） 延床面積 129 m ²
--	--

【別紙2】対象業務一覧

施設名	業務名
名古屋港湾合同庁舎 【本館・別館】	① 設備運転・監視及び日常点検・保守 ② 定期点検及び保守のうち 自家用電気工作物保安管理 空調設備保守 個別空調設備保守 ばい煙測定 エレベータ設備保守 自動扉保守 消防設備点検 地下タンク及び付帯設備保守 中央監視装置保守 建築物等点検 貯水槽清掃 汚水・雑排水槽清掃 水質検査 免震装置点検 ③ 清掃等業務 ④ 執務環境測定業務 ⑤ 警備業務
名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	① 清掃等業務
名古屋税関監視部稲永分室	① 定期点検及び保守のうち 自家用電気工作物保安管理 個別空調設備保守 貯水槽清掃 消防設備点検 自動扉保守 建築物等点検 ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務
名古屋税関監視部船着場	① 定期点検及び保守のうち 消防設備点検
名古屋税関コンテナ検査センター	① 定期点検及び保守のうち 自家用電気工作物保安管理 個別空調設備保守 消防設備点検 自動扉保守 建築物等点検 ② 清掃等業務

	③ 執務環境測定業務
名古屋税関西部出張所	① 定期点検及び保守のうち 自家用電気工作物保安管理 空調設備保守 個別空調設備保守 貯水槽清掃 消防設備点検 エレベータ設備保守 自動扉保守 建築物等点検 ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務
名古屋税関南部出張所	① 定期点検及び保守のうち 空調設備保守 消防設備点検 自動扉保守 建築物等点検 ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務
衣浦港湾合同庁舎	① 定期点検及び保守のうち 自家用電気工作物保安管理 空調設備保守 個別空調設備保守 貯水槽清掃 消防設備点検 エレベータ設備保守 自動扉保守 建築物等点検 ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務
豊橋港湾合同庁舎【本館・別館】	① 定期点検及び保守のうち 自家用電気工作物保安管理 個別空調設備保守 消防設備点検 エレベータ設備保守（本館のみ） 自動扉保守 建築物等点検 貯水槽清掃 汚水・雑排水槽清掃 地下タンク及び付帯設備保守

	<ul style="list-style-type: none"> ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務
豊橋税関支署蒲郡出張所	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期点検及び保守のうち <ul style="list-style-type: none"> 個別空調設備保守 消防設備点検 建築物等点検 ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務
名古屋税関第一港陽町宿舍（千年寮）	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期点検及び保守のうち <ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物保安管理 貯水槽清掃 ボイラー設備点検 消防設備点検 建築物等点検
名古屋税関第一港陽町宿舍（若鯨寮）	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期点検及び保守のうち <ul style="list-style-type: none"> 貯水槽清掃 消防設備点検 建築物等点検
四日市港湾合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備運転・監視及び日常点検・保守 ② 定期点検及び保守のうち <ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物保安管理 貯水槽清掃 個別空調設備保守 エレベータ設備保守 自動扉保守 消防設備点検 建築物等点検 地下タンク及び付帯設備保守 水質検査 ③ 清掃等業務 ④ 執務環境測定業務
四日市コンテナ検査センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期点検及び保守のうち <ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物保安管理 個別空調設備保守 自動扉保守 消防設備点検 建築物等点検 ② 清掃等業務 ③ 執務環境測定業務

目 次

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 一般事項	1
第2節 業務関係図書	2
第3節 現場管理	3
第4節 業務の実施	4
第5節 引継ぎ	5
(様式A) 従事者届出書	6
(様式B) 履歴書	7

第2編 設備運転・監視及び日常点検・保守

第1章 一般事項

第1節 一般事項	8
(別表1.1.6(1)) 名古屋港湾合同庁舎本館設備一覧	1 1
(別表1.1.6(2)) 名古屋港湾合同庁舎別館設備一覧	1 2
(別表1.1.6(3)) 四日市港湾合同庁舎設備一覧	1 3
(別表1.1.13) 電気機械衛生設備保守日報様式例	1 4

第2章 電気設備

第1節 一般事項	1 5
第2節 電灯・動力設備	1 5
第3節 受変電設備	1 5
第4節 自家発電設備	1 5
第5節 直流電源設備	1 6
第6節 太陽光発電設備	1 6
第7節 雷保護設備	1 6
第8節 構内配電線路	1 6

第3章 機械設備

第1節 冷熱源機器	1 7
第2節 空気調和等関連機器	1 7
第3節 給排水衛生機器	1 9
第4節 監視制御設備	2 0
第5節 搬送設備	2 1

第3編 定期点検及び保守

第1章 一般事項

第1節 一般事項	2 2
----------	-----

第2章 自家用電気工作物保安管理

第1節 一般事項	2 4
第2節 業務の範囲	2 5

第3節	業務の条件	26
第4節	連絡・報告	27
	(別表2.2.2)点検、測定及び試験の基準等	28
第3章	空調設備保守	
第1節	一般事項	33
第2節	業務の範囲	34
第3節	報告	36
第4章	空調関連設備保守	
第1節	一般事項	37
第2節	ボイラー設備	37
第3節	ばい煙測定	37
第5章	個別空調設備保守	
第1節	一般事項	39
第2節	業務の範囲	44
第3節	報告	45
第6章	地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守	
第1節	一般事項	46
第2節	業務の範囲	47
第7章	貯水槽清掃	
第1節	一般事項	50
第2節	業務の範囲	51
第8章	汚水・雑排水槽清掃	
第1節	一般事項	52
第2節	業務の範囲	52
第9章	水質検査(飲料水関係)	
第1節	一般事項	53
第2節	業務の範囲	53
第10章	中央監視装置保守	
第1節	一般事項	54
第2節	業務の範囲	54
第11章	消防設備点検	
第1節	一般事項	58
第2節	業務の範囲	58
	(別表11.1.2)消防設備点検対象表	61
	(別表11.2.1)粉末消火器の製造年詳細	66
第12章	エレベータ設備保守	
第1節	一般事項	67
第2節	業務の範囲	69
第13章	自動扉保守	
第1節	一般事項	76
第2節	業務の範囲	76
第14章	建築物等点検	
第1節	一般事項	78

第2節	業務の範囲	78
	(別表14.2.5)保全台帳様式2	81
第15章	免震装置点検	
第1節	一般事項	87
第2節	業務の範囲	87

第4編 清掃等業務

第1章	一般事項	
第1節	一般事項	90
第2節	業務の範囲	91
第2章	清掃	
第1節	日常清掃及び日常巡回清掃	94
第2節	定期清掃	95
第3章	害虫駆除	
第1節	生息調査	96
第2節	防除	96
第3節	駆除	97
第4章	緑地管理	
第1節	緑地管理	97
	(別表1.2.1)清掃作業基準表	98
	(別表1.2.2)緑地管理基準	112

第5編 執務環境測定業務

第1章	一般事項	
第1節	一般事項	113
第2章	空気環境測定	
第1節	一般事項	113
第2節	測定	113
	(別表2.2.2)空気環境測定基準表	116
	(別表2.2.3)空気環境測定基準表	
	(特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等)	117
第3章	照度測定	
第1節	一般事項	118
第2節	測定	118
	(別表3.2.2)照度測定基準表	119

第6編 警備業務

第1章	一般事項	
第1節	一般事項	120
第2章	警備業務	
第1節	施設警備業務	121

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

- (1) 一般共通事項（以下「共通事項」という。）は、前記3.施設概要別紙1に示す建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、執務環境測定、清掃及び警備に関する業務に適用する。
- (2) 共通事項に規定する事項は、次編以降の特記事項（以下「特記事項」という。）に別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本業務に係る契約書及び仕様書（以下「契約図書」という。）は相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は次の①から③の順位とし、これにより難しい場合は契約書に基づき委託者と受託者で協議して決定するものとする。
 - ① 契約書
 - ② 特記事項
 - ③ 共通事項
- (4) 仕様書に記載されていない事項で、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に記載のある事項については、監督職員と協議の上、その指示に従い、請負金額の範囲内で実施するものとする。

1.1.2 用語の定義

仕様書における用語の定義は次によるほか、各章の用語の定義による。

- (1) 「監督職員」とは、本業務の監督を行うことを委託者が指定した名古屋税関の職員をいう。
- (2) 「統括管理責任者」とは、全ての業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督職員との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、各業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督職員との連絡調整を行う者で、各業務における受託者側の責任者をいう。
- (4) 「現場責任者」とは、業務責任者の指示により現場において指揮監督をする者で、現場における受託者側の責任者をいう。
- (5) 「従事者」とは、現場責任者及び実際に業務を実施する者の総称をいう。
- (6) 「運転・監視」とは、施設の運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (7) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かを判断することをいう。
- (8) 「定期点検」とは、建築物等の点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、（冷房・暖房稼働前点検）シーズンオン点検（冷房・暖房稼働中点検）を含めるものとする。
- (9) 「日常点検」とは、巡回により日常に行う点検をいい、日1回行う「毎日点検」、週1回行う「週間点検」、月1回行う「月間点検」、随時行う「随時点検」の総称をい

う。

- (10) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (11) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (12) 「警備」とは、施設内の保安のため様々な事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- (13) 「特記」とは、1.1.1適用(3)の②に指定された事項をいう。

1.1.3 受託者の負担の範囲

- (1) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き受託者の負担とする。
- (2) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は受託者の負担とする。ただし、特記ある場合はこれに従うものとする。
- (3) 受託者の負担により使用する部品・消耗品が「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づく「特定調達品目」に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品を原則使用するほか、同法に係る基本方針に準拠すること。なお、不明な点は、委託者と受託者で協議し決定するものとする。
- (4) 清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。
- (5) 業務の際に着用する制服、作業服等は受託者の負担とする。
- (6) 本業務において必要な官公庁、その他に対する諸手続きは遅滞なく行い、費用は受託者の負担とする。
- (7) 電気室、巡視室、清掃員控室等、受託者の業務、福利厚生に必要な各室については、委託者が無償で提供するものとする。ただし、同室及び同室における備品に破損を生じさせた場合の原状回復に要する必要な費用は受託者の負担とする。なお、同室等の電話料は、連絡用に限り無償とし、私用で使用しないこと。

1.1.4 疑義に対する協議等

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議をする。

1.1.5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第2節 業務関係図書

1.2.1 年間業務計画書

- (1) 統括管理責任者は、本業務の実施に先立ち、年間計画、実施体制(連絡体制を含む。)、従事者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた年間業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。ただし、軽微な業務について委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 従事者が施設に常駐して行う業務において、受託者は従事者の労務管理について適切に行うよう計画すること。

1.2.2 作業計画書

業務責任者は、年間業務計画書に基づき各業務別に、実施日時、作業内容、作業手順、従事者の氏名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始日前に監督職員の承諾を得ること。

1.2.3 貸与資料

- (1) 委託者は業務に必要な図面等資料を受託者に貸与するものとする。ただし、必要とする全ての資料が用意されているものではない。
- (2) 受託者は、貸与された資料を作業終了後速やかに委託者に返還すること。

第3節 現場管理

1.3.1 業務管理

受託者は、契約図書に適合する業務を履行するための業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

1.3.2 統括管理責任者及び業務責任者

- (1) 受託者は、統括管理責任者及び業務責任者を選任し、委託者に届け出ること。また、各責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、従事者に業務目的、作業内容及び監督職員の指示事項等を伝え、その周知を図る。
- (3) 統括管理責任者は業務責任者及び現場責任者を、業務責任者は現場責任者を兼ねることができるものとする。
- (4) 受託者は、統括管理責任者を補助する必要がある場合、副統括管理責任者を選任することができる。副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、また統括管理責任者が不在の際は、これに代わって業務を行う。

1.3.3 業務条件

- (1) 業務を行う日及び時間は、特記による。特記にないものは監督職員と協議の上決定するものとする。
- (2) 定められた業務日時を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。

1.3.4 安全衛生管理

- (1) 受託者は従事者の安全を確保するとともに事故防止を十分指導し、業務に万全を期すること。
- (2) 従事者の労働安全衛生に関する労務管理については、統括管理責任者とその責任者となり、関係法令に従い行うこと。
- (3) 受託者は、労働安全衛生に関する労働者災害補償保険等の法令上の責任を負うものとする。

1.3.5 服務

- (1) 受託者及び従事者は業務に関して知り得た情報を他の者に漏らさないこと。また、業務終了後においても、同様とする。
- (2) 従事者は、庁舎に関する管理規則等を遵守し、職務遂行に専念すること。
- (3) 従事者は、来庁者などに対しては、礼儀正しく丁寧な態度をもって応対すること。
- (4) 従事者は、勤務中に無断で業務場所を離れないこと。(休憩時間を除く)
- (5) 従事者は、勤務中に酒気をおびる行為をしないこと。
- (6) 受託者は、従事者の身元、風紀及び作業規律に関して一切の責任を負うものとし、委託者に対して責任及び迷惑を及ぼさないこと。

1.3.6 喫煙場所

従事者の喫煙は、各施設の定められた場所で行い、喫煙後は確実に消火すること。なお、勤務中の喫煙は節度ある対応を心がけること。

1.3.7 施設への立入

従事者は各業務を行うために必要な場所及び室へ立入ることができるものとし、業務に関係のない場所及び室への立入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1.4.1 従事者

- (1) 受託者は、業務に従事する者について、「従事者届出書」(様式A)及び「職歴書」(様式B)を委託者に提出し、承認を得ること。
- (2) 従事者は、その業務等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (3) 現場責任者は、従事者のうち、最も経験、知識及び技能を有する者であること。
- (4) 法令等により業務を行う者の資格等が定められている場合は、当該資格等を有する者が当該業務を行うこと。

1.4.2 従事者の代替

業務内容により従事者の代替が必要となる場合は、あらかじめ監督職員に報告し承諾を得るものとする。

この場合、代替となる者は、従事者として業務に必要な国家資格、技能を有している者でなければならない。

1.4.3 服装等

- (1) 従事者は常に社員証を携帯し、業務に適した服装並びに履物で業務を行うこと。
- (2) 着用する服装は、原則として社名の入った自社の制服又は作業服とし、これによらない場合は、名札又は腕章を着けて業務を行うこと。
- (3) 警備については、制服のほかに制帽を着用すること。

1.4.4 施設の提供

委託者は、受託者の業務遂行のため必要と認められる場合において、下記の物を無償で提供するものとする。

- ① 机・椅子・ロッカー等必要最小限の備品
- ② 業務遂行のため必要な電気・ガス・水道

1.4.5 行事等への立会い

各施設において開催される防火訓練等の行事への立会いの可否は特記による。

1.4.6 監督職員の立会い

業務等の実施に際して監督職員の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

1.4.7 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、第4編「清掃等業務」のごみ集積による廃棄物を除き、原則として受託者の負担とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守して適切に処理すること。

1.4.8 報告

- (1) 業務責任者は、作業終了後は速やかに結果を記載した業務報告書を作成し、監督職員に報告すること。
- (2) 報告書の書式は、特記に定めがある場合を除き、監督職員の指示によるものとする。
- (3) 報告書の内容に修繕が必要な箇所がある場合は、図面においてその位置を示すとともに見積書を併せて提出すること。
- (4) 統括管理責任者又は業務責任者は、法令の制定、改廃等に伴う設備に対する措置や関係機関に対する届出義務が生じた場合及び事故が発生した場合は、速やかに監督職

員に報告すること。

第5節 引継ぎ

1.5.1 業務の引継ぎ

受託者は、契約満了時において監督職員が指名する者と十分な引継ぎを行うこと。
なお、引継ぎに必要な経費は受託者の負担とする。

従事者届出書

令和 年 月 日

名古屋税関総務部長 殿

受託者
住所
会社名
代表者

名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託について、下記のとおり届出します。

記

1. 受託業務名 _____
2. 庁舎名 _____
3. 従業者名簿

氏名	氏名	氏名

※ 現場責任者に◎を付すこと。

職 歴 書

写 真

1. 従事する業務

2. 氏名等

氏 名		生年月日	
住 所			
電 話			

3. 職 歴

年 月	職 歴

※学歴の記入は不要

4. 従事する業務に関する資格

取得年月日	資 格

注：従事する業務欄には業務名を記載する。

第2編 設備運転・監視及び日常点検・保守

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本仕様書は、名古屋港湾合同庁舎（本館及び別館）及び四日市港湾合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）において実施する建築設備等の運転・監視及び日常点検・保守に関する業務に適用する。

1.1.2 業務の目的

本業務は、合同庁舎の建築設備等について、中央監視制御装置等を活用し、エネルギー使用の適正化、温室効果ガス排出の削減を図りつつ正常で効率的な運転を行うことにより建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに、日常点検により建築設備等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資するほか、各種測定・検査により建築設備等の衛生的な環境の確保に資することを目的とする。

1.1.3 対象施設

本業務における対象施設は、次による。

名古屋港湾合同庁舎【本館・別館】

四日市港湾合同庁舎

1.1.4 従事者の派遣

受託者は、従事者を名古屋港湾合同庁舎においては本館電気室に常時2名、四日市港湾合同庁舎においては電気室に常時1名を派遣するものとし、その従事者にあつては、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、その他建物機械設備の運転保守管理業務の経験がある者とする。

また、必要に応じて電気主任技術者の資格を有する者、危険物乙種第四類取扱者の資格を有する者、建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を従事させるものとする。

なお、電気主任技術者及び建築物環境衛生管理技術者は、名古屋港湾合同庁舎本館、同別館及び四日市港湾合同庁舎について関係官公庁に対し必要な届出を行うこととし、名古屋港湾合同庁舎別館については、名古屋港湾合同庁舎本館との兼任も可とする。

1.1.5 業務の条件

業務時間は、名古屋港湾合同庁舎においては1名を午前8時から午後5時まで、他1名を午前9時から午後6時まで、四日市港湾合同庁舎においては午前8時から午後6時までとし、それぞれ内1時間を休憩時間とする。（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）

1.1.6 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備は、別表1.1.6(1)名古屋港湾合同庁舎本館設備一覧、同(2)名古屋港湾合同庁舎別館設備一覧及び同(3)四日市港湾合同庁舎設備一覧による。

(1) 設備機器の起動・停止の操作

(2) 設備運転状況の監視又は計測・記録

- (3) 電気・水道・ガス使用量に係る検針業務
- (4) 室内温湿度管理及び最適化のための機器制御・設定値調整
- (5) エネルギー使用の適正化
- (6) 季節運転切替え
- (7) その他監督職員の指示する事項

1.1.7 点検の範囲

日常点検の対象設備、周期等は、特記による。なお、定められた対象設備等以外で異常を発見した場合であっても監督職員に報告すること。

1.1.8 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃、洗浄（ドアクローザー、人感センサー調整等）
- (2) 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ネジ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換及び補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類（高さ5 m以下に限る。）、ヒューズ類
 - ③ パッキン、Oリング類
 - ④ 精製水
 - ⑤ フィルター類
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗料、その他の部分補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業
- (8) 消耗部品の在庫管理
- (9) その他、監督職員の指示する事項

1.1.9 運転・監視及び日常点検・保守の実施

本編各章に定めるところにより運転・監視及び日常点検を適正に行い、必要に応じて保守の措置を講ずること。

1.1.10 点検の省略

本編各章に定める点検業務について、対象設備の更新・故障等物理的な理由により点検を行うことが出来ない場合は、監督職員の承諾のもと点検を省略することができる。

1.1.11 周期の表記

運転・監視及び日常点検の周期の表記は、次による。

- (1) 「1D」は、1日ごとに1回行うものとする。
- (2) 「1W」は、1週ごとに1回行うものとする。
- (3) 「1M」は、1月ごとに1回行うものとする。

1.1.12 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- ① ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む。）
- ② ヒューズ類
- ③ パッキン、Oリング類
- ④ 蓄電池用精製水
- ⑤ 発電機用燃料（オイルを含む。）
- ⑥ フィルター類

- ⑦ 乾電池類
- ⑧ 塗料（タッチペイント）

1.1.13 運転・監視の記録及び報告

- (1) 日常業務における業務日誌を作成し、監督職員に提出し確認を受けること。
- (2) 運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載すること。（別表1.1.13参照）
 - ① 従事者氏名
 - ② 点検を実施した設備
 - ③ 電気、水道、ガスの使用量
 - ④ その他、監督職員に報告すべき事項

1.1.14 環境衛生管理業務

建築物環境衛生管理技術者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年4月14日法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理技術者の業務
- (2) 庁舎内の温度・湿度管理
- (3) 庁舎内飲料水の簡易な水質検査（色度、濁度、臭気、味）、残留塩素濃度測定
- (4) 浮遊粉塵の発生防止
- (5) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」（昭和45年10月12日政令第304号）に定められている「建築物環境衛生管理基準」に基づき、以下の維持管理業務に立会い又は実施結果を把握すること。
 - ・環境衛生測定業務、害虫駆除作業、貯水槽清掃、その他業務遂行上必要と思われる各種業務
- (6) 立会い又は把握した維持管理業務の結果を取りまとめ、必要に応じて、監督職員に対し、環境衛生上適正に行われるよう意見を述べること。
- (7) 保健所等関係機関に対し、名古屋港湾合同庁舎及び四日市港湾合同庁舎の環境衛生上必要とされる維持管理結果報告の作成を行うこと。

1.1.15 臨機の措置

災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

1.1.16 応急の措置

- (1) 設備機器等に異状若しくは故障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、従事者は、被害の拡大を防止するため、常備している工具類又は部品を用いて処置すること。
- (2) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、その指示により簡易な方法による応急措置を講じること。
- (3) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、速やかに監督職員に報告するとともに、その指示により、その区域を立ち入り禁止にする等の危険防止措置を講じること。
- (4) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、委託者との協議による。

1.1.17 資料等の整理・保管

次に示すものの整理及び保管を行うこと。

- ① 関係図面及び業務関係図書類の収集・整理・保管
- ② 機器台帳の整理

1.1.18 設備室の清掃

電気室・機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行い清潔に保つこと。

1.1.19 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、排除すること。

1.1.20 防災訓練等への参加

受託者は、防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加すること。

別表1.1.6 (1) 名古屋港湾合同庁舎本館 設備一覧

番号	設備種目	業務範囲		摘要
		運転	点検	
1	高圧変電設備	○	○	点検は第2章による。
2	非常発電設備	○	○	点検は第2章による。
3	電灯設備	○	○	点検は第2章による。
4	電力配線設備	○	○	点検は第2章による。
5	避雷針設備		○	点検は第2章による。
6	太陽光発電設備	○	○	点検は第2章による。
7	電気時計設備	○		
8	自動制御装置	○	○	点検は第3章による。
9	昇降機設備	○	○	点検は第3章による。
10	空気調和設備	○	○	点検は第3章による。
11	電気集塵機設備	○		
12	冷温水発生機設備	○	○	点検は第3章による。
13	換気設備	○	○	点検は第3章による。
14	給水設備	○	○	点検は第3章による。
15	排水設備	○	○	点検は第3章による。
16	洗面・便所・湯沸設備	○		
17	ガス設備	○		
18	屋内消火栓設備	○		
19	泡消火設備	○		
20	防火扉	○		
21	自動火災報知設備	○		
22	スプリンクラー設備	○		
23	防潮扉	○		
24	屋上緑化設備	○		
25	免震設備		○	

別表1.1.6 (2) 名古屋港湾合同庁舎別館 設備一覧

番号	設備種目	業務範囲		摘要
		運転	点検	
1	高压変電設備	○	○	点検は第2章による。
2	非常発電設備	○	○	点検は第2章による。
3	電灯設備	○	○	点検は第2章による。
4	電力配線設備	○	○	点検は第2章による。
5	太陽光発電設備		○	点検は第2章による。
6	避雷針設備		○	点検は第2章による。
7	電気時計設備	○		
8	自動制御装置	○	○	点検は第3章による。
9	昇降機設備		○	点検は第3章による。
10	換気設備	○	○	点検は第3章による。
11	給水設備	○	○	点検は第3章による。
12	排水設備	○	○	点検は第3章による。
13	洗面・便所・湯沸設備	○		
14	屋内消火栓設備	○		
15	防火扉	○		
16	自動火災報知設備	○		
17	屋上緑化設備	○		
18	免震設備		○	

別表1.1.6 (3) 四日市港湾合同庁舎 設備一覧

番号	設備種目	業務範囲		摘要
		運転	点検	
1	高圧変電設備	○	○	点検は第2章による。
2	非常電源設備	○	○	点検は第2章による。
3	電灯設備	○	○	点検は第2章による。
4	電力配線設備	○	○	点検は第2章による。
5	避雷針設備		○	点検は第2章による。
6	自動制御装置	○		
7	昇降機設備	○	○	点検は第3章による。
8	空気調和設備	○	○	点検は第3章による。
9	冷温水設備	○	○	点検は第3章による。
10	換気設備	○	○	点検は第3章による。
11	給水設備	○	○	点検は第3章による。
12	排水設備	○	○	点検は第3章による。
13	洗面・便所・湯沸設備	○		
14	ガス設備	○		
15	消火設備	○		
16	泡消火設備	○		
17	防火扉	○		
18	自動火災報知設備	○		

電気機械衛生設備保守日報

令和 年 月 曜日 天候

電力計		電気設備				機械衛生設備				消費量				監督官	
作業種別	測定	KWh		空調		故障修理	ガス(13A)		測定		故障修理	m ³			
		日常点検	定期点検	日常点検	定期点検		日常点検	定期点検	日常点検	定期点検					
1	Y	地中電線路	10	M	Y	表示装置	19	M	Y	防熱蒸気	10	M	Y	消防栓	
2	Y	接地線	11	M	Y	計器用変成器	20	D		冷温水	11	D	Y	消防栓	
3	M	遮断機	12	M	Y	避雷器	21	6M		膨張タンク	12			副積算電力計	
4	M	閉閉器	13	D	Y	監視盤	22	M		吸収冷温水機	13	D	Y	残留塩素測定	
5	M	変圧器	14	M	Y	配電盤	23	M		冷却塔	14	D	Y	危険物定期点検	
6	Y	絶縁油	15	M	Y	分電盤	24	M	Y	昇降機設備	15			ファンコイルユニット	
7	M	高圧コンデンサ	16	M	Y	制御盤	25	W		給排水設備	16	W	Y	空気清浄装置	
8	M	継電器	17	M	Y	母線	26	W		各種水槽	17	M	6M		
9	M	警報回路	18	M	Y	蓄電池				ガス設備	18	W	Y		
巡視点検 時 分 ~ 時 分															
摘要															
摘要															
市水使用料 m ³ 累計 m ³															
														勤務者	

(注) 作業種別は実施項目、区分は番号を○で囲むこと

第2章 電気設備

第1節 一般事項

2.1.1 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

第2節 電灯・動力設備

2.2.1 電灯・動力設備

電灯・動力設備の点検項目及び点検内容は、表2.2.1による。

表2.2.1

点検項目		点検及び保守内容	周期	備考
1	照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1 M	
2	分電盤・照明制御盤等	① 異常音の有無を確認する。	1 M	
		② 各開閉器等の開閉状態を点検する。	1 M	
3	制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1 M	
		② コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1 M	

第3節 受変電設備

2.3.1 受変電設備

- (1) 受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の位置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。
- (2) 受変電設備の点検項目及び点検内容は、第3編第2章「自家用電気工作物保安管理」別表2.2.2の「月次点検」による。

第4節 自家発電設備

2.4.1 自家発電設備

- (1) 自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。
- (2) 自家発電設備の点検項目及び点検内容は、第3編第2章「自家用電気工作物保安管理」別表2.2.2の「月次点検」による。

第5節 直流電源設備

2.5.1 直流電源設備

直流電源設備の点検項目及び点検内容は、第3編第2章「自家用電気工作物保安管理」別表2.2.2の「月次点検」による。

第6節 太陽光発電設備

2.6.1 太陽光発電設備

太陽光発電設備の点検項目及び点検内容は、第3編第2章「自家用電気工作物保安管理」別表2.2.2の「月次点検」による。

第7節 雷保護設備

2.7.1 雷保護設備

雷保護設備の点検項目及び点検内容は、第3編第2章「自家用電気工作物保安管理」別表2.2.2の「月次点検」による。

第8節 構内配電線路

2.8.1 構内配電線路

構内配電線路の点検項目及び点検内容は、第3編第2章「自家用電気工作物保安管理」別表2.2.2の「月次点検」による。

第3章 機械設備

第1節 冷熱源機器

3.1.1 運転・監視

運転監視の項目及び周期は表3.1.1による。

表3.1.1

機器の種別	項目	周期	備考
直だき吸収冷温水機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・排ガス温度 ・高温再生器温度及び圧力 ・高温再生器、吸収器及び蒸発器液面 ・本体真空度 ・機械室温度 ・ガス使用量 	1 D	名古屋港湾 合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾 合同庁舎 (ガス使用量 を除く)

3.1.2 冷熱源機器

冷熱源機器の点検項目及び点検内容は、表3.1.2による。

表3.1.2

点検項目		点検及び保守内容		備考
1	起動前	圧力計 温度計	ガラス及び文字板に汚れの無いことを確認する。	
		冷水及び冷 却水配管系 統	① 各種弁の開閉状況を確認する。	
			② 配管接続部、機器水室部等より水漏れがないことを確認する。	
	電源	電圧が規定の許容範囲内にあることを確認する。		
2	運転中	①	各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
		②	配管に漏れ、振動等の異常がないことを確認する。	
		③	運転時に異常音及び異常振動がないことを確認する。	
		④	運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転を行う。	
3	運転終了時	①	運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序に従って行う。	
		②	弁類を所定の開閉位置にする。	
		③	電源開閉器を所定の位置にする。	

第2節 空気調和等関連機器

3.2.1 空気調和等関連機器

空気調和等関連機器の点検項目及び点検内容は、表3.2.1による。

表 3.2.1

点検項目		点検及び保守内容		周期	備考
1	ヘッダー	①	異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	名古屋港湾 合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾 合同庁舎
		②	蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることを確認する。	1 M	
		③	温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことを確認する。	1 M	
2	冷却塔	①	ケーシングに異常振動がないことを確認する。	1 M	名古屋港湾 合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾 合同庁舎
		②	水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことを確認する。	1 M	
		③	送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることを確認する。	1 M	
		④	自動ブロー装置が規定値の範囲内であることを確認する。	1 M	
		⑤	冷却水の汚れの有無を点検する。	1 M	
3	ユニット型空気調和機・コンパクト型空気調和機	①	各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 M	名古屋港湾 合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾 合同庁舎
		②	環気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無を点検する。	1 M	
		③	加湿器の汚れの有無を点検する。	1 M	
		④	排水の良否を点検する。	1 M	
4	空気清浄装置	①	圧力損失が規定値以下であることを確認する。	1 M	名古屋港湾 合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾 合同庁舎
		②	自動巻取形エアフィルターは、巻取完了表示灯が点灯していないことを確認する。	1 M	
		③	コンパクト型空気調和機用集塵機は、荷電表示灯が点灯していることを確認する。	1 M	
5	ファンコイルユニット	①	異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	名古屋港湾 合同庁舎 【本館】
		②	ドレン排水に支障のないことを確認する。	1 M	
		③	汚れの状況を確認する。	1 M	
6	ポンプ	①	各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 M	

		②	軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。	1 M	名古屋港湾合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾合同庁舎
		③	電動機に異常発熱がないことを確認する。	1 M	
		④	計器の指示値を確認する。	1 M	
		⑤	ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1 M	
7	送風機	①	各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 M	名古屋港湾合同庁舎 【本館】 ・ 四日市港湾合同庁舎
		②	計器の指示値を確認する。	1 M	
8	全熱交換器	①	各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 M	名古屋港湾合同庁舎 【別館】
		②	計器の指示値を確認する。	1 M	

第3節 給排水衛生機器

3.3.1 給排水衛生機器

給排水衛生機器の点検項目及び点検内容は、表3.3.1による。

表 3.3.1

点検項目		点検及び保守内容		周期	備考	
1	ポンプ	陸上ポンプ	①	各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 W	
			②	計器の指示値を確認する。	1 W	
			③	軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。	1 W	
			④	電動機に異常発熱がないことを確認する。	1 W	
			⑤	ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1 W	
			⑥	逆止弁の機能を確認する。	1 M	
		水中ポンプ	①	揚水機能を確認する。	1 M	
			②	計器の指示値を確認する。	1 W	
			③	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 M	
			④	逆止弁の機能を確認する。	1 M	

2	水槽	飲料用水槽	①	マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態を確認する。	1 M	
			②	内部の状況及び水位を確認する。	1 M	
			③	周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受ける恐れがないことを確認する。	1 M	
			④	本体(6面)の状態を点検する。	1 M	
			⑤	オーバーフロー管の異常の有無を確認する。	1 M	
			⑥	通気管の異常の有無を確認する。	1 M	
			⑦	水抜き管の異常の有無を確認する。	1 M	
			⑧	防虫網の異常の有無を確認する。	1 M	
			⑨	警報機能を確認する。	1 M	
		雑排水槽・汚水槽	①	マンホール蓋の異常の有無及び施錠を確認する。	1 M	
			②	内部の状況及び水位を確認する。	1 M	
			③	病虫害発生の有無を確認する。	1 M	
			④	異臭の有無を確認する。	1 M	
		3	水質の維持	飲料水	①	外観検査(臭気、味、色度、濁度)を行う。
②	残留塩素の測定を行う。				1 W	

第4節 監視制御設備

3.4.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の点検項目及び点検内容は、表3.4.1による。

ただし、点検対象施設は名古屋港湾合同庁舎とする。

表 3.4.1

点検項目		点検及び保守内容		周期	備考	
1	監視制御機器	外観	①	腐食、浸水等の有無を点検する。	1 D	
			②	異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1 D	
		装置・機器等	①	ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無を点検し、異常な温度	1 D	

				上昇及び作動の確認を行う。		
			②	プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検を行う。	1 D	
2	電源装置 [UPS装置に限る]	整流装置・インバータ装置	①	汚れ、損傷、過熱等の温度上昇及び変形、異常音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1 M	
	②		各計器の指示値を確認する。	1 M		
	③		表示灯類の点灯状態を確認する。	1 M		
3	蓄電池		①	蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 M	
			②	蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1 M	
			③	蓄電池の総出力電圧を確認する。	1 M	

第5節 搬送設備

3.5.1 昇降機

エレベータの点検項目及び点検内容は、表3.5.1による。

表 3.5.1

点検項目		点検及び保守内容		周期	備考
1	エレベータ	①	戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動がないことを確認する。	1 W	
		②	各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないかを確認する。	1 W	
		③	かご内照明等の球切れの有無を確認する。	1 W	
		④	加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。	1 W	
		⑤	着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しい大きな段差がないかを確認する。	1 W	

第3編 定期点検等及び保守

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、建築物等の定期点検、臨時点検及び保守等に関する業務に適用する。

1.1.2 業務の目的

本業務は、建築物等について、法令等に基づいた定期点検により建築物等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

1.1.3 対象施設

本業務における対象施設は、特記による。

1.1.4 業務の条件

業務を行う時間は、特記ある場合を除き、平日の午前9時から午後5時までとする。

1.1.5 点検の範囲

(1) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は特記による。

(2) 特記した対象部分について、本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。

なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督職員に報告する。

1.1.6 保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、特記によることとし、特記なき場合は、次のとおりとする。

(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

(2) 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

(4) 次に示す消耗部品の交換又は補充

① 潤滑油、グリス、充填油等

② ランプ類、ヒューズ類

③ パッキン、ガスケット、Oリング等

④ 精製水

(5) 接触部分、回転部分等への注油

(6) 軽微な損傷がある部分の補修

(7) 塗装（タッチペイント）

(8) その他これらに類する軽微な作業

1.1.7 定期点検・保守の実施

(1) 本編各章に定めるところにより定期点検を適正に行い、必要に応じて保守の措置を講ずること。

- (2) 点検を行う場合は、あらかじめ監督職員から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (3) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
- (4) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (5) 異常を発見した場合は、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

1.1.8 周期の表記

点検の周期の表記は、次による。

- (1) 「1M」は、1月ごとに1回行うものとする。
- (2) 「3M」は、3月ごとに1回行うものとする。
- (3) 「6M」は、6月ごとに1回行うものとする。
- (4) 「1Y」は、1年ごとに1回行うものとする。

1.1.9 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- ① ランプ類
- ② ヒューズ類
- ③ パッキン、Oリング類
- ④ 精製水
- ⑤ 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料
- ⑥ フィルター類
- ⑦ 乾電池類
- ⑧ 塗料（タッチペイント）

1.1.10 応急措置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、その指示により簡易な方法による応急措置を講じること。
- (2) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、速やかに監督職員に報告するとともに、その指示により、その区域を立ち入り禁止にする等の危険防止措置を講じること。
- (3) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、委託者との協議による。

1.1.11 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。

第2章 自家用電気工作物保安管理

第1節 一般事項

2.1.1 適用

本章は、対象施設における自家用電気工作物の点検等保安管理に関する業務に適用する。

2.1.2 対象施設及び設備概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は表2.1.2による。

表2.1.2

対象施設	設備概要
名古屋港湾合同庁舎（本館）	需要設備 950KVA （非常用：375KVA） 受電電圧 6.6KV 太陽光発電 20KW
名古屋港湾合同庁舎（別館）	需要設備 800KVA （非常用：250KVA） 受電電圧 6.6KV 太陽光発電 16KW
名古屋税関監視部稲永分室	需要設備 225KVA
名古屋税関コンテナ検査センター （検査場含む。）	需要設備 460KVA （内検査場：160KVA） （非常用：315KVA） 受電電圧 6.6KV 太陽光発電 15KW
名古屋税関西部出張所	需要設備 150KVA （非常用：62.5KVA） 受電電圧 6.6KV
名古屋税関西部出張所 コンテナ貨物検査場	需要設備 160KVA 受電電圧 6.6KV
衣浦港湾合同庁舎	需要設備 80KVA （非常用：20KVA）
豊橋港湾合同庁舎（本館・別館）	需要設備 300KVA （非常用：125KVA） 太陽光発電 25KW（本館15KW） （別館10KW）
名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）	需要設備 90KVA
四日市港湾合同庁舎	需要設備 475KVA （非常用150KVA） 受電電圧 6.6KV
四日市コンテナ検査センター	需要設備 300KVA （非常用315KVA） 受電電圧 6.6KV

第2節 業務の範囲

2.2.1 保安規程の作成

受託者は、上記に示す対象施設について保安規程を作成し、関係官公庁に対し保安管理業務外部委託承認申請及び保安規程届出他必要な手続きを行なうものとする。

なお、保安規程は既存のものを利用して差し支えない。

2.2.2 点検、測定及び試験の実施

(1) 点検、測定及び試験の基準は、別表 2.2.2 に定める「点検、測定及び試験の基準等」による。

(2) 経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行うこと。

(3) 年次点検は、原則として土曜日、日曜日又は休日の日中に実施の上、停電状態で行うものとする。

なお、名古屋港湾合同庁舎（本館）については仮設発電機 3相 60KVA 200V、四日市港湾合同庁舎については単相 2KVA 100V を設置し、業務に支障が出ないよう担当者に確認の上、実施すること。

2.2.3 点検の周期

(1) 月例点検は、月 1 回行うものとする。ただし、絶縁監視装置を設置後は隔月 1 回行うものとする。

(2) 年次点検は、年 1 回行うものとする。ただし、点検周期が 1 年を超える点検内容の実施は特記による。

(3) 臨時点検は、必要に応じて行うものとする。

2.2.4 工事への助言

(1) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者の通知を受け必要な指導、助言を行うものとする。

(2) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、委託者の通知を受け毎週 1 回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行うものとする。

(3) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うものとする。

2.2.5 臨機の措置

(1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止に必要な措置を指導し、助言を行うものとする。

(2) 上記の場合は、委託者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとする。

(3) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行うものとする。

(4) 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うものとする。

2.2.6 検査の立会い

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定する立入検査には、その都度委託者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせるものとする。

2.2.7 その他

(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うものとする。

(2) 委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行うものとする。

第3節 業務の条件

2.3.1 特殊箇所の点検

次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、委託者は委託者の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとする。

- (1) 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。
- (2) オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。
- (3) 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。
- (4) 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。
- (5) 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。
- (6) 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。
- (7) 業務の都合等委託者の理由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

2.3.2 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物又は委託者が指示する電気工作物には、委託者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することが出来る。(上記表2.1.2に掲げる全ての対象施設については、絶縁監視装置の設置は可能とする)
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器(以下「絶縁監視装置等機器」という。)は委託者及び受託者協議の上受託者が設置し所有するものとする。
- (3) 委託者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供すること。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担すること。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担すること。
- (6) 委託者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

2.3.3 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受託者は、委託者との契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去すること。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、委託者及び受託者協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去すること。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、委託者及び受託者協議の上絶縁監視装置を撤去すること。
- (4) 上記(1)から(3)に係る撤去の費用は、受託者負担とする。

2.3.4 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、委託者に報告すること。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担する。
- (3) 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しない場合は、委託者に通知すること。

第4節 連絡・報告

2.4.1 委託者の連絡する事項

委託者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に連絡するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- (3) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- (6) 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合
- (7) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (8) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- (10) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- (11) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- (12) 電気事業者との需給契約を変更する場合
- (13) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- (14) その他、電気工作物の保安に関し必要な場合

2.4.2 受託者の連絡する事項

受託者は次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとする。

- (1) 月次点検及び工事中の監督を実施する場合は、その実施の前日までにその予定日
- (2) 年次点検を実施する場合は、その実施予定日の2週間前までにその予定日
- (3) 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合は、速やかにその旨の報告
- (4) その他、必要な事項

2.4.3 報告

従事者は、点検又は作業を実施した報告書を監督職員に提出し、確認を受けること。

点検、測定及び試験の基準等

対象	項目	月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
引込関係	支持物等	損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	ハンドホール・マンホールの浸水、地盤沈下の影響	1年	接地抵抗測定 ※2
	電線、ケーブル	電線等の高さ・他物との離隔距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱など接続部の過熱による変色、損傷、腐食、汚損、コンパウンド油漏れ、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	負荷開閉器	損傷、変形、腐食、開閉表示、操作紐の取付状態、異物付着、亀裂、汚損、接続箇所の過熱による変色、制御装置箱施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		2年 2年	接地線接続部のゆるみ 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	高圧キャビネット	損傷、腐食、変形、汚損、結露、施錠状態、異音、異臭、亀裂、接続箇所の過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		2年 3年 3年 3年	接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
高圧受設備	零相変流器	異音、異臭、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	断路器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 3年 3年 3年	開閉操作確認 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	負荷開閉器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		2年 2年 2年 2年 2年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3

対象	項目	月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
	遮断器	異音、異臭、油量、ガス圧力、開閉表示、損傷、変形、汚損、亀裂、漏油、過熱による変色、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 3年 3年 3年 6年	開閉操作確認 接触子の消耗度合いの確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年 1年 1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 継電器連動動作試験 ※3 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	計器用変成器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	高圧カットアウト	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、腐食、過熱による変色		3年 3年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	変圧器	異音、異臭、油量、過熱状態、損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、接続箇所の過熱による変色、漏油、振動、付属装置の動作状態・取付状態、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示	低圧電路の漏洩電流測定	1年 1年 1年 1年 3年	吸湿防止剤の変色 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ 付属装置各部の点検（機能及び状態） 内部確認	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	進相コンデンサ直列リアクトル	異音、異臭、過熱状態、ふくらみ、損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油、変色、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	避雷器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	高圧母線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色、支持物の損傷、汚損、亀裂、脱落		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
受・配電盤	指示計器等	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態	電圧、負荷電流測定	1年	端子部ゆるみ		
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	保護継電器	異音、異臭、損傷、汚損		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2

対象	項目	月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
構造物等・配電設備	キュービクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示					
	配電設備	電線等の高さ・他物との離隔距離、損傷、たるみ、端末処理部の損傷・亀裂・汚損、過熱による変色、支持物等の損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	ハンドホールの浸水、地盤沈下の影響 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
負荷設備	低圧機器	異音、異臭、指示状態、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
蓄電池設備	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定（セルごと）※5 比重測定 ※5 液温測定 ※5
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
非常用予備発電装置	原動機関係	損傷、汚損、変形、腐食、外れ、固定状態、油量、水量、油漏、漏水、管巢、始動空気圧、漏気、蓄電池電圧、	始動試験	1年	機関主要部分の分解、点検	1年 1年	保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	発電機関係	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態	始動試験	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3 自動起動試験 ※4
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1

対象	項目	月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定 ※5 比重測定 ※5 液温測定 ※5
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
	キュービクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ		
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	損傷、汚損、腐食、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	接続箱・集電箱	外箱の損傷・汚損・腐食・ゆるみ・腐朽・脱落・外れ・腐食・亀裂、外部配線・接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	パワーコンディショナ・系統連係保護装置			1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定 ※5 比重測定 ※5 液温測定 ※5
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
	発電状態	指示計器又は表示により正常に発電していることを確認					
	その他	絶縁監視装置	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態、警報設定値確認、警報受信記録装置確認	試験卸による検知動作・警報伝送・通報適否	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年

別表2.2.2(注)

- (1) 外観点検とは、主として目視により点検を行うことをいう。
- (2) 定期点検 B (I) は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検 B (II) は停電して行う点検（停電点検）をいう。

なお、定期点検 B (I) を実施する場合は3年に1回は定期点検 B (II) を行うものとする。

設備の条件等により定期点検 B (I) を適用しない場合がある。

- (3) ※1を付した測定及び試験は停電の範囲その他の理由によって行わないことがある。
- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。
- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。
- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- (7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

第3章 空調設備保守

第1節 一般事項

3.1.1 適用

本章は、対象施設における空調設備の点検保守に関する業務に適用する。

3.1.2 対象施設及び設備概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は表3.1.2による。

表 3.1.2

対象施設	設備の概要
名古屋港湾合同庁舎【本館】	① 吸収冷温水機 (冷凍能力681kw) 2基 ② 附帯設備 冷却塔(開放型) 2台 ユニット型空気調和機 20台 ファンコイルユニット(床置型) 209台 ファンコイルユニット(天吊型) 10台
名古屋港湾合同庁舎【別館】	① 全熱交換器(パナソニック社製) FY-150ZB7 1台 FY-350ZB7 2台 FY-150ZD7 1台 FY-250ZD7 1台 FY-350ZD7 1台
名古屋税関西部出張所	① 小型吸収冷温水機ユニット 川崎シグマミディ吸収冷温水機 ΣMDP050FP6(冷凍能力176kw) 1基 ② 附帯設備 冷却塔(開放型) 1台 ユニット型空気調和機 1台 除塩フィルターユニット 1基 冷温水ポンプ 2台 冷却水ポンプ 1台
名古屋税関南部出張所	① エコアイス機器 三菱重工社製ISU-450HC1 1基 ② 室外機 三菱重工社製FDKP-355HKX1S1 1台 ③ 室内機 三菱重工社製 FDEP-140HKXD1 1台 FDEP-112HKXD1 2台 FDKP-45HKXD1 1台 FDKP-28HKXD1 1台

衣浦港湾合同庁舎	① 小型吸収冷温水機ユニット 三洋吸収冷温水機 SUW-H50K（冷凍能力176Kw） 1基 ② 附帯設備 冷却塔（開放型） 1台 ユニット型空気調和機 1台 冷温水ポンプ 1台 冷却水ポンプ 1台 ファンコイルユニット（床置型） 31台 ファンコイルユニット（天吊型） 2台
四日市港湾合同庁舎 ※ただし、直だき吸収冷温水機の故障により機器更新まで使用不可（更新予定：令和3年度）	① 直だき吸収冷温水機 川崎L型冷温水発生器 GLB-150H型（冷凍能力455kw） 1基 ② 附帯設備 冷却塔（開放型） 1台 ユニット型空気調和機 1台 除塩フィルターユニット 1基 冷温水ポンプ 1台 冷却水ポンプ 1台

第2節 業務の範囲

3.2.1 点検の範囲及び周期

点検の範囲及び周期は、表3.2.1による。

表 3.2.1

施設名	周期	点検内容	
名古屋港湾合同庁舎【本館】	シーズンイン点検 冷房・暖房各1回 （冷房 5月） （暖房 10月）	①ファンコイルユニットのフィルター洗浄、清掃	
名古屋港湾合同庁舎【別館】	シーズンイン点検 冷房・暖房各1回 （冷房 5月） （暖房 11月）	全熱交換器	①フィルターの清掃 ②熱交換素子の清掃 ③熱交換素子の取り出し点検 ④モーター異常音確認 ⑤タンパーモーター動作確認 ⑥作動点検

名古屋税関西部出張所	<p>シーズンイン点検 冷房・暖房各1回 (冷房 5月) (暖房 11月)</p>	<p>①冷却水系統伝熱管のブラシ洗浄 (冷房時のみ) ②吸収液、サンプリング分析作業 (冷房時のみ) ③冷却塔の水張り清掃 (冷房時のみ) ④冷却水薬注装置 水処理剤充填 ⑤冷却水水質検査 (冷房時のみ) ⑥冷却塔の水抜き (暖房時のみ) ⑦除塩フィルターユニット (屋上西機械室) のプレフィルター交換 (5月) ⑧交換したプレフィルターは洗浄清掃後納品 (11月) ⑨ユニット型空気調和機ロールフィルターの交換 (巻取り終了時) ⑩本体及び操作盤の切替作業 ⑪燃焼系統点検 ⑫自動制御装置作動点検 ⑬安全保護装置作動点検 ⑭運転調整測定記録 ⑮附帯設備の点検</p>
	<p>シーズンオン点検 冷房・暖房各1回 (冷房 8月) (暖房 1月)</p>	<p>①運転状態点検測定記録 ②安全保護装置点検確認 ③燃焼系統点検 ④自動制御装置点検確認 ⑤溶液分析 ⑥附帯設備の点検 (冷却塔は暖房時のみ)</p>
名古屋税関南部出張所	<p>冷房切替点検 (5月)</p>	<p>①各設備の清掃 (フィルター他) ②冷房切替 ③作動点検</p>
	<p>暖房切替点検 (11月)</p>	<p>①各設備の清掃 (フィルター他) ②暖房切替 ③作動点検</p>
衣浦港湾合同庁舎	<p>シーズンイン点検 冷房・暖房各1回 (冷房 5月) (暖房 11月)</p>	<p>①冷却水系統伝熱管のブラシ洗浄 (冷房時のみ) ②吸収液、サンプリング分析作業 (冷房時のみ) ③冷却塔の水張り清掃 (冷房時のみ) ④冷却水薬注装置 水処理剤充填 ⑤冷却水水質検査 (冷房時のみ) ⑥冷却塔の水抜き (暖房時のみ) ⑦ファンコイルユニットのプレフィルター 洗浄、清掃 ⑧ユニット型空気調和機の予備プレフィルター 交換 (5月) ⑨交換したプレフィルターは洗浄清掃後納品 (11月) ⑩ロールフィルターの交換 (巻取り終了時) ⑪本体及び操作盤の切替作業</p>

		⑫ 燃焼系統点検 ⑬ 自動制御装置作動点検 ⑭ 安全保護装置作動点検 ⑮ 運転調整測定記録 ⑯ 附帯設備の点検
	シーズンオン点検 冷房・暖房各1回 (冷房 8月) (暖房 1月)	① 運転状態点検測定記録 ② 安全保護装置点検確認 ③ 燃焼系統点検 ④ 自動制御装置点検確認 ⑤ 溶液分析 ⑥ 附帯設備の点検 (冷却塔は暖房時のみ)

3.2.2 応急の措置等

故障が発生した場合には、委託者の通知により速やかに技術者を派遣し、必要な修復を受託者の負担で直ちに実施すること。(簡易的な修理)

3.2.3 消耗資材の負担の範囲

保守作業に必要な消耗資材のうち、酸化抑制剤、冷媒、アルコール及び小物ビス類は、受託者の負担とし、ロールフィルター、吸収液は委託者の負担とする。

3.2.4 冷却水に係る水処理剤及びパック剤

冷却塔運転中は、スケール・スライム・腐食防止・レジオネラ属菌の除菌に対応したものを継続的に投入すること。

なお、使用する薬剤は受託者の負担とする。

3.2.5 冷却水水質検査

冷却水水質検査については、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02(冷凍空調機器用水質ガイドライン)に基づき行うこと。また、レジオネラ属菌検査を併せて行うこと。

第3節 報告

3.3.1 点検結果等の報告

- (1) 業務責任者は、各定期点検等を実施の都度、速やかに写真付き報告書を提出し、監督職員の確認を受けること。なお、報告書の写真は、ブラシ洗浄及び冷却水に係る水処理剤及びパック剤に係るものは必ず添付すること。
- (2) 不良箇所については、その内容を明記し、不良箇所を写真に説明書きのうえ、提出するものとする。

第4章 空調関連設備保守

第1節 一般事項

4.1.1 適用

本章は、対象施設における空調関連設備の点検・保守に関する業務に適用する。

第2節 ボイラー設備

4.2.1 対象施設及び設備概要

対象施設及び設備の概要は、表4.2.1による。

表 4.2.1

対象施設	設備の概要	
名古屋税関第一港陽町宿舎 (千年寮)	型 式	巴ビーカロールヒーター (BH-G116) 設置年月 平成29年3月 (巴商会 No. 140063)
	使用電力	三相 200V
	定格出力	186KW
	給湯出力	186KW

4.2.2 点検の範囲及び周期

名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）においては、以下の項目において点検整備を年1回実施すること。

① バーナー点検整備

- イ. ボイラー外観目視点検（煤清掃及び熱交換器洗浄は除く）
- ロ. バーナー点検整備・試運転調整
- ハ. バーナー燃料系統及び電気系統点検

② 温水器燃焼室煤清掃

③ レベルデテクター及び給水電磁弁清掃

④ 防錆剤充填

第3節 ばい煙測定

4.3.1 対象施設及び設備概要

対象施設及び設備の概要は、表4.3.1による。

表 4.3.1

対象施設	設備の概要
名古屋港湾合同庁舎 【本館】	吸収冷温水機 (冷凍能力 681 k w) 2 基

4.3.2 業務の範囲及び周期

(1) ばい煙による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法第 16 条及び同法施行規則第 15 条に基づく測定を年 2 回実施し、計量証明書を 2 部作成し 1 部を提出する。

なお、点検について、令和 3 年度 (2021 年度) は年 1 回 (暖房運転時) とする。

(2) 測定対象及び測定方法は、表 4.3.2 による。

表 4.3.2

測定対象 (大気汚染防止法第 2 条による定義)	測定方法 (J I S 規格による定義)
ばいじん	J I S Z 8 8 0 8
硫黄酸化物	J I S K 0 1 0 3
窒素酸化物	J I S K 0 1 0 4
排出ガス量 湿り 及び 乾き	
排出ガス組成 CO ₂ , O ₂ , CO, N ₂	
排出ガス温度	
排出ガス流量	
水分量	

第5章 個別空調設備保守

第1節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、対象施設における空調設備の点検保守に関する業務に適用する。

5.1.2 対象施設及び設備概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は表5.1.2 (1) 及び5.1.2 (2) による。

表 5.1.2 (1)

対象施設	設備の概要
名古屋港湾合同庁舎 【本館】	① 1F 広報展示室 FHYP160P (ダイキン) 2台
	② 1F 印刷室 FVP140BA (ダイキン) 1台
	③ 2F 監視部長室 FVYJ80FM (ダイキン) 1台
	④ 2F 分析 (物理第1実験室①) FAYP80DG (ダイキン) 1台
	⑤ 2F 分析 (物理第1実験室②) CS-287CF-W (Panasonic) 1台
	⑥ 2F 分析 (生化学室) FAYP50P (ダイキン) 1台
	⑦ 2F 分析 (X線分析室) FAYP40P (ダイキン) 1台
	⑧ 2F 分析 (恒温恒湿室) SAISON (三菱重工) 1台
	⑨ 3F 業務部長室 FVYJ80FM (ダイキン) 1台
	⑩ 3F 通関第1・2 FHYCP112M (ダイキン) 天カセ 2台
	⑪ 4F 税関長室 FDTVP801 (三菱重工) 1台
	⑫ 4F 総務部長室 FDTJ1408 (三菱重工) 1台
	⑬ 4F 応接室 FSZ50RAS-W (三菱重工) 1台
	⑭ 4F 特別会議室 SZRC80BCT (ダイキン) 1台
	⑮ 4F 人事 (事務室①) 4P043580-1 (ダイキン) 1台
	⑯ 4F 人事 (事務室②) CS-Z253A-W (National) 1台
	⑰ 5F 調査部長室 FVYJ80FM (ダイキン) 1台

	<p>⑱ 5F システム企画調整室 (サーバー室) FAP56A (ダイキン) 2台 ※</p> <p>⑲ 5F 審理 (情報解析室) 4PH06804-1 (ダイキン) 1台</p> <p>⑳ 5F 審理 (調査室①) CS-228CF-W (Panasonic) 1台</p> <p>㉑ 5F 審理 (調査室②) CS-Y280A-W (National) 1台</p> <p>㉒ 5F 審理 (調査室③) F36FTNS-W (ダイキン) 1台</p> <p>㉓ 7F 診療所 (内科) SPW-TP140E (SANYO) 1台</p> <p>㉔ 7F 診療所 (静養室) CS-A22T-W (National) 1台</p> <p>㉕ 7F カウンセラー室 SPW-TP112E (SANYO) 1台</p> <p>㉖ 7F 研修所 (大教室) FHP112AL (ダイキン) 3台</p> <p>㉗ 7F 研修所 (中教室) FHYCP140P (ダイキン) 天カセ 2台</p> <p>㉘ 7F 研修所 (小教室) MPL-RP112AA (三菱重工) 天カセ 1台</p> <p>㉙ 8F 第一会議室 FVYJ140F (ダイキン) 1台</p>
名古屋税関監視部稲永分室 (本館)	<p>① 2F 事務室 (東面) FHCP80BB (ダイキン) 2台</p> <p>② 2F 事務室 (南面) FHCP71BB (ダイキン) 2台</p> <p>③ 2F 事務室 (内部) FHCP56BB (ダイキン) 2台</p> <p>④ 3F 会議室 FHCP71BB (ダイキン) 2台</p> <p>⑤ 3F サーバー室 FHCP56BB (ダイキン) 2台 ※</p> <p>⑥ 3F 男子更衣室 SZZC80BB-TH (ダイキン) 1台</p> <p>⑦ 3F 女子更衣室 SZZC50BBT-H (ダイキン) 1台</p> <p>⑧ 2F 所長室 FHCP53AB (ダイキン) 1台</p> <p>⑨ 2F 会議室 FHCP56AB (ダイキン) 1台</p>
名古屋税関監視部稲永分室 (別館)	<p>① 1F 監視事務室 (風除室横) FHCP80BB (ダイキン) 1台</p> <p>② 1F 監視事務室 (南面) FHCP71BB (ダイキン) 2台</p> <p>③ 1F 監視事務室 (北面) FHCP50BB (ダイキン) 3台</p>

	④ 1F モニター室 FHCP140BB (ダイキン)	1台 ※
	⑤ 1F サーバー室 FAP40BA (ダイキン)	1台 ※
	⑥ 1F 調査室 FAP40BA (ダイキン)	1台
	⑦ 1F 食堂 FHCP112BB (ダイキン)	1台
	⑧ 2F 事務室 FHCP112BB (ダイキン)	4台
	⑨ 2F 会議室 FHCP112BB (ダイキン)	1台
	⑩ 2F 休憩室 FAP80BA (ダイキン)	1台
	⑪ 2F 仮眠室 FHCP71BB (ダイキン)	2台
	⑫ 2F 男子更衣室 FHKP63AL (ダイキン)	1台
	⑬ 2F 女子更衣室 F25NTAXS-W (ダイキン)	1台
	⑭ 2F 廊下 FHKP56AL (ダイキン)	2台
名古屋コンテナ検査センター	① 事務棟1F 入口誘導連絡室 (警備員控室) F28STEV-W (ダイキン)	1台
	② 事務棟1F 運転手通路 SAH-285NV2 (SANYO) 天カセ	1台
	③ 敷地内プレハブ 出口誘導事務室 SPW-SSXP71UN (SANYO) ビル用マルチ (天カセ)	1台
	④ 敷地内プレハブ 運転手待機室 SPW-SSXP90UN (SANYO) ビル用マルチ (天カセ)	1台
	⑤ 敷地内プレハブ 警備員ボックス (正門) RAS-NJ22T (HITACHI)	1台
	⑥ 敷地内プレハブ 警備員ボックス (トンネル入口) RAS-NJ22T (HITACHI)	1台
名古屋税関西部出張所	① 2F 会議室内 FHYCJ63L (ダイキン)	1台
	② 2F 次長室 CS-GX367C (Panasonic)	1台
	③ 3F 会議室内 FHYCJ80B (ダイキン)	1台
	④ 3F サーバー室 CS-Y280A-W (National)	1台 ※
	⑤ プレハブ2F 会議室 FAYJ80L3 (ダイキン)	3台

	<p>⑥ コンテナ検査場事務室内 SPWSXP56T1 (SANYO) 2台</p> <p>⑦ コンテナ検査場モニター室内 RAS-2511JX (HITACHI) 1台</p> <p>⑧ 1F 改品検査場上屋事務所 CS-288F (Panasonic) 1台</p> <p>⑨ コンテナ検査場上屋控室 型式不明 (SANYO) 1台</p>
衣浦港湾合同庁舎	<p>① 1F 監視事務室内 FHYNP56P (ダイキン) 1台</p> <p>② 1F 監視カメラ室内 F22UTES-W (ダイキン) 1台</p> <p>③ 2F 通関相談室内 F25FTSS-W (ダイキン) 1台</p> <p>④ 2F 仮眠室内 F36FTSS-W (ダイキン) 1台</p> <p>⑤ 2F 女子更衣室内 CS-A22S (National) 1台</p>
豊橋港湾合同庁舎	<p>① 1F 監視事務室内 FHCP40AB (ダイキン) 4台</p> <p>② 1F 通関事務室内 FHCP40AB (ダイキン) 2台</p> <p>③ 1F 管理事務室内 FHCP40AB (ダイキン) 1台</p> <p>④ 1F 支署長室内 FHCP40AB (ダイキン) 1台</p> <p>⑤ 1F 広域事務室内 FHCP56AB (ダイキン) 1台</p> <p>⑥ 1F 食堂内 FHCP50AB (ダイキン) 1台</p> <p>⑦ 1F モニター室 F28ETDS-W (ダイキン) 1台 ※</p> <p>⑧ 1F 男子更衣室 F22KTSXS-W (ダイキン) 1台</p> <p>⑨ 1F 女子更衣室 F22KTSXS-W (ダイキン) 1台</p> <p>⑩ 1F 会議室 F28KTSXS-W (ダイキン) 1台</p> <p>⑪ 1F 調査室 CS-Z253A-W (松下) 1台</p> <p>⑫ 2F 税関書庫 FHCP56AB (ダイキン) 2台</p> <p>⑬ 2F 宿直室 FHCP80AB (ダイキン) 1台</p>
豊橋税関支署蒲郡出張所	<p>① 事務室 FHYNP56P (ダイキン) 1台</p> <p>② 監視カメラ室 F25PTES-W (ダイキン) 1台</p>

	③ 会議室 FAP40CB (ダイキン)	1台
	④ 仮眠室 RAS-E22T (HITACHI)	1台
四日市港湾合同庁舎	① 1F 監視事務室内 FHCP160BA (ダイキン)	1台
	② 2F 支署長室内 FVYJ80LA3 (ダイキン)	1台
	③ 2F 通関事務室内 FHYCP112M (ダイキン)	1台
	FHCP112EC (ダイキン)	1台
四日市コンテナ検査センター	① 入口誘導連絡室 MSZ-GXV28PS-W (三菱)	1台
	② 運転手通路 MLZ-RX28JS (三菱)	1台
	③ 出口誘導事務所 事務室 PLFY-P80LMD-E (SANYO)	1台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	④ 出口誘導事務所 運転手待機室 PLFY-P90LMD-E (SANYO)	1台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	⑤ 出口誘導事務所 監視職員待機室 PLFY-P90LMD-E (SANYO)	1台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	⑥ 屋外ガードマンBOX MSZ-SV22R-W (三菱)	2台

表5.1.2 (2)

名古屋コンテナ検査センター	① 事務棟1F 中央制御・検査室 SPW-SSXP112UN (SANYO)	3台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	② 事務棟1F 男子更衣室 SPW-SSXP71UN (SANYO)	1台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	③ 事務棟1F 女子更衣室 SPW-SSXP45UN (SANYO)	1台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	④ 事務棟1F 事務室 SPW-SSXP56UN (SANYO)	2台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	⑤ 事務棟1F 会議室 SPW-SSXP80UN (SANYO)	2台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	⑥ 事務棟1F リフレッシュルーム SPW-SSXP90UN (SANYO)	1台
	ビル用マルチ (天カセ)	
	⑦ 併設検査場事務室 MMU-AP901H (TOSHIBA)	3台

	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑧ 併設検査場業者控室 AIU-P801H（TOSHIBA）	1台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑨ 1F X線発生器室 PLFY-P28LMD-D（三菱電機）	1台 ※
	⑩ 1F X線発生器室 PLFY-P112LMD-D（三菱電機）	3台 ※
	⑪ 2F X線機械室 PLFY-P140LMD-D（三菱電機）	3台 ※
	⑫ 3F X線発生器室 PLFY-P112LMD-D（三菱電機）	1台 ※
四日市コンテナ検査センター	① 1F 中央制御・検査室 PLFY-P112LMD-D（SANYO）	3台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	② 1F 事務室 PLFY-P71LMD-D（SANYO）	3台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	③ 1F 男子更衣室 PLFY-P71LMD-D（SANYO）	1台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	④ 1F 女子更衣室 PLFY-P45LMD-D（SANYO）	1台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑤ 1F 会議室 PLFY-P90LMD-D（SANYO）	2台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑥ 1F 小会議室 PLFY-P56LMD-D（SANYO）	1台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑦ 1F リフレッシュルーム PLFY-P90LMD-D（SANYO）	1台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑧ 1F 喫煙室 PLFY-P36LMD-D（SANYO）	1台
	ビル用マルチ（天カセ）	
	⑨ 1F X線検出器室 PLFY-P28LMD-D（三菱電機）	1台 ※
	⑩ 1F X線発生器室 PLFY-P112LMD-D（三菱電機）	3台 ※
	⑪ 2,3F X線発生器室 PLFY-P140LMD-D（三菱電機）	2台 ※
	⑫ 1F X線機械室 PLFY-P112PMD-D（三菱電機）	2台 ※

第2節 業務の範囲

5.2.1 点検の周期及び内容

点検の周期及び内容は、表5.2.1による。

表5.2.1

周期	点検内容
年1回実施（5月の間で表5.1.2(1)及び表5.1.2(2)の対象施設全てを実施すること。）	① プレフィルター清掃 ② 給・排温度・異音・異臭点検 ③ 運転調整 ④ コントローラーテスト ⑤ キャビネットクリーニング ⑥ 冷媒漏れ点検 ※印のあるものは上記に以下の内容を追加 ⑦ 室外機点検 ⑧ 排水ドレン板点検 ⑨ ガス圧点検
3年に1回実施（令和5年5月の間で表5.1.2(2)の対象施設全てを実施すること。）	① フロン排出抑制法に基づく定期点検 ② エバポレーションの薬品、高圧洗浄 ③ ファンモーターの薬品、高圧洗浄 ④ ルーバーの薬品、高圧洗浄 ⑤ ドレンパンの薬品、高圧洗浄 ⑥ ドレン管の薬品、高圧洗浄

5.2.2 従事者の条件

フロン排出抑制法に基づく定期点検については、第一種冷媒フロン類取扱技術者の有資格者とする。なお、点検作業に必要な資器材の搬送、足場の固定等の補助的な業務については、補助者に実施させることができる。

5.2.3 応急の措置等

故障が発生した場合には、委託者の通知により速やかに技術者を派遣し、必要な修復を、無償にて行うものとする。（簡易的な修理）

5.2.4 消耗資材の負担の範囲

保守作業に必要な消耗資材は委託者の負担とする。

第3節 報告

5.3.1 点検結果等の報告

- (1) 業務責任者は、各定期点検等を実施の都度、速やかに写真付き報告書を提出し、監督職員の確認を受けること。
- (2) 不良箇所については、その内容を明記し、不良箇所を写真に説明書きの上、提出するものとする。
- (3) フロン排出抑制法に基づく定期点検の報告書については、従事者の有している資格を明記し、資格の写しを添付すること。

第6章 地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守

第1節 一般事項

6.1.1 適用

- (1) 本章は、対象施設における地下タンク（附帯設備含む）及び危険物屋内貯蔵所の点検保守に関する業務に適用する。
- (2) 「消防法」（昭和23年7月24日法律第186号）、「危険物の規制に関する政令」（昭和34年9月26日政令第306号）、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年9月29日総理府令第55号）及び各地方条例の定めるところによる。

6.1.2 対象施設及び設備の概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は、表6.1.2(1)、(2)による。

表6.1.2(1)

対象施設	設備概要（地下タンク）
名古屋港湾合同庁舎【別館】	① 地下タンク 容 量 5.0KL 貯蔵品目 A重油 ② オイルサービスタンク ③ 附帯設備
豊橋港湾合同庁舎【別館】	① 地下タンク 容 量 1.9KL 貯蔵品目 軽油 ② 附帯設備
四日市港湾合同庁舎	① 地下タンク 容 量 4.0KL 貯蔵品目 A重油 ② 附帯設備

表6.1.2(2)

対象施設	設備概要（危険物屋内貯蔵所）
名古屋港湾合同庁舎	危険物の類、品名（指定数量倍数）、最大数量 ① 第4類、第1石油類（1倍）、200リットル ② 第4類、第2石油類（3.99倍）、3,990リットル

6.1.3 従事者の条件

(1) 地下タンク

従事者は、危険物取扱者免状乙種第4類等、業務を行うにあたって必要な免状の交付を

受けている者とする。

(2) 危険物屋内貯蔵所

従事者は、危険物取扱者免状乙種第4類等、業務を行うにあたって必要な免状の交付を受け、法令等の求める実務経験を有する者とする。

第2節 業務の範囲

6.2.1 点検の範囲及び周期

(1) 地下タンクの月例点検の範囲及び周期は、表6.2.1(1)による。

表6.2.1(1)

点検項目		点検内容	周期
1	通気口	引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。	1 M
2	計量口・注油口	変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことを確認する。	1 M
3	注入口ピット	①割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無を点検する。 ②油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。	1 M
4	配管	損傷、変形、漏れ等の有無を点検する。	1 M
5	弁	漏れ、損傷等の有無並びに作動の良否を点検する。	1 M
6	配管点検ボックス	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無を点検する。	1 M
7	端子盤	箱の損傷及び端子の緩みの有無を点検する。	1 M
8	接地	①断線及び緩みの有無を点検する。 ②接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 M
9	漏洩検査管	漏洩検査管を用いて、漏れの有無を点検する。	1 M

(2) 地下タンクの年次点検の範囲及び周期は、表6.2.1(2)による。

表6.2.1(2)

点検項目		点検内容	周期
1	基礎 上部スラブ	き裂、崩没、沈下等の有無を点検する。	1 Y

	マンホール	①パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。 ②プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無を点検する。	1 Y
2	本体	①直接法、加圧法又は減圧法により漏れの有無を点検する。 ②残量の測定又は漏洩検査管により漏れの有無を点検する。 ③直接法又は加圧法により割れ、損傷、腐食等の有無及び沈殿物等の汚れの有無を点検する	1 Y
3	配管	加圧法又は減圧法により漏れの有無を点検する。	1 Y
4	通気口	①取付け状態の良否を点検する。 ②引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。	1 Y
5	標識・掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。	1 Y

(3) オイルサービスタンクの点検の範囲及び周期は、表 6.2.1 (3) による。

表 6.2.1 (3)

点検項目		点検内容	周期	
1	基礎・固定部	①基礎及び防油堤のき裂及び損傷の有無を点検する。 ②架台の曲り、さび、損傷等の有無を点検する。 ③基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。 ④配管が正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。	1 Y	
2	外観の状況	①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。	1 Y	
3	管・弁	管	①漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②緩衝装置の取付け及び機能の良否を点検する。	1 Y
	弁	作動の良否、損傷等の有無を点検する。	1 Y	
4	計器	①汚れ及び損傷の有無を点検する。 ②正常値を示していることを確認する。 ③固定の良否を点検する。	1 Y	
5	液面制御装置 【フロートスイッチ】	①フロートの浸水、損傷等の有無を点検する。 ②フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切すること、その位置が許容範囲内にあることを確認する。	1 Y	
6	警報装置・電極スイッチ	①電極棒の異物付着の有無及び侵食の状態を点検する。 ②作動の良否を点検する。	1 Y	

7	通気口	取付けの良否を点検する。	1 Y
8	はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。	1 Y
9	標識・掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。	1 Y

(4) 屋内貯蔵所の月例点検の範囲及び周期は、表 6.2.1 (4) による。

表 6.2.1 (4)

点検項目		点検内容	周期
1	保有空地	許可外物件存置の有無	1 M
2	建築物等（壁、柱、はり、屋根、防火戸、床面、照明設備）	亀裂、損傷等の有無、各機器の機能の適否、滞油・滞水等の有無	1 M
3	ためます及び排水溝	亀裂、損傷等の有無、滞油・滞水・土砂の堆積の有無	1 M
4	架台等	変形、損傷の有無及び固定状況の適否、落下防止装置の適否	1 M
5	換気・排出設備等	給排気のダクト等の変形、損傷の有無及び固定状況の適否、引火防止網の損傷及び目詰まりの有無、ファンの作動状況の適否、可燃性蒸気警報装置の作動状況	1 M
6	電気設備	配線及び機器の損傷の有無、機能の適否	1 M
7	標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	1 M
8	消火設備	位置、設置数、外観的機能の適否（消火器以外の場合は、消火設備点検表による。）	1 M

6.2.2 指導及び助言

- (1) 従事者は、点検等により地下タンク（附帯設備含む）及び危険物屋内貯蔵所に異常が発生していることを、又は発生するおそれがあることを発見したときは、応急処置を委託者に指導し、事故原因の探求に協力すると共に、再発防止について取るべき処置を指示又は助言すること。
- (2) 従事者は、委託者の指示により、法令が求める立会・取扱作業を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行上必要がある場合は、委託者の地下タンク（附帯設備含む）、危険物屋内貯蔵所及び防火に関する記録を調査し、書類及び図面等を閲覧し、意見を述べるができるものとする。

第7章 貯水槽清掃

第1節 一般事項

7.1.1 適用

本章は、対象施設における貯水槽の清掃業務に適用する。本章に記載していない事項は、「水道法」（昭和32年6月15日法律第177号）、「水道法施行令」（昭和32年12月12日政令第336号）、「水道法施行規則」（昭和32年12月14日厚生省令第45号）、「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年4月14日法律第20号）、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」（昭和45年10月12日政令第304号）、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和46年1月21日厚生省令第2号）及び各地方条例によるものとし、委託者及び受託者の間で協議し定める。

7.1.2 対象施設

本章における対象施設は、次による。

名古屋港湾合同庁舎【本館】	受水槽（SUS）	27.0m ³
	No.1高置水槽（FRP）	12.5m ³
	No.2高置水槽（FRP）	7.5m ³
	防火用受水槽	41.0m ³
名古屋港湾合同庁舎【別館】	受水槽（SUS）	15.0m ³
名古屋税関監視部稲永分室	受水槽（SUS）	8.0m ³
	高置水槽（FRP）	2.0m ³
名古屋税関西部出張所	No.1受水槽（SUS）	4.5m ³
	No.2受水槽（SUS）	4.5m ³
	高置水槽（SUS）	4.0m ³
衣浦港湾合同庁舎	受水槽（FRP）	4.0m ³
	高置水槽（FRP）	2.25m ³
豊橋港湾合同庁舎	受水槽（FRP）	3.0m ³
	高置水槽（飲用）（FRP）	12.00m ³
名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）	受水槽（SUS）	8.0m ³
名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）	受水槽（SUS）	14.0m ³
四日市港湾合同庁舎	受水槽（2槽分割式）	3.75m ³ 、1.875m ³
	高置水槽	2.25m ³

7.1.3 清掃条件

- (1) 作業は、健康状態の良好なものを行うこと。
- (2) 作業衣及び使用器具は、タンク清掃専用のものであるとする。また、作業に当っては、衛生的に行うこと。
- (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
- (4) 清掃等の周期は、年1回とし、原則として6月に行うこと。

第2節 業務の範囲

7.2.1 清掃業務

- (1) 貯水槽清掃は可能な限り断水とならないようにすること。
- (2) 高置水槽の清掃は、受水槽の清掃を行った後に行うこと。
- (3) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行うこと。
- (4) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行うこと。
- (5) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにすること。
- (6) 清掃等によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」、「下水道法（昭和33年法律第79号）」等の規定に基づき、適切に処理すること。

7.2.2 消毒作業

- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行うこと。
- (2) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- (3) 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。
- (4) 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除すること。
- (5) 消毒終了後は、タンク内への人の立ち入りを禁止する措置を講ずること。
- (6) 消毒後の水洗い及びタンク内のへの上水の注入は、消毒後少なくとも30分以上経過してから行うこと。
- (7) タンク水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査5項目（色度、濁度、臭気、味及び残留塩素濃度）を行うこと。

7.2.3 簡易水道検査

- (1) 次の庁舎については、簡易水道検査を受検すること。
 - 名古屋港湾合同庁舎（本館・別館）
 - 名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）
- (2) 簡易水道検査に係る受検及び手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

第8章 汚水・雑排水槽清掃

第1節 一般事項

8.1.1 適用

本章は、対象施設における汚水・雑排水槽の清掃業務に適用する。

8.1.2 対象施設

本章における対象施設は、次による。

名古屋港湾合同庁舎【本館】 汚水槽 (RC) 37.0m³

豊橋港湾合同庁舎【別館】 非常用汚水槽 (RC) 10.0m³

ただし、非常用汚水槽については内部の点検を行い、使用実績がある場合は清掃を行うこととする。

8.1.3 清掃条件

- (1) 清掃の周期は、6ヶ月以内ごとに1回(6月、12月)とすること。
- (2) 蚊、ハエ等の発生防止に努め、清潔を保持すること。
- (3) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意すること。
- (4) 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
- (5) 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保すること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。
- (6) 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意すること。

第2節 業務の範囲

8.2.1 清掃作業

- (1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
- (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。
- (3) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)、「下水道法」(昭和33年法律第79号)等の規定に基づき、適切に処理すること。
- (4) 清掃終了後、水張りを行い、水位に低下の有無を調べ、漏水のないことを確認すること。

第9章 水質検査（飲料水関係）

第1節 一般事項

9.1.1 適用

本章は、対象施設における水質検査に関する業務に適用する。

9.1.2 対象施設

本章における対象施設は、次による。

- ① 名古屋港湾合同庁舎【本館】
- ② 名古屋港湾合同庁舎【別館】
- ③ 四日市港湾合同庁舎

第2節 業務の範囲

9.2.1 検査の範囲及び周期

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年4月14日法律第20号）に基づく飲料水水質検査を年2回実施し、検査結果報告書を検査の都度提出するものとする。
- (2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく消毒副生成物等検査を年1回実施し、検査結果報告書を提出するものとする。

第10章 中央監視装置保守

第1節 一般事項

10.1.1 適用

本章は、対象施設における中央監視装置の点検保守に関する業務に適用する。

10.1.2 対象施設及び設備概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は表10.1.2による。

表 10.1.2

対象施設	設備の概要
名古屋港湾合同庁舎【本館】	アズビル(株) 型式 savic-netFX
名古屋港湾合同庁舎【別館】	アズビル(株) 型式 savic-netEV model/10

第2節 業務の範囲

10.2.1 点検の範囲及び周期

(1) 名古屋港湾合同庁舎【本館】における点検の範囲及び周期は、表10.2.1(1)による。

表 10.2.1 (1)

点検項目		点検・保守内容	作業条件	周期
中央管制装置	システムマネジメント・サーバ	①システム情報・設定情報の確認	A	1 Y
		②インジケータ表示確認	A	
		③データファイルのバックアップ作成	C	
		④システム各種ログの保存	C	
		⑤内部温度状態の確認	A	
		⑥電源・バッテリー状態の確認	A	
		⑦給電状態の確認	C	
		⑧ハードディスク状態の確認	A	
		⑨Ethernet通信状態の確認	A	
		⑩各部のクリーンアップ	C	
		⑪ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	C	
		⑫外観点検	A	

	データ・ストレージ・サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ①システム情報・設定情報の確認 ②インジケータ表示確認 ③データファイルのバックアップ作成 ④システム各種ログの保存 ⑤内部温度状態の確認 ⑥電源・バッテリー状態の確認 ⑦給電状態の確認 	<ul style="list-style-type: none"> A A C C A A C 	1 Y
		<ul style="list-style-type: none"> ⑧ハードディスク状態の確認 ⑨Ethernet通信状態の確認 ⑩各部のクリーンアップ ⑪ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 ⑫外観点検 	<ul style="list-style-type: none"> A A C C A 	
	システム・コア・サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ①システム情報・設定情報の確認 ②インジケータ表示確認 ③データファイルのバックアップ作成 ④システム各種ログの保存 ⑤内部温度状態の確認 ⑥電源・バッテリー状態の確認 ⑦給電状態の確認 ⑧Ethernet通信状態の確認 ⑨NC-bus通信状態の確認 ⑩各部のクリーンアップ ⑪ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 ⑫外観点検 	<ul style="list-style-type: none"> A A C C A A C A A C C A 	1 Y
	無停電電源装置	<ul style="list-style-type: none"> ①外観点検 ②表示灯の点灯状態確認 ③設置環境の確認 ④ファンの動作確認及び交換 ⑤電圧及び電流の測定 <ul style="list-style-type: none"> a. 無負荷時の入出力電圧 b. 実負荷時の出力電圧、電流 ⑥単体動作確認 <ul style="list-style-type: none"> a. 始動・停止 b. 停電・復電 c. インバータ事故切換 d. バイパス手動切換 ⑦実負荷時の動作確認 ⑧バッテリーの電圧測定 	<ul style="list-style-type: none"> A A A B B C C C 	1 Y
電力監視盤	インテリジェントコントローラ	<ul style="list-style-type: none"> ①データファイルのバックアップ作成 ②システム情報の確認 ③エラーログ・通信履歴情報の収集 ④メモリバックアップバッテリーの確認 <ul style="list-style-type: none"> a. メモリバックアップ機能の確認 b. バッテリー残量の確認 c. バッテリーの外観点検 ⑤DC電源電圧の確認 ⑥周辺温度の確認 ⑦受電電圧の確認 ⑧冷却ファンの状態確認 ⑨各インジケータの表示確認 	<ul style="list-style-type: none"> A A A C A A A C A A 	1 Y

		⑩各部のクリーンアップ	C	
		⑪ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	C	
	受変電グラフィックパネル	①外観点検 a. ケーブル、コネクタ類装着状態確認 b. インジケータ表示確認	A A	1 Y
		②ランプチェック作動確認	A	
		③発停操作確認	B	
		④電源電圧、リップルの測定、調整	A	
		⑤伝送電圧確認、調整	A	
		⑥シーケンシャル動作確認	C	
		⑦各部のクリーンアップ a. 電源アップ b. カードユニット c. コントロールカード	C	
		⑧電源、接地端子等の締付確認	C	

(2) 名古屋港湾合同庁舎【別館】における点検の範囲及び周期は、表10.2.1(2)による。

表 10.2.1 (2)

点検項目		点検・保守内容	作業条件	周期
中央管制装置	MCU	①データファイルのバックアップ作成 ②自動シャットダウン機能の確認 ③各部のクリーンアップ ④自己診断プログラムによるハードウェア診断 ⑤ハードディスクドライブ/フロッピーディスクドライブの機能確認 ⑥フロッピーディスクドライブのヘッドクリーニング ⑦インジケータ表示確認 ⑧ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 ⑨冷却ファンの動作確認 ⑩ハードウェア構成の確認	A C C C A A A C A A	1 Y
	MCU分電ユニット(PDU)	①受電電圧の測定 ②電源、設置端子等の締付確認 ③各部のクリーンアップ ④受電インジケータの確認 ⑤ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	C C C A C	1 Y
	MCU外部入出力ユニット(IOU)	①電源電圧、リップルの測定、調整 ②各部のクリーンアップ ③各端子の締付確認 ④ケーブル・コネクタ類の装着状態確認	C C C C	1 Y
	システム機能	①基本機能の確認 ②システム構成機器管理機能の確認 ③外部入出力ユニット(IOU)の移報、ブザー停止機能の確認 ④OS各設定内容の確認	A A A A	1 Y

		⑤システム状態の確認 a. チェックプログラムによる診断 b. システムのイベントログの確認保存 c. データベース動作状態の確認 d. エラーログの保存 ⑥管理点数の確認 ⑦MCUソフトウェアバージョンの確認	A A A A A A	
	L C D / タッチパネル	①タッチパネル動作確認 ②設定要素の確認 a. 色ズレ、色ムラの確認 b. フォーカス確認 c. コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 ③外観のクリーンアップ	A A A A B	1 Y
	インクジェットプリンタ	①外観点検 ②テスト印字による印字品質確認 ③操作パネルの機能確認 ④内部の異物、ほこり、汚れ除去 ⑤ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 ⑥ネジ、ワッシャー、ナット類の締付確認	A A A B B B	1 Y
	無停電電源装置	①外観点検 ②表示灯の点灯状態確認 ③設置環境の確認 ④ファンの動作確認及び交換 ⑤実負荷時の動作確認 ⑥バッテリーの異常の有無確認及び交換	A A A A B B	1 Y
	アナンシェータ	①外観点検 a. ケーブル、コネクタ類装着状態確認 b. インジケータ表示確認 ②ランプチェック作動確認 ③発停操作確認 ④電源電圧、リップルの測定、調整 ⑤伝送電圧確認、調整 ⑥シーケンシャル動作確認 ⑦各部のクリーンアップ a. 電源アップ b. カードユニット c. コントロールカード ⑧電源、接地端子等の締付確認	A A A A A C C C	1 Y

(3) 上記表における作業条件は、次による。

- A システムを停止せずに実施する点検
- B システムを一時的に停止し実施する点検
- C システムを停止し実施する点検

第 1 1 章 消防設備点検

第 1 節 一般事項

11.1.1 適用

本章は、対象施設における「消防法」（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）、「消防法施行令」（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）、「消防法施行規則」（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）及びこれに基づく告示等に定める消防設備等の法定点検に関する業務に適用する。

11.1.2 対象施設及び設備の概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は、別表 11.1.2 による。

11.1.3 業務の条件

点検を実施する期間は、次による。

- ① 機器点検及び総合点検 7 月 1 5 日から 8 月 3 1 日までの間
- ② 機器点検 1 月 1 5 日から 2 月 2 8 日までの間

11.1.4 従事者の条件

従事者は、各種点検に必要とする資格（甲種又は乙種消防設備士等）の有資格者とする。
なお、資器材の搬送、足場の固定等の補助的な業務については補助者に実施させることができる。

第 2 節 業務の範囲

11.2.1 点検の範囲

(1) 点検の基準及び結果報告は、次に定めるところによる。

- ① 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検愛用に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 9 号）
- ② 「消防設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）
- ③ 「消防設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号）
- ④ 上記に定める告示等の全部又は一部改正に伴う事項については、関係告示等の定めるところによる。

(2) 粉末消火器

別表 11.2.1 より製造年から 10 年を超えるものは機器点検又は総合点検時に新規取替を行うこと。

【粉末消火器取替対象（製造年）】

令和 3 年度（2021 年度）	2011 年製造
令和 4 年度（2022 年度）	2012 年製造
令和 5 年度（2023 年度）	2013 年製造

(3) 粉末消火器の放出能力試験

① 上記（2）を除く粉末消火器について、放出能力試験は適正に行うものとし、放出能力試験を行った消火器は原則充填を行うものとする。なお、充填対象の消火器であっても新規取替としてよいこととする。

② 新規取替消火器は、薬剤に再生材料が重量比で 40%以上使用されており、かつ新替を行う年の製造であり、消火器リサイクルシール【有効期限 20〇〇年末】（有効期間が 10 年間のもの）【株式会社消火器リサイクル推進センター発行】が貼られている消火器とすること。

(4) 屋内消火栓設備については放水試験を、スプリンクラー設備については連動又は放水試験を、ハロゲン化消火設備については放出試験を、泡消火設備については発泡試験、放水試験、廃液処理を行うこと。

なお、すべての試験において、施設に影響が及ぼさないように実施すること。

11.2.2 耐圧性能試験

屋内消火栓設備のホース及び連結送水管の耐圧性能点検について次のとおり実施すること。

(1) 消防用ホース耐圧性能試験

①名古屋港湾合同庁舎本館

ホース（2002 年製）	43 本	【令和 4 年度（2022 年度）実施】
ホース（2007 年製）	7 本	【令和 3 年度（2021 年度）実施】

②名古屋港湾合同庁舎別館

ホース（2009 年製）	18 本	【令和 5 年度（2023 年度）実施】
--------------	------	----------------------

(2) 連結送水管耐圧性能試験

①名古屋港湾合同庁舎本館 【令和 3 年度（2021 年度）実施】

②名古屋港湾合同庁舎別館 【令和 5 年度（2023 年度）実施】

11.2.3 点検結果報告書の提出

(1) 各点検終了後は、速やかに委託者に点検結果報告書を 2 部（令和 5 年度（2023 年度）については 3 部（※））提出すること。

※ 3 部（支署・出張所用（副本）、会計用（副本）、消防報告用（正本））

(2) 各庁舎の所轄消防署へ点検結果を報告すること。【令和 5 年度（2023 年度）実施】

なお、報告及び検査立会等の一切を受託者が代行することとし、それに要する費用は受託者負担とする。

(3) 履行場所に設置されている全ての消防設備機器を確認し、別表 11.1.2 の記載項目に変更等がある場合は、別表 11.1.2 を訂正し、受託者に提出すること。

11.2.4 情報提供

受託者は、消防設備の維持のため、日常管理方法や、関係法令改正の連絡等の情報を、委託者に提供するサービスを実施すること。

消防設備点検対象表

番号	庁舎名	設備名称	項目	数量	単位	
(1)-1	名古屋港湾合同庁舎(本館)	自動火災報知設備	GR型受信機	1	面	
			副受信機	3	面	
			差動式分布型感知器	26	個	
			差動式スポット型感知器	299	個	
			定温式スポット型感知器	77	個	
			定温式スポット型感知器(防爆形)	4	個	
			煙感知器	78	個	
			中継器	25	個	
			P型1級発信機	24	個	
			表示灯	24	灯	
			音響装置	30	個	
			消火栓起動装置	1	個	
			常用電源	1	組	
			予備電源(受信機のみ)	1	組	
			屋内消火栓設備	加圧送水装置	1	組
				制御盤	1	面
				消火栓	25	組
		起動用スイッチ		25	個	
		表示灯		25	灯	
		表示盤		1	面	
		水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)		1	組	
		誘導灯及び誘導標識	呼水装置	1	組	
			誘導灯	16	灯	
		排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	制御盤(10回線)	1	面	
			ダンパー(FD)	28	個	
			排煙口	18	個	
			防火戸(ドア式 S型)	36	枚	
			排煙装置(モーター駆動)	4	台	
			排煙装置(起動盤)	4	面	
			差動式スポット型感知器	1	個	
		スプリンクラー設備	煙感知器	37	個	
			加圧送水装置	1	組	
			起動装置	1	組	
			ヘッド	200	個	
			制御盤	1	面	
			流水検知装置	1	組	
			表示盤	1	面	
			呼水装置	1	組	
			送水口	1	箇所	
			圧カスイッチ	1	個	
		泡消火設備及び水噴霧 消火設備	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1	組	
			加圧送水装置	1	組	
			起動装置	1	組	
			ヘッド	174	個	
			制御盤	1	面	
			流水検知装置	1	組	
			圧カスイッチ	1	個	
			一斉開放弁(界面活性剤用、水成膜用)	14	個	
			泡消火薬剤貯蔵槽(操作部を含む)	1	基	
			泡消火薬剤混合装置	1	組	
			表示盤	1	面	
			手動開放弁	14	個	
			呼水装置	1	組	
		水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1	組		
		消防用水	採水口	1	面	
			吸管投入口	1	面	
			標識	1	面	
			開閉弁	1	個	
		連結散水設備	ヘッド	44	個	
			送水口	5	組	
		連結送水管	送水口	1	組	
			放水口	7	組	
		消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	116	本	
			粉末消火器(車載式、50型)	1	本	
			二酸化炭素消火器(5型)	3	本	
		非常用発電設備	非常用発電設備	1	式	
		配線	配線	1	式	

番号	庁舎名	設備名称	項目	数量	単位
(1)-2	名古屋港湾合同庁舎(別館)	自動火災報知設備	受信機P型1級 20回線	1	面
			副受信機P型 20回線	1	面
			差動式スポット型熱感知器	143	個
			定温式スポット型熱感知器	41	個
			煙感知器(含ペアラーム)	53	個
			1級発信機	9	個
			音響装置	10	個
			表示灯	9	個
			消火栓起動装置	1	個
			常用電源	1	組
		予備電源(受信機のみ)	1	組	
		屋内消火栓設備	加圧送水装置	1	組
			制御盤	1	面
			消火栓	9	組
			起動用スイッチ	9	個
			表示灯	9	灯
			表示盤	1	面
			水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1	組
			補給水槽(RF)	1	組
		誘導灯及び誘導標識	誘導灯	29	灯
		排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	連動操作盤(10回線)	1	面
			表示盤(10回線)	1	個
			防火戸	16	枚
			排煙装置(起動盤)	1	面
			煙感知器	8	個
		連結送水管	送水口	1	組
			放水口	6	組
消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	51	本		
非常用発電設備	非常用発電設備	1	式		
配線	配線	1	式		
(2)	名古屋税関監視部稲永分室	消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	15	本
		非常警報設備	操作部(電源部)	3	組
			起動装置(発信機、押しボタン)	3	組
			音響装置	3	組
			表示灯	3	灯
		排煙設備	制御盤(1回線)	1	面
			ダンパー(FD)	10	個
			防火戸(ドア式 S型)	2	枚
		煙感知器	2	個	
		配線	配線	1	式
(3)	名古屋税関監視部船着場	消火器具	粉末消火器(蓄圧式)	1	本
(4)	名古屋税関コンテナ検査センター	消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	27	本
		自動火災報知設備	受信機P型1級(21回線)	1	面
			副受信機(21回線)	1	面
			差動式スポット型感知器	32	個
			定温式スポット型感知器	5	個
			煙感知器	54	個
			P型1級発信機	10	個
			表示灯	10	灯
			音響装置	10	個
			常用電源	1	台
		予備電源(受信機のみ)	1	台	
		誘導灯及び誘導標識	誘導灯	18	台
		排煙設備	制御盤(1回線)	1	面
			防火戸(ドア式 S型)	1	枚
			煙感知器	2	個
		配線	配線	1	式

番号	庁舎名	設備名称	項目	数量	単位
(5)-1	名古屋税関西部出張所	消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	20	本
			自動火災報知設備	受信機P型1級(5回線)	1
		差動式スポット型感知器		57	個
		定温式スポット型感知器		11	個
		煙感知器		11	個
		P型1級発信機		5	個
		表示灯		5	灯
		音響装置		5	個
		常用電源		1	台
		予備電源(受信機のみ)		1	台
		排煙設備	制御盤(3回線)	1	台
			ダンパー(FD)	12	個
			防火戸(ドア式 S型)	4	枚
			防火戸(ドア式 W型)	2	枚
			電動シャッター	1	枚
			ハッチ	5	台
			煙感知器	11	個
配線	配線	1	式		
(5)-2	名古屋税関西部出張所 (コンテナ貨物検査場)	消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	6	本
			自動火災報知設備	受信機P型1級(4回線)	1
		差動式スポット型感知器		60	個
		定温式スポット型感知器		3	個
		煙感知器		1	個
		P型1級発信機		1	個
		表示灯		1	灯
		音響装置		2	個
		常用電源		1	台
		予備電源(受信機のみ)	1	台	
		配線	配線	1	式
(6)	名古屋税関南部出張所	消火器具	粉末消火器(加圧式)	11	本
			非常警報設備	操作部(電源部)	2
		起動装置(発信機、押しボタン)		2	組
		音響装置		2	組
		表示灯		2	灯
		配線	配線	1	式
(7)	衣浦港湾合同庁舎	消火器具	粉末消火器(加圧式)	13	本
			自動火災報知設備	受信機P型1級(6回線)	1
		差動式スポット型感知器		43	個
		定温式スポット型感知器		6	個
		煙感知器		10	個
		P型1級発信機		3	個
		表示灯		3	灯
		音響装置		3	個
		常用電源		1	組
		予備電源(受信機のみ)		1	組
		排煙設備	制御盤(3回線)	1	面
			防火戸(ドア式 S型)	3	枚
			煙感知器	6	個
		避難器具	はしご(2階 金属製)	1	組
		配線	配線	1	式

番号	庁舎名	設備名称	項目	数量	単位
(8)-1	豊橋港湾合同庁舎(本館)	消火器具	粉末消火器(加圧式)	14	本
			ハロゲン化物消火器	1	本
		自動火災報知設備	受信機P型1級(5回線)	1	面
			差動式スポット型感知器	31	個
			定温式スポット型感知器	3	個
			煙感知器	8	個
			P型1級発信機	4	個
			表示灯	4	灯
			音響装置	4	個
			常用電源	1	組
		予備電源(受信機のみ)	1	組	
避難器具	はしご(2階 金属製)	1	組		
配線	配線	1	式		
(8)-2	豊橋港湾合同庁舎(別館)	消火器具	粉末消火器(蓄圧式)	13	本
			粉末消火器(車載式)	1	本
		自動火災報知設備	受信機P型1級(15回線)	1	面
			差動式スポット型感知器	41	個
			定温式スポット型感知器	7	個
			煙感知器	7	個
			P型1級発信機	3	個
			音響装置	3	個
		配線	配線	1	式
		(9)	豊橋税関支署蒲郡出張所	消火器具	粉末消火器(蓄圧式)
非常警報設備	操作部(電源部)			1	組
	起動装置(発信機、押しボタン)			1	組
	音響装置			1	組
表示灯	1			灯	
配線	配線	1	式		
(10)	名古屋税関第一港陽町宿舎(千年寮)	消火器具	粉末消火器(蓄圧式)	15	本
		自動火災報知設備	受信機P型1級(10回線)	1	台
			差動式スポット型感知器	68	個
			定温式スポット型感知器	94	個
			煙感知器	9	個
			P型1級発信機	8	個
			表示灯	8	灯
			音響装置	9	個
			常用電源	1	組
		予備電源(受信機のみ)	1	組	
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	15	灯		
配線	配線	1	式		
(11)	名古屋税関第一港陽町宿舎(若鯨寮)	消火器具	粉末消火器(蓄圧式)	10	本
		非常警報設備	操作部(電源部)	10	組
			起動装置(発信機、押しボタン)	10	組
			音響装置	10	組
			表示灯	10	灯
		配線	配線	1	式

番号	庁舎名	設備名称	項目	数量	単位
(12)	四日市港湾合同庁舎	消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	56	本
			粉末消火器(車載式)	1	本
		屋内消火栓設備	加圧送水装置	1	組
			制御盤	1	面
			消火栓	7	組
			起動用スイッチ	7	個
			表示灯	7	灯
			表示盤	1	面
			水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1	組
		自動火災報知設備	受信機P型1級(11回線)	1	面
			副受信機(11回線)	1	面
			差動式スポット型感知器	121	個
			定温式スポット型感知器	22	個
			煙感知器	17	個
			P型1級発信機	8	個
			表示灯	8	灯
			音響装置	8	個
			消火栓起動装置	1	個
			常用電源	1	組
			予備電源(受信機のみ)	1	組
			排煙設備	制御盤(26回線)	1
		ダンパー(FD)		34	個
		排煙口		7	個
		防火戸(ドア式 S型)		15	枚
		煙感知器		23	個
		避難器具	はしご(2階 金属製)	1	組
		配線	配線	1	式
(13)	名古屋税関四日市コンテナ検査センター	消火器具	粉末消火器(加圧式、蓄圧式)	28	本
			受信機P型1級(13回線)	1	台
		自動火災報知設備	差動式スポット型感知器	20	個
			定温式スポット型感知器	3	個
			煙感知器	36	個
			P型1級発信機	7	個
			表示灯	7	灯
			音響装置	8	個
			常用電源	1	組
			予備電源(受信機のみ)	1	組
		誘導灯及び誘導標識	誘導灯	15	灯
		排煙設備	制御盤(1回線)	1	面
			防火戸(ドア式 S型)	1	枚
			煙感知器	2	個
		配線	配線	1	式

粉末消火器の取替数量(製造年から10年を超えるもの)

番号	庁舎名	数量(2021年度)	数量(2022年度)	数量(2023年度)
(1)-1	名古屋港湾合同庁舎(本館)	15	12	8
(1)-2	名古屋港湾合同庁舎(別館)	0	1	0
(2)	名古屋税関稲永分室	2	1	1
(3)	名古屋税関監視部船着場	0	0	0
(4)	名古屋税関コンテナ検査センター	3	3	7
(5)-1	名古屋税関西部出張所	1	7	1
(5)-2	名古屋税関西部出張所(コンテナ貨物検査場)	1	0	0
(6)	名古屋税関南部出張所	2	1	1
(7)	衣浦港湾合同庁舎	2	2	1
(8)-1	豊橋港湾合同庁舎(本館)	1	5	1
(8)-2	豊橋港湾合同庁舎(別館)	0	0	14 (車載式50型1本含む)
(9)	豊橋税関支署蒲郡出張所	0	0	2
(10)	名古屋税関第一港陽町宿舎(千年寮)	0	0	15
(11)	名古屋税関第一港陽町宿舎(若鯨寮)	0	0	10
(12)	四日市港湾合同庁舎	4	16	11
(13)	名古屋税関四日市コンテナ検査センター	2	1	2

第12章 エレベーター設備保守

第1節 一般事項

12.1.1 適用

- (1) 本章は、対象施設におけるエレベーター設備の点検保守に関する業務に適用する。
- (2) 「建築基準法」(昭和25年5月24日法律第201号)及びこれに基づく地方条例、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」(平成5年6月30日住防発第17号)、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」(平成28年2月19日公表)、「人事院規則10-4」並びにJIS A 4302(昇降機検査標準)に定めるところによる。
- (3) 建築基準法第12条第4項、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく点検が必要な場合は、当該法令の定めるところによる。

12.1.2 本章の対象となる施設及び設備の概要は、表12.1.2による。

表12.1.2

対象施設	設備概要	
名古屋港湾合同庁舎 (本館)	機種及び台数	日本オーチス・エレベータ社製 交流ロープ式乗用エレベーター 3台
	機種番号等	① 第56KA0612号 積載900kg 速度90m/分 停止階10停止 ② 第56KA0613号 積載800kg 速度90m/分 停止階11停止 ③ 第56KA0614号 積載800kg 速度90m/分 停止階11停止
	付加仕様	・地震時管制運転装置 (全台) ・火災時管制運転装置 (全台) ・停電時最寄階着床装置 (全台) ・車椅子仕様 (機種番号等①のみ) ・音声合成装置 (全台) ・遮煙のりばドア(ロビー階) (全台) ・遮煙のりばドア(ロビー階以外) (全台) ・監視盤 ・自動通話装置 ・群管理運転制御
名古屋港湾合同庁舎 (別館)	機種及び台数	東芝エレベータ社製 交流機械室レス乗用エレベーター 2台
	機種番号等	① 第CV255号 積載900kg 速度90m/分 停止階8停止 ② 第CV255号 積載750kg 速度90m/分 停止階8停止

	付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転装置 (全台) ・火災時管制運転装置 (全台) ・停電時最寄階着床装置 (全台) ・車椅子仕様 (機種番号等①のみ) ・音声合成装置 (全台) ・自家発時管制運転 (機種番号等①のみ) ・自動復旧運転機能 (全台) ・トスビームドアセンサー (全台) ・遮煙のりばドア (ロビー階) (全台) ・遮煙のりばドア (ロビー階以外) (全台) ・監視盤 ・自動通話装置
名古屋税関西部出張所	機種及び台数	東芝エレベーター社製 機械室レス乗用エレベーター 1台
	機種番号等	第00221248号 積載900kg 速度45m/分 停止階3停止
	付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転 ・停電時救出運転 ・火災時管制運転 ・音声合成装置 ・遮煙性能付扉 ・身体障害者用付加仕様 ・監視盤 ・自動通話装置
衣浦港湾合同庁舎	機種及び台数	日立社製 ロープ式乗用エレベーター 1台
	機種番号等	UAP-13-CO45 積載900kg 速度45m/分 停止階3停止
	付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転装置 ・停電時自動着床装置 ・火災時管制運転装置 ・音声合成装置 ・遮煙性能付乗場ドア ・車椅子仕様設備 ・冠水時管制運転装置 ・遠隔閉じ込め救出機能 ・自動通話装置
豊橋港湾合同庁舎 (本館)	機種及び台数	フジテック社製 ロープ式乗用エレベーター 1台
	機種番号等	WP-13-CO45-2T 積載900kg 速度45m/分 停止階2停止
	付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転装置 ・停電時自動着床装置 ・火災時管制運転装置 ・音声合成装置 ・車椅子仕様運転装置 ・冠水時管制運転装置 ・監視盤 ・自動通話装置
四日市港湾合同庁舎	機種及び台数	日本オーチス・エレベーター製 ロープ式乗用エレベーター 1台
	機種番号等	P-11-45 積載450kg 速度60m/分 停止階4停止

	付 加 仕 様	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転装置 ・火災時管制運転装置 ・停電時救出運転 ・音声合成装置 ・遮煙扉 ・車椅子仕様設備 ・監視盤 ・自動通話装置
--	---------	--

12.1.3 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「遠隔監視」とは、エレベーターとは遠隔地にある監視センター等において、オペレーターが常時エレベーターの状態を監視することをいう。エレベーターの故障情報等を監視センター等にて受信した場合は、当該施設へ最短で出動できる専門技術者に指令し、復旧活動を迅速に行う。また、かご内に閉じ込められた人がいる場合に、かご内のインターホンで直接監視センター等と通話できる装置を具備する。
- (2) 「遠隔点検」とは、マイコン制御方式のエレベーター等において、電話回線を利用して運行状態を各種の信号を検出し、動作状況の正常・異常を点検することをいう。遠隔点検装置を具備し、その装置を利用して保守が可能なエレベーターの場合は、専門技術者が遠隔で点検を行うことができる。

第2節 業務の範囲

12.2.1 契約方式

- (1) 本業務における契約方式は、「フルメンテナンス契約」とする。
- (2) 「フルメンテナンス契約」とは、定期的な点検・保守に加え、機器の摩耗・劣化を予測し、エレベーターを常に最良の状態に維持するために経年劣化した部品の取り換えや修理等の予防的な保全を併せて行う契約方式をいう。

12.2.2 点検の範囲及び周期

- (1) 点検の範囲は、表12.2.2による。
- (2) マイコン制御方式のエレベーター等において、電話回線を利用して運行状態を各種の信号を検出し、動作状況の正常・異常を遠隔点検できる装置を具備し、その装置を利用して保守が可能なエレベーターの場合は、専門技術者が遠隔で点検を行うことができるものとする。
- (3) 点検の周期は、1月ごとに1回の点検を行うものとする。ただし、遠隔点検装置により点検を行うことができる場合は、3月ごとに1回の点検とする。

表 12.2.2

点検箇所		点検内容	対象施設
かごまわり	かご上	①かご上各機器作動状態の点検 ②かご上各機器劣化・損傷の有無の点検 ③かご上各安全スイッチ作動状態の点検	全庁舎
	かご戸まわり	①かごの戸取付状態の点検 ②かごドアハンガー取付・作動状態の点検 ③かごドアハンガー劣化・損傷の有無の点検 ④戸閉連動機構取付・作動状態の点検 ⑤戸閉連動機構劣化・損傷の有無の点検 ⑥かごドア制御・駆動機器取付・作動状態の点検 ⑦かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無の点検 ⑧かごドア関連安全装置取付・作動状態の点検 ⑨かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無の点検 ⑩かご戸と乗場戸連動状態の点検	全庁舎
	かご上ステーション	①各安全スイッチ取付・作動状態の点検 ②ステーション内各機器作動状態の点検 ③ステーション内各機器劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	着床近接スイッチ	①着床近接スイッチ作動状態の点検	全庁舎
	非常止め装置	①非常止め装置取付・作動状態の点検 ②非常止め装置劣化・損傷の有無の点検 ③非常止めスイッチ作動状態の点検	全庁舎
	ガイドシュー (ガイドローラ)	①ガイドシュー(ガイドローラ)劣化・損傷の有無の点検 ②ガイドシュー(ガイドローラ)取付状態の点検	全庁舎
	吊り車	①綱車劣化・損傷の有無の点検 ②吊り車回転状態の点検	全庁舎
	その他機器	①かご室ファン取付・作動状態の点検 ②移動ケーブル取付状態の点検 ③かご室組立構成機器取付状態の点検 ④かご室組立構成機器劣化・損傷の有無の点検	四日市港湾合同庁舎
昇降路	昇降路	①昇降路周壁劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	制御盤	①制御盤固定状態の点検 ②制御盤扉開閉状態の点検 ③制御盤本体劣化・損傷の有無の点検 ④接触器作動状態の点検 ⑤各回路絶縁状態の点検 ⑥その他機器作動状態の点検 ⑦その他機器劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	巻上電動機 巻上機	①巻上機運転状態の点検 ②巻上電動機回転状態の点検 ③エンコーダ回転状態の点検 ④電磁ブレーキ作動状態の点検 ⑤巻上機綱車劣化・損傷の有無の点検 ⑥巻上機回り各機器取付状態の点検 ⑦巻上機回り各機器劣化・損傷の有無の点検 ⑧巻上電動機絶縁状態の点検	全庁舎
	調速機	①調速機運転状態の点検 ②調速機作動速度の点検 ③調速機回路各スイッチ作動状態の点検 ④調速機取付状態の点検	全庁舎

		⑤各給油部の給油状態の点検	
	終点スイッチ	①終点スイッチ作動状態の点検	全庁舎
	ガイドレール	①レール劣化・損傷の有無 ②レール取付状態の点検	全庁舎
	つり合いおもり	①つり合いおもり劣化・損傷状態の点検 ②つり合いおもり組立取付状態の点検 ③ガイドシュー取付状態の点検 ④ガイドシュー損傷の有無の点検 ⑤吊り車劣化・損傷の有無の点検 ⑥吊り車回転状態の点検	全庁舎
	吊り車	①綱車劣化・損傷の有無の点検 ②吊り車回転状態の点検	西部出張所
	ロープ	①メインロープ劣化・損傷の有無の点検 ②ガバナロープ劣化・損傷の有無の点検 ③メインロープソケット劣化・損傷の有無の点検 ④メインロープ取付状態の点検 ⑤ガバナロープ取付状態の点検	全庁舎
	つり合いチェーン	①つり合いチェーン劣化・損傷の有無の点検 ②つり合いチェーン取付状態の点検	西部出張所を除く
	着床装置プレート	①プレート劣化・損傷の有無の点検 ②プレート取付状態の点検	全庁舎
	移動ケーブル	①ケーブル動作性の点検 ②ケーブル劣化・損傷の有無の点検 ③ケーブル取付状態の点検	全庁舎
	乗場戸まわり	①乗場戸自閉機能作動状態の点検 ②乗場戸取付状態の点検 ③乗場ドアハンガー取付・作動状態の点検 ④乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無の点検 ⑤乗場ドア関連安全装置取付・作動状態の点検 ⑥乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無の点検 ⑦乗場戸とかご戸の連動状態の点検	全庁舎
	はかり装置	①はかり装置取付・作動状態の点検 ②センサ部劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	返し車	①綱車劣化・損傷の有無の点検 ②返し車回転状態の点検	西部出張所を除く
	その他機器	①その他昇降路機器取付状態の点検	全庁舎
ピット	ピット	①ピット漏水の有無、汚損状態の点検	全庁舎
	緩衝器	①緩衝器劣化・損傷の有無の点検 ②緩衝器台劣化・損傷の有無の点検 ③緩衝器取付状態の点検	全庁舎
	張り車	①張り車劣化・損傷の有無の点検 ②張り車取付・回転状態の点検	全庁舎
	センサ類	①センサ作動状態の点検 ②管制運転動作異常の有無の点検	全庁舎
かご室乗場	かご	①かご運転状態の点検 ②全自動戸開閉状態の点検 ③停電灯点灯状態の点検 ④かご内表示器作動状態の点検 ⑤かご釦作動状態の点検 ⑥かご釦劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	照明・意匠	①かご室機器損傷・変形の有無の点検 ②各銘板取付に汚損の有無の点検 ③かご室照明点灯状態の点検	全庁舎

	かご内操作盤	①かご内操作盤取付状態の点検 ②かご内操作盤各スイッチ作動状態の点検	全庁舎
	外部連絡装置	①外部連絡装置作動状態の点検（インターホン）	全庁舎
	乗場	①全自動戸開閉状態の点検 ②乗場釦作動状態の点検 ③乗場釦劣化・損傷の有無の点検 ④乗場表示器作動状態の点検	全庁舎
地震時管制 運転装置	全般	①管制運転作動状態の点検 ②音声アナウンス状態の点検	全庁舎
	昇降路内	①地震感知器作動状態の点検 ②地震感知器取付状態の点検	全庁舎
	制御盤内	①接触器取付状態の点検 ②接触器作動状態の点検 ③接触器劣化・損傷の有無の点検	西部出張所を除く
火災時管制 運転装置	全般	①管制運転作動状態の点検 ②音声アナウンス状態の点検	全庁舎
	制御盤内	①接触器取付状態の点検 ②接触器作動状態の点検 ③接触器劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	乗場	①呼び出しボタン取付状態の点検 ②呼び出しボタン作動状態の点検 ③呼び出しボタン劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
冠水時管制 運転装置	全般	①管制運転作動状態の点検 ②音声アナウンス状態の点検	豊橋港湾合同庁舎 衣浦港湾合同庁舎
	制御盤内	①接触器取付状態の点検 ②接触器作動状態の点検 ③接触器劣化・損傷の有無の点検	
自家発管制 運転装置	全般	①管制運転作動状態の点検 ②音声アナウンス状態の点検	名古屋港湾合同庁舎 （別館）
	制御盤内	①接触器取付状態の点検 ②接触器作動状態の点検 ③接触器劣化・損傷の有無の点検	名古屋港湾合同庁舎 （別館）
音声合成装置	本体	①装置本体取付状態の点検 ②装置本体劣化・損傷の有無の点検 ③スピーカー取付状態の点検 ④作動状態の点検 ⑤音声・音量の状態の点検	全庁舎
高周波対策	全般	①機器取付状態の点検 ②機器作動状態の点検 ③機器劣化・損傷の有無の点検	名古屋港湾合同庁舎
停電時 救出運転	全般	①自動着床状態の点検 ②戸開閉状態の点検 ③音声アナウンス状態の点検 ④停電灯点検状態の点検	全庁舎
	制御盤 （かご上ステーション内）	①制御盤固定状態の点検 ②制御盤扉開閉状態の点検 ③制御盤本体劣化・損傷の有無の点検 ④各回路絶縁状態の点検 ⑤基板取付状態の点検 ⑥基板劣化・損傷の有無の点検 ⑦その他機器作動状態の点検 ⑧その他機器劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	バッテリー	①作動電圧の点検	全庁舎
自動復旧 運転機能	全般	①作動状態の点検	名古屋港湾合同庁舎
トスビーム ドアセンサー	ドアセンサー	①ドアセンサー作動状態の点検 ②ドアセンサー関連機器の取付状態の点検	名古屋港湾合同庁舎

		③ドアセンサー関連機器の劣化・損傷の有無の点検	
遮煙性能付扉	全般	①機器取付状態の点検 ②機器作動状態の点検 ③機器劣化・損傷の有無の点検	豊橋港湾合同庁舎を除く
身体障害者用付加仕様	専用乗場ボタン	①乗場ボタン作動状態の点検 ②乗場ボタン劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	専用操作盤ボタン	①操作盤カバー取付状態の点検 ②かご釦作動状態の点検 ③かご釦劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	鏡	①鏡固定状態の点検 ②鏡汚れ・損傷の有無の点検	全庁舎
	手摺	①手摺固走状態の点検 ②手摺劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
	光電式ドアセンサー	①光電式ドアセンサー作動状態の点検 ②光電式ドアセンサー関連機器の取付状態の点検 ③光電式ドアセンサー関連機器の劣化・損傷の有無の点検	全庁舎
監視盤	全般	①機器取付状態の点検 ②機器作動状態の点検 ③機器劣化・損傷の有無の点検	衣浦港湾合同庁舎を除く
自動通話装置	本体	①装置本体取付状態の点検 ②装置本体劣化・損傷の有無の点検 ③スピーカー取付状態の点検 ④作動状態の点検 ⑤音声・音量の状態の点検	全庁舎

12.2.3 定期検査

上記12.2.2に示す定期点検において年1回は、建築基準法第12条第4項、官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項及び人事院規則10-4第32条に基づく定期検査と併せて行うものとし、同検査後は、各必要な書類の作成及び記録を行い必要な届出等を行うこと。

なお、定期検査にかかる費用は、受託者の負担とする。

12.2.4 精密調査

機械装置の細部を年1回調査し、予防的保全措置をとること。併せて安全装置の機能試験を実施するものとする。

12.2.5 定期整備

定期点検及び精密調査の結果、設備の性能を維持するに当たって、修理又は部品の交換が必要と判断された場合は、受託者の負担で直ちに実施するものとする。

12.2.6 修理・取替えの範囲

- (1) 修理・取替えの範囲は、表12.2.6による。
- (2) 修理・取替えの範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる磨耗及び損傷に限る。
- (3) 発注者、使用者の不注意、不適當な使用、管理その他の受託者の責によらない事由によって生じた修理又は取替えは含まない。
- (4) 次に掲げる修理・取替えは除く。
 - ① 意匠関係（昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、修理、部品取替、清掃。
 - ② 巻上機、電動機等の機器一式取替
 - ③ 一切の建築関係工事
 - ④ 諸法規の改正、官公庁の命令若しくは指導による設備の改修、又は新規付属物追加

に関する工事

⑤ 地震、火災等の天災地変、その他不可抗力の事故により発生する修理、取替工事

表12.2.6

部 品 名	修理・取替範囲	対象施設
巻上機	巻上機ユニット（軸受、ブレーキディスク・ドラム、オイルシール、油切り片、シープ軸、シープ溝削生、シープ）、ブレーキライニング、防振ゴム	全庁舎
頂部返し車、調速機、張り車	シープ溝削生、軸受	
かご枠	防振ゴム	
吊り車	軸受	
非常止め装置	フリクションダンパー	
ガイドシュー	シュー（ローラ）	
給点器	給油器	
かご戸装置	ドアレール、レバー機構、綱かけ滑車、連動ロープ	
ドアマシン	プーリー（スプロケット）、連動ベルト、駆動ベルト、軸受、位置スイッチ、ドアモーター	
かご乗場	ドアハンガー、ドアシュー	
ゲートスイッチ	ゲートスイッチ	
インターロック	インターロック	
セフティーシュー	キャプタイヤコード、アーム（接触棒含む）	
乗場戸装置	ドアレール、全域クローザー、戸の引き手（ローラ）、連動ロープ、綱かけ滑車	
メインロープ	メインロープ（切詰作業を含む）	
ガバナーロープ	ガバナーロープ（切詰作業を含む）	
つり合いロープ、鎖	つり合いロープ、鎖（切詰作業を含む）	
制御盤	リレー本体、半導体プリント板、コンデンサー、インバーター、コンバーター、整流器、変圧器、安定化電源、NFブレーカ	
非常電源装置	非常用動力バッテリー	
停電時自動着床装置	停電時自動着床装置バッテリー	
はかり装置	はかり装置組立、着床装置スイッチ	
各種昇降路内スイッチ	終点スイッチ、着床装置スイッチ	
外部連絡装置電源	外部連絡装置電源（停電装置含む）	
エンコーダ	エンコーダ	
移動ケーブル・電線	プロテクタ取付・補修、かご回り配線、移動ケーブル、その他ケーブル	
換気装置	ファンオーバーホール	

12.2.7 消耗資材の負担の範囲

保守作業に必要な消耗資材のうち、表12.2.7に掲げるものは受託者の負担による。

表12.2.7

部 品 名	備 考
ヒューズ	制御盤内に設置
抵抗管	制御盤内に設置
Vベルト・ベルト	かごドア装置の一部
油芯（繊維）	かごドア・各階乗場ドアの一部
ドアシュー（戸の脚）	かご室、昇降路に設置
照明ランプ、スターター	かご室、乗場の各押ボタンの一部
操作盤・乗場押ボタン用ランプ	かご室内に設置
停電灯用ランプ	
インジケーター用ランプ	
点検用オイル、グリス類	
ウエス、サンドペーパー	
ビス、ナット、ワッシャー	

12.2.8 事故又は障害発生時の対応

- (1) 事故又は障害等により正常な運転に支障が生じた場合は、速やかに従事者を現場に派遣して必要な作業を行うこと。
- (2) 不具合の発生原因を究明し、清掃、注油、調整、部品並びに機材の取替え、オーバーホール等の適切な処置をとって正常な状態に復旧させた後、再発防止策を講ずること。
- (3) 監督職員に状況を報告し、指示を受けること。
- (4) 復旧までに2時間以上を要する場合は、その理由及び復旧までに要する時間を速やかに監督職員に報告して指示を仰ぐこと。
- (5) 運転の再開は、監督職員の下承を得てから行うこと。
- (6) 人命に係わるものについては迅速に対応し事後監督職員に報告すること。その他、業務に費用が発生する場合は、別途協議する。

12.2.9 情報提供

受託者は、業務対象エレベーターと同種のエレベーターに関する事故及びリコール等に関する情報を得た際は、速やかに委託者に連絡するものとする。

第13章 自動扉保守

第1節 一般事項

13.1.1 適用

本章は、対象施設における自動扉の点検保守に関する業務に適用する。

13.1.2 対象施設及び設備の概要

本章の対象となる施設及び設備の概要は、表13.1.2による。

表13.1.2

対象施設	設備概要	
名古屋港湾合同庁舎（本館）	ナブコドア製 DSN-75D型 ナブコドア製 DS-60S型	引分け 1台 片引き 2台
名古屋港湾合同庁舎（別館）	ナブコドア製 DSN-150D型 ナブコドア製 DS-75S型	引分け 2台 片引き 2台
名古屋税関監視部稲永分室（別館）	ナブコドア製 DS150型	片引き 2台
名古屋コンテナ検査センター	寺岡オートドア・システム製 SOV-160型	引分け 2台
名古屋税関西部出張所	ナブコドア製 DS-21D型	引分け 2台
名古屋税関南部出張所	ナブコドア製 DS-75S型	片引き 1台
衣浦港湾合同庁舎	ナブコドア製 DS-21D型	引分け 1台
豊橋港湾合同庁舎（本館）	ナブコドア製 DS-60D型 ナブコドア製 DS-60型	引分け 1台 片引き 1台
豊橋港湾合同庁舎（別館）	ナブコドア製 DS-60型	片引き 1台
四日市港湾合同庁舎	ナブコドア製 DS-21D型	引分け 1台
四日市コンテナ検査センター	寺岡オート・ドアシステム製 SOV-160型	引分け 2台

第2節 業務の範囲

13.2.1 点検の範囲及び周期

点検の範囲及び周期は、表13.2.1による。

表 13.2.1

点検項目		点検内容	周期
1	ドア・サッシ部	①ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する。	3 M
		②自動ドア表示ステッカー、警告ラベルの有無を点検する。	3 M
		③ドア本体作動時の異常音の有無を点検する。	3 M
		④ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3 M
		⑤全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3 M
		⑥ドアと中立方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3 M
		⑦無目点検カバーの取付け状態を確認する。	3 M
2	懸架部	①吊戸車、ハンガーレールの汚れ、磨耗及び損傷を点検する。	3 M
		②ハンガーレールの取付け状態を点検する。	3 M
		③吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	3 M
3	動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する。	3 M
		②エンジンの取付け状態を点検する。	6 M
		③防振ゴムの変形の有無を点検する。	6 M
		④従動プーリーの取付け状態を点検する。	6 M
		⑤ベルト、チェーン、ワイヤの張り、磨耗及び取付け状態を確認する。	6 M
4	制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3 M
		②徐行速度の状態を点検する。	3 M
		③ドア位置検出スイッチの取付け状態を点検する。	3 M
		④電源スイッチの作動状態を点検する。	3 M
		⑤制御装置の取付け状態を点検する。	3 M
5	センサー部	①センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3 M
		②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3 M
		③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3 M
		④マットスイッチの変形及びき裂の有無を点検する。	6 M
		⑤マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無を点検する。	1 Y
6	電気回路	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3 M
		②電線の支持、接続状態及び被覆のき裂の有無を点検する。	6 M
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y
		④電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1 Y

13.2.2 応急の措置等

故障が発生した場合には、委託者の通知により速やかに技術者を派遣し、必要な修復を、無償にて行うものとする。（簡易的な修理）

13.2.3 消耗資材の負担の範囲

保守作業に必要な消耗資材のうち、軽微な消耗品類（パッキング、リング、ヒューズ及びオイル等）は受託者の負担とする。

第 1 4 章 建築物等点検

第 1 節 一般事項

14. 1. 1 適用

本章は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 2 項、第 4 項及び官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 12 条第 1 項、第 2 項に基づく点検並びに同法第 13 条第 1 項に基づき定められた「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号）に規定する支障がない状態を確認するための建築物及び建築設備の点検に適用する。

14. 1. 2 対象施設

本章の対象となる施設は、次による。

- ① 名古屋港湾合同庁舎（本館・別館）
- ② 名古屋税関稲永分室
- ③ 名古屋税関コンテナ検査センター
- ④ 名古屋税関西部出張所
- ⑤ 名古屋税関南部出張所
- ⑥ 衣浦港湾合同庁舎
- ⑦ 豊橋港湾合同庁舎（本館・別館）
- ⑧ 豊橋税関支署蒲郡出張所
- ⑨ 名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮・若鯨寮）
- ⑩ 四日市港湾合同庁舎
- ⑪ 四日市コンテナ検査センター

14. 1. 3 従事者の条件

従事者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 一級建築士（全ての点検業務が可）
- ② 二級建築士（全ての点検業務が可）
- ③ 建築物調査員（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
- ④ 建築設備等検査員（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

第 2 節 業務の範囲

14. 2. 1 点検の内容及び方法

点検に当たっては、「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件」（平成 20 年 11 月 17 日国土交通省告示第 1351 号）及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成 17 年 6 月 1 日国営管第 59 号、国営保第 11 号・最終改正 平成 22 年 3 月 31 日国営管第 482

号、国営保第 30 号) 別表に準拠し実施するものとする。

(国土交通省HP参照)

14.2.2 点検内容の除外

(1) 次に掲げる項目については、本業務に含まないものとする。

- ① 建築物の敷地及び構造に関する項目(ただし、令和3年度(2021年度)は除く)
- ② 建築基準法第12条第4項並びに官公法第2項に規定されていない建築物等
- ③ 昇降機設備
- ④ 消防設備
- ⑤ 空調設備の内、熱源機器、空調用ポンプ、空気調和機、全熱交換器、冷却塔
- ⑥ 水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道
- ⑦ 自家用電気工作物
- ⑧ 点検する建築物等に該当する部位、設備等がない項目
- ⑨ その他監督職員から指示する事項

(2) ただし、上記14.2.2(1)のうち、次に掲げる項目については、本業務にて点検を実施する。

- ① 消防設備の内、非常用コンセント設備、非常用照明器具
- ② 自家用電気工作物の内、屋内分岐後の分電以降の電気設備及び照明器具
- ③ 水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の内、配管部分
- ④ その他監督職員から指示する事項

14.2.3 点検の省略

次に示す部分等で点検が困難なものにあつては、点検を省略できるものとするが、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録するものとする。

- ① 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの。
- ② 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの。
- ③ 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの。
- ④ 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存し、点検することが危険である場所にあるもの。
- ⑤ 地中又はコンクリート等に埋設されているもの。
- ⑥ 目視では点検が困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔等。
- ⑦ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分。
- ⑧ 寮及び宿舎の専用部分(住戸内)。
- ⑨ その他物理的理由又は安全上の理由等から点検を行うことが困難な場所にあるもの。

14.2.4 貸与資料

業務の実施に先立ち、図面類及び点検・検査記録簿関連書類等(以下「関係資料」という。)を必要に応じ貸与するものとし、貸与を受けた関係資料については、業務完了後、速

やかに返却するものとする。ただし、必要とする全ての関係資料が用意されているものではない。

14.2.5 点検結果等の報告

- (1) 点検業務等完了後、その結果を速やかに次に定める書式により報告すること。
 - ・ 保全台帳様式2 【別紙 14.2.5 (その1)】 (令和3年度 (2021年度) のみ提出)
【別紙 14.2.5 (その2)】
- (2) 異常があった場合は、その内容を貸与する関係資料 (図面) に記載するとともに、写真にて報告すること。
- (3) 報告は、紙媒体で2部、電子データ1式 (CD若しくはDVD) とする。

点検及び確認記録(総括表)

建物基本情報	
建物名称(棟名)	
建物構造	
建物延べ面積	m2
建物階数	
竣工年月	地上 階 地下 階 棟屋 階
備考	年 月

点検・確認基礎情報	
点検・確認対象	・敷地 ・建築物
法定点検対象分類	・建築物の敷地及び構造
点検者分類	・当該施設職員 ・当該施設以外の職員 ・外部委託
点検者(組織名)	
点検者の資格区分	・一級建築士 ・建築設備等検査員
確認者(組織名)	名古屋税関

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)	有無	今回対象	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		備考
						今年度	前年度	
建築物の敷地及び地盤面								
地盤の不陸、傾斜等								
敷地内の排水								
植栽								
基礎								
構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第一条第三号に規定するものをいう。)								
基礎								
木造組構造(補強コンクリートブロック造を除く)								
補強コンクリートブロック造								
鉄骨造								
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造								
壁の外観								
外壁								
内壁								
柱の外観								
小屋組の外観								
斜材の外観								
屋根版の外観								
床版の外観								
はり、けたの外観								
屋上面(陸屋根)の外観及び固定								
パラペットの立上り面の外観及び固定								
笠木モルタルの外観及び固定								
金属笠木等の外観及び固定								
手すり、丸環等の外観及び固定								
排水溝回りの外観及び固定								
勾配屋根の外観及び固定								
塔屋の外観								
外装仕上げ材等の外観及び固定								
タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)								
乾式工法によるタイル、石貼り等								
金属系パネル(帳壁を含む。)								
コンクリート系パネル(帳壁を含む。)								

	タラップ、庇、とい等の外観																			
	付属仕上げ材、金物等の外観及び固定	○																		
	窓サッシ等の外観	○	○	○																
	ハルコニーの外観及び固定	○																		
	内装壁仕上げ材等の外観及び固定	○																		
	難燃材料又は準不燃材料を必要とする室の天井仕上げ材の外観及び固定	○	○	○																
	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の外観及び固定	○	○	○																
	石綿使用材料	○	○	○																
	囲い込み又は封じ込めによる石綿材料の飛散防止措置	○	○	○																
	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路の外観、固定、及び作動	○																		
	危険物を貯蔵し、又は使用する室の外観、固定、及び作動	○																		
	機器、工作物本体及び接合部の外観及び固定	○	○	○																
	支持部材等の外観及び固定	○	○	○																
	煙突本体及び建築物との接合部の外観	○	○	○																
	付帯金属等の外観	○	○	○																
	エキスパンションジョイント金物等の外観	○																		
	避雷設備（避雷針、避雷導線等）の外観	○	○	○																
	屋上緑化設備の外観及び作動	○																		
	床及び階段の共通部材の外観及び固定	○																		
	床材料の外観及び固定	○																		
	仕上げ材料、下地の外観及び固定	○	○	○																
	仕上げ材料、下地の外観、固定及び作動	○																		
	階段等の材料の外観及び固定	○																		
	視覚障害者誘導用ブロック材等の外観及び固定	○																		
	床点検口	○																		
	作動	○																		
床及び階段	共通																			
居室の床																				
	モルタル、タイル、石、ビニル製床材 その他建築材料を使用する床																			
二重床																				
	階段その他に用いる滑り止める 視覚障害者誘導用ブロック等																			
床点検口																				
	作動																			

点検及び確認記録(総括表)

点検・確認基礎情報	
点検・確認対象	・ 建築物
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外) ・ 昇降機
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 外部委託
点検者(組織名)	
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 建築物調査員 ・ 建築設備等検査員
確認者(組織名)	名古屋税関

建物基本情報	
建物名称(棟名)	
建物構造	
建物延べ面積	
棟番号	
建物階数	地上 階 地下 階 棟屋 階
竣工年月	年 月
備考	

建築設備	点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)	有無	今回対象	支障の有無	点検実施年月		確認実施月		備考
						今年度	前年度	今年度	前年度	
共通	全ての機器類の作動	保	○	△	△					
建築設備	基礎、架台の外観	○								
	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	○								
	端子盤の外観及び固定	○								
	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	○								
	監視カメラの外観及び固定	○								
	自動火災報知装置の外観及び固定	○								
	音声誘導装置の外観及び固定	○								
	インターホンの外観及び固定	○								
	トイレ等呼出装置の外観及び固定	○								
	太陽光発電装置の外観及び固定	○								
	風力発電装置の外観及び固定	○								
	構内情報通信網装置の外観及び固定	○								
	構内交換機(PBX)の外観及び固定	○								
	拡声装置の外観及び固定	○								
	映像、音響装置の外観及び固定	○								
	情報表示装置の外観及び固定	○								
	テレビ共同受信装置の外観及び固定	○								
	テレビ電波障害防除装置の外観及び固定	○								
	駐車場管理装置の外観及び固定	○								
	入退室管理装置の外観及び固定	○								
	航空障害灯の外観及び固定	○								
	予備電源の外観及び固定	○	○	○						
	自家発電装置の外観及び固定	○	○	○						
	外灯の外観及び固定	○								
	電光掲示板の外観及び固定	○								
	構内配電線路の外観及び固定	○								
	構内通信線路の外観及び固定	○								
	熱源機器(冷凍機、冷却塔、ボイラー等)の外観及び固定	○								

建築設備	配線、配管及び風道その他のダクト	防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む)	○	○	○																
			上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	○																		
			支持金物の外観及び固定	○																			
			配管の外観及び固定	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む)	○	○	○															
			上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	○																		
			換気設備、空調和設備以外の設備	換気設備、空調和設備以外の設備	○	○	○																
			配線の外観及び固定	配線の外観及び固定	○																		
			昇降機	昇降機の外観及び作動	○	○	○																
			排煙設備	排煙機等の外観、固定及び作動	○	○	○																
				ダクト(排煙口等含む)の外観、固定及び作動	○	○	○																
				非常用電源	○	○	○																
				操作機器等の外観、固定及び作動	○	○	○																
				中央管理方式による制御の作動	○	○	○																
			換気設備	送風機類の外観、固定及び作動	○	○	○																
	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む)	○	○	○																		
	上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	○																				

建築設備	換気設備	ダクト(給排気口含む)の外観、固定及び作動	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む)	○	○	○														
		防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動	上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	○																
建築設備	換気設備	非常用照明の作動 給排水配管の外観及び固定 給排水設備(ボイラー、沸騰し器等)の外観、固定及び作動 ポンプ類の外観、固定及び作動 タンク類の外観及び固定 排水槽の外観 浄化槽の外観、固定及び作動 排水再利用システム等の外観、固定及び作動 衛生器具の外観及び固定 間接排水の外観 井戸の外観、固定及び作動 防火扉、防火シャッター等駆動装置と連動した防火設備	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む)	○	○	○														
			上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	○																
			防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む)	○	○	○													
			上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	○																
			非常用照明の作動																		
			給排水配管の外観及び固定																		
			給排水設備(ボイラー、沸騰し器等)の外観、固定及び作動						△	△											
			ポンプ類の外観、固定及び作動						○	○											
			タンク類の外観及び固定						○	○											
			排水槽の外観						○	○											
			浄化槽の外観、固定及び作動						○	○											
			排水再利用システム等の外観、固定及び作動						○	○											
			衛生器具の外観及び固定						○	○											
			間接排水の外観						○	○											
			井戸の外観、固定及び作動						○												
防火扉、防火シャッター等駆動装置と連動した防火設備						○	○	○													
防火設備						○	○	○													
※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目) 保:国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目 建:建築基準法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目 官:官公法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目																					
備 考																					

第15章 免震装置点検

第1節 一般事項

15.1.1 適用

本章は、対象施設における免震装置の点検に関する業務に適用する。

15.1.2 対象施設

本章の対象となる施設は、次による。

- ① 名古屋港湾合同庁舎【本館】
- ② 名古屋港湾合同庁舎【別館】

第2節 業務の範囲

14.2.1 点検の範囲及び周期

(1) 点検の範囲及び周期は、名古屋港湾合同庁舎【本館】は表14.2.1(1)、名古屋港湾合同庁舎【別館】は表14.2.1(2)による。

表 14.2.1(1)

位置			点検項目		定期点検	
					周期 1Y	
					箇所	調査方法
免震装置	支承	積層ゴム系 ・天然ゴム系積層ゴム ・鉛プラグ挿入型積層ゴム	積層ゴムの外観	傷	目視は全数 1/2 程度記録	目視
			鋼材部の状況	腐食（発錆）		目視
				取付部		目視
		積層ゴムの変位	鉛直変位			
			水平変位			
		すべり系 ・弾性すべり支承	すべり板	汚れ・異物付着		目視
	腐食（発錆）			目視		
	傷			目視		
	装置の変位		鉛直変位			
			水平変位			
	鋼材部の状況	腐食（発錆）	目視			
		ボルト・ナット	目視			
	防塵カバー（防水・防油）	損傷・はずれ	目視			
	ダンパー	流体系 ・オイルダンパー	状況（外観）	本体		目視
腐食（発錆）				目視		
取付部				目視		
装置の変位			水平変位			
粘性体、オイル			液漏れ	目視		
減衰	減衰係数					
建物外周部 免震層	免震層	免震部材・設備配管・配線 免震層全体	クリアランス	免震層全数	目視	
			建物位置標識			
			建物位置			
			不同沈下			
			可燃物	免震層全数	目視	
			排水状況		目視	
	・建物外周部	建物周辺の状況	クリアランス	外周 EXP-J	目視	

配管・配線 可撓部	・設備配管	可撓継手部	取付状況、液漏れ	免震層全数全数	目視
			傷、亀裂		目視
			追加工事	追加工事部分	確認
	・電気配線	変位吸収部	余長	全数	目視
			避雷針・アース		
		追加工事	追加工事部分	確認	
その他	・別置き試験体 (積層ゴム)	初期値	確認		
		位置・個数	確認		
		ばね定数及び等価減衰定数	確認		

表 14. 2. 1(2)

位置			点検項目		定期点検			
					周期 1Y			
					箇所	調査方法		
免震装置	支 承	積層ゴム系	・天然ゴム系 積層ゴム	積層ゴムの外観	傷	目視は全数 1/2 程度記録	目視	
				鋼材部の状況	腐食（発錆）		目視	
				取付部			目視	
		すべり系	・弾性すべり支承	積層ゴムの変位	鉛直変位			
				すべり板	水平変位			
					汚れ・異物付着			目視
					腐食（発錆）			目視
				装置の変位	傷			目視
					鉛直変位			
	水平変位							
	鋼材部の状況	腐食（発錆）		目視				
		ボルト・ナット		目視				
		防塵カバー（防水・防油）	損傷・はずれ	目視				
	ダンパー	履歴系	・鋼製ダンパー	状況（外観）	本体			目視
					腐食（発錆）			目視
					取付部			目視
		流体系	・オイルダンパー	形状	主要寸法			
					水平変位			
状況（外観）					本体		目視	
腐食（発錆）					目視			
取付部					目視			
装置の変位				水平変位				
粘性体、オイル	液漏れ		目視					
減衰	減衰係数							
建物外周部	・免震層	免震部材・設備配管・配線 免震層全体	クリアランス	免震層全数	目視			
			建物位置標識					
			建物位置					
			不同沈下					
			可燃物	免震層全数	目視			
			排水状況		目視			
・建物外周部	建物周辺の状況	クリアランス	外周 EXP-J	目視				
配管・配線 可撓部	・設備配管	可撓継手部	取付状況、液漏れ	免震層全数全数	目視			
			傷、亀裂		目視			
			追加工事	追加工事部分	確認			
	・電気配線	変位吸収部	余長	全数	目視			
			避雷針・アース					
		追加工事	追加工事部分	確認				
その他	・別置き試験体 (積層ゴム)	初期値	確認					
		位置・個数	確認					
		ばね定数及び等価減衰定数	確認					

【免震装置設置台数】

凡例	凡例	符号	径	設置台数	製作会社
名古屋港湾合同庁舎 【本館】	天然ゴム系 積層ゴム支承	NB700	700□	5	オイレス工業株式会社
		NB800	800□	2	
		NB800	800φ	4	
	鉛プラグ入り 積層ゴム支承	LB700	700□	5	
		LB800	800□	2	
		LB800	800φ	11	
	弾性すべり支承	SB500	500φ	18	
		SB650	650φ	4	
		SB800	800φ	9	
		SB800	800□	5	
		SB900	900□	5	
オイルダンパー	OD1	—	12	カヤバシステムマシナリー株式会社	
名古屋港湾合同庁舎 【別館】	天然ゴム系 積層ゴム支承	IS8H	800φ	2	昭和電線デバイス テクノロジー株式会社
		IS8L	800φ	8	
	弾性すべり支承	SR6	600φ	1	
		SR9	900φ	4	
	U型鋼材ダンパー	SD1	—	4	
オイルダンパー	OD1	—	8	カヤバシステムマシナリー株式会社	

【免震装置施工関連業者】

(1) 名古屋港湾合同庁舎【本館】

工事名：H19名古屋港湾合同庁舎本館耐震改修工事

完成年月：平成22年1月

設計者：株式会社久米設計

監理者：国土交通省 中部地方整備局 営繕部

施行者：安藤建設株式会社 名古屋支店

(2) 名古屋港湾合同庁舎【別館】

工事名：H19名古屋港湾合同庁舎別館建築工事

完成年月：平成22年1月

設計者：株式会社日建設計

監理者：国土交通省 中部地方整備局 営繕部

株式会社アート末永設計

施行者：安藤建設株式会社 名古屋支店

第4編 清掃等業務

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、建築物等の清掃、害虫駆除及び緑地管理に関する業務に適用する。

1.1.2 業務目的

(1) 日常清掃業務及び日常巡回清掃業務

除塵、拭き、ごみの収集等の日常的な作業により、汚れの進行度の早い場所や部位の汚れを除去することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

(2) 定期清掃業務

除塵、拭き、洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや汚れ進行度の遅い場所・部位の汚れを除去するとともに、建築物部材を保護することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

(3) 害虫駆除業務

建築物等において、原則、ねずみ等(※)、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物に関する調査、その結果に基づく防除を行うことにより、衛生的環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※「ねずみ等」とは、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫やねずみ等の病原微生物を媒介する動物のことをいう。

(4) 緑地管理業務

刈込、剪定、除草等の定期的な作業により、植栽等を適正に管理することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備することを目的とする。

1.1.3 業務時間及び休日

(1) 日常業務及び日常巡回清掃業務

原則として午前8時から午後5時15分までとし、名古屋港湾合同庁舎本館、別館併せて、1名以上常駐することとする。ただし、上記時間内に業務を行うことが困難な場合は、監督職員の了承を得て上記時間外に行うことができる。

(2) 定期清掃、害虫駆除及び緑地管理

監督職員と協議の上、決定する。

第2節 業務の範囲

1.2.1 清掃基準

- (1) 対象となる施設は、全施設である。各施設における清掃作業の内容及び周期は、別表1.2.1(1)～(11)による。
- (2) 別表1.2.1(1)～(11)に示す清掃の周期は次によるものとする。
記号Y・M・W・Dは、それぞれ年・月・週・日を示す。
記号前の数字は、期間を示す。
「/」の前の数字は、期間内に行う清掃等回数を示す。
(例) 「2M」は、2月ごとに1回とする。
「2/M」は、1月に2回とする。
- (3) 別表1.2.1(1)～(11)に示す床区分の定義は次のとおりとする。
○は、カーペットを表す。
△は、Pタイル又は長尺シートを表す。
□は、その他を表す。
- (4) 清掃を行う従事者には熟練者を充てること。
- (5) 窓ガラス清掃において2メートル以上の高所作業を行う従事者は、労働安全衛生法による講習を受講し、修了証を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。
- (6) 衛生資材のうち、塵芥処理用ゴミ袋、トイレットペーパー、洗面所の手洗い用石鹼液は受託者の負担とする。衛生資材はグリーン購入法に基づくものとし、塵芥処理用ゴミ袋は清掃対象各施設の所在する市町村指定のものとする。
- (7) 日常又は定期清掃の都度、廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及びビン・缶類）を委託者の指定するごみ集積場所に集積すること。庁舎敷地内のごみ集積場所は、常に整理整頓して清潔に保つこと。
なお、受託者はごみの分別状況を確認し、分別されてないゴミ袋があった場合は、その場で分別すること。
廃棄物の集積に関しては、各庁舎の所在する市町村の条例等に従うこと。
- (8) 受託者は、清掃作業中に建物、施設及び調度品等を毀損、汚損又は亡失させないように十分注意すること。
- (9) 受託者は、共用部分の清掃業務の実施に当たり、あらかじめ任意の様式により「清掃作業実施計画表」を作成し、委託者に提出する。
- (10) 委託者は、業務の実施状況及び使用材料等について、随時に検査を行い、不良と認められた場合は、改善を命ずることができる。
- (11) 受託者は、業務の実施状況を任意の様式により「清掃作業日報」を作成し委託者に報告するものとし、定期清掃を実施した場合は委託者の検査を受けるものとする。
- (12) 委託者は(9)及び(11)の様式により作業実施計画の把握、清掃作業の報告に支障がある場合は、受託者に対して様式の変更を命ずることができる。
- (13) 使用する資機材は品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、また、清掃場所に応じたものを使用すること。
- (14) ゴミ袋（各庁舎所在地域指定のもの）、トイレットペーパー及び洗面所の手洗い用石鹼液の衛生消耗品は、あらかじめ担当職員の承諾を受けたものを使用すること。（グリーン購入法に基づく衛生消耗品とする。）

ごみ袋（各庁舎所在地域指定のもの）、トイレトペーパー年間平均使用個数及び手洗い用石鹼液の年間平均使用量は以下のとおりとし、増減する場合があるが、契約金額に影響を及ぼさないものとする。なお、手洗い用石鹼液については10倍に希釈できるものの年間平均使用量である。

・名古屋港湾合同庁舎 本館

ごみ袋（名古屋市指定のもの）	可燃	90L	約900枚/年
		20L	約500枚/年
	不燃	90L	約50枚/年
三角コーナー用水切りネット			約2,300枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約12,000個/年
			（本館 約7,800個、別館 約4,200個）
手洗い用石鹼液の年間平均使用量			18リットル缶×6缶
			（本館 4缶、別館 2缶）

・名古屋港湾合同庁舎 別館

ごみ袋（名古屋市指定のもの）	可燃	20L	約500枚/年
ビニール袋（コーヒーかす入れ用）			約2,000枚/年

・名古屋税関監視部稲永分室

ごみ袋（名古屋市指定のもの）	可燃	45L	約500枚/年
	不燃	45L	約25枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約1,800個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量			18リットル缶×2缶

・名古屋税関コンテナ検査センター

ごみ袋（透明または半透明のもの）		45L	約320枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約550個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量			6リットル缶×2缶

・名古屋税関西部出張所

ごみ袋（透明または半透明のもの）		45L	約920枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約2,300個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量			18リットル缶×2缶

・名古屋税関南部出張所

ごみ袋（透明または半透明のもの）		45L	約150枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約350個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量			6リットル缶×2缶

・衣浦港湾合同庁舎

ごみ袋（透明または半透明のもの）		30L	約150枚/年
		45L	約100枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約700個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量			6リットル缶×2缶

・豊橋税関支署蒲郡出張所

ごみ袋（透明または半透明のもの）		45L	約60枚/年
		90L	約50枚/年
トイレトペーパー年間平均使用個数			約100個/年

手洗い用石鹼液の年間平均使用量	6リットル缶×1缶
・豊橋港湾合同庁舎	
ごみ袋（透明または半透明のもの）	45L 約150枚/年
	90L 約350枚/年
トイレットペーパー年間平均使用個数	約1,500個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量	18リットル缶×1缶
・四日市港湾合同庁舎	
ごみ袋（透明または半透明のもの）	約1000枚/年
トイレットペーパー年間平均使用個数	約2,000個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量	18リットル缶×1缶
・四日市コンテナ検査センター	
ごみ袋（透明または半透明のもの）	約200枚/年
トイレットペーパー年間平均使用個数	約600個/年
手洗い用石鹼液の年間平均使用量	6リットル缶×2缶

1.2.2 害虫駆除基準

(1) 本業務の対象となる施設は、次のとおりとする。

名古屋港湾合同庁舎【本館・別館】
 名古屋税関監視部稲永分室
 名古屋税関コンテナ検査センター
 名古屋税関西部出張所
 名古屋税関南部出張所（有害害虫を含む。）
 衣浦港湾合同庁舎
 豊橋港湾合同庁舎【本館・別館】
 豊橋税関支署蒲郡出張所
 四日市港湾合同庁舎
 四日市コンテナ検査センター

(2) 周期は

生息調査を2ヶ月に1回
 害虫防除を年2回（6ヶ月ごと）（名古屋税関南部出張所の有害害虫防除は年1回）
 害虫駆除は発生の都度とする。

1.2.3 緑地管理基準

(1) 各施設における緑地管理作業の内容及び周期は、別表1.2.3による。

(2) 別表1.2.2に示す清掃の周期は次によるものとする。

記号Y・M・W・Dは、それぞれ年・月・週・日を示す。

記号前の数字は、期間を示す。

「/」の前の数字は、期間内に行う清掃等回数を示す。

(例) 「2M」は、2月ごとに1回とする。

「2/M」は、1月に2回とする。

第2章 清掃

第1節 日常清掃及び日常巡回清掃

2.1.1 室内及び交通部分

- (1) カーペット床は掃除機を掛け、塵芥を除去すること。また、スポットの汚れは適宜水拭きを行い、汚れを除去すること。
- (2) カーペット床以外は、自在ぼうき等で丁寧に掃き、汚れの甚だしい部分は水拭き、必要に応じて中性洗剤で洗浄すること。
- (3) ドアの把手その他金属部分は、防錆のため、水拭きした後、乾布で乾拭きを行うこと。
- (4) 壁面部分の「しみ」又は「汚れ」については、都度適正洗剤を用いて、むらなく拭き取ること。
- (5) 階段の手すりは、乾拭きし、手垢等で汚れた部分は適正洗剤を用いて取り除くこと。
- (6) 玄関ホールに設置してある机、長椅子等については、毎日水拭きを行うこと。

2.1.2 エレベーター

掃き掃除又は掃除機による吸塵を行い、壁等の汚れについては拭き掃除を行うこと。

2.1.3 便所

- (1) 便器は適正洗剤を用いて洗浄し、常に清潔に保つこと。
- (2) 洗浄には、塩酸類を使用してはならない。
- (3) 便器内に汚水が溜った場合は、ラバーカップ等で応急処置をし、衛生を保つこと。
- (4) 洗面器は、適正洗剤で入念に清掃するものとし、磨き剤を用い「曇り」・「むら」のないよう鏡を磨きあげ、乾拭きすること。
- (5) トイレトペーパー、手洗い用石鹸液は、切らさないよう補充すること。
- (6) 床面は、モップを使用して洗浄したのち空拭きをして水垢を残さないようにすること。
- (7) 女性用便所については、エチケットコーナー内の汚物を回収し、エチケット袋をセットすること。容器は、必要に応じて水洗いを実施すること。

2.1.4 湯沸室

- (1) 流し台は洗浄し、茶殻等を取り除いて常に清潔に保つこと。
- (2) 床タイルは、洗剤で洗浄すること。

2.1.5 喫煙スペース

- (1) 吸殻の集積を行い、防火のために万全の措置を施し処理すること。
- (2) 床は掃除機等により、塵芥を除去すること。

2.1.6 金属磨き

玄関の内外、手すり、玄関ホールの柱、ドア、エレベーター出入口等の金具や金属類を乾拭きするとともに、「汚れ」・「錆」等がある場合は、適正洗剤を用いてむらのないよう拭き取り、常に美観を保つこと。

2.1.7 扉、窓ガラス

玄関の内外の汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きすること。

2.1.8 建物周囲

玄関周り、犬走り、構内通路、駐車場を定期的に巡回し、粗ごみを拾うこと。

2.1.9 掲示板

名古屋港湾合同庁舎前（屋外）に設置されている掲示板について、ガラス部分につい

ては適正洗剤を用いて表面の汚れを取り、仕上げに水拭きを行うこと。また、その他汚れの目立つ部分については水拭きで拭き取ること。

2.1.10 ゴミ集積

- (1) 日常又は定期清掃の都度、ゴミ（可燃ゴミ、不燃ゴミ及びビン・缶類）を監督職員の指定するゴミ集積場所に集積すること。
- (2) 庁舎敷地内のゴミ集積場所は、常に整理整頓して清潔に保つこと。
- (3) ごみの分別状況を確認し、分別されていないごみ袋があった場合は、その場で分別すること。
- (4) ゴミの集積に関しては、各施設の所在する市町村の条例等に従うこと。

第2節 定期清掃

2.2.1 ワックス塗装（Pタイル・長尺シート部分）

Pタイル床及び長尺シート床は、洗剤で洗浄し、樹脂性ワックス塗装後、ポリッシャーにて研磨、つや出しをする。その際、容易に移動できるものは移動させて作業を行うこと。

2.2.2 カーペットクリーニング

カーペット床は、カーペットの下に洗浄剤等がしみ込むことのないように、専用機器を使用して洗浄、乾燥を行い、髷立て仕上げを行う。その際、容易に移動できるものは移動させて作業を行うこと。

2.2.3 窓ガラス

- (1) 適正洗剤を用いて、表面の汚れをスクイジーで拭き取り仕上げること。
- (2) 窓台は、除塵及び水拭きを行うこと。
- (3) 玄関のガラスは、「曇り」のないよう洗剤を用いて拭きとり、常時、美観を保つこと。
- (4) 清掃箇所の下方に什器・備品等がある場合は、布等で養生すること。

2.2.4 網戸

- (1) 表面の汚れを水拭きにより拭き取る。
- (2) 適正洗剤を塗布した後完全に拭き取り、網戸磨き剤を塗布する。
- (3) 乾燥後、拭き上げる。

2.2.5 エレベーター

- (1) 幕板・三方枠・ドアインジケーター等を水拭きするとともに、マット洗浄すること。
- (2) 庁舎内でマット洗浄できない場合は、庁舎外において従事者が責任をもって洗浄するものとする。
- (3) 庁舎外へ持ち出すときは、必ず監督職員の下承を得るものとする。

2.2.6 便所

床面は、適正洗剤を用いて洗浄すること。

第3章 害虫駆除

第1節 生息調査

3.1.1 対象範囲

調査は、対象施設の専有部分、共有部分のほか、機械室、電気室、パイプシャフト室、駐車場、建築物の周囲等、建築物内外に対して行うものとする。なお、南部出張所については、併せて有害害虫に対しても行うものとする。

3.1.2 調査方法

- (1) 調査方法は、聞き取り調査、目視による調査、無毒餌による喫食調査、黒紙設置による調査等、対象箇所特性に合わせて判定結果が出るような方法を選択することとし、実施前に監督職員の承諾を得ること。
- (2) 調査実施前に計画書を作成し、監督職員に提出すること。

3.1.3 報告

- (1) 調査結果を基に報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- (2) 調査結果により、害虫の生息が認められた場合には、防除計画書を作成し、監督職員に提出すること。
- (3) 食物管理等、職員による措置が必要な場合は、監督職員に提案すること。

第2節 防除

3.2.1 防除作業

- (1) 防除計画書に基づき、薬剤散布、食毒剤（毒餌剤）、捕鼠器の使用等の適切な方法により、防除作業を行うこと。また、生息調査により害虫の発生が認められなかった場合でも、6か月に一度防除作業は実施すること。なお、南部出張所については、併せて有害害虫に対しても行うものとし、生息調査により害虫の発生が認められなかった場合でも、1年に1度防除作業を実施すること。
- (2) 薬剤を散布する場合は、作業前、作業中、作業後において、安全が確認できるまで入室を禁ずる等施設の利用を制限する措置を講ずること。
- (3) 殺虫剤や殺鼠剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（旧薬事法）で承認を受けたものを用法、用量、使用上の注意を守って使用すること。
- (4) 食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食防止を図るとともに、使用後は直ちに回収すること。
- (5) 捕鼠器を使用する場合は、人に危害を及ぼすことのないよう注意すること。
- (6) 作業者は、適切な防護具を使用する等、事故防止に努めること。
- (7) 作業衣、使用器具は防除作業専用のものを使用し、他のものと区別して保管、洗濯等を行い、汚染防止に努めること。

3.2.2 効果判定及び報告

- (1) 防除作業終了後、措置を行った箇所に対して、前調査と同じ方法により効果判定を行うこと。
- (2) 防除作業及び効果判定の結果については、報告書を作成し、監督職員に提出すること。

第3節 駆除

3.3.1 駆除作業

作業内容については防除作業に準ずることとするが、駆除作業については害虫発生の都度実施すること。（生息調査で害虫の生息が認められず、次回生息調査までの間に害虫の発生を確認した場合等に実施。）

第4章 緑地管理

第1節 緑地管理

4.1.1 樹木剪定

- (1) 樹冠の整正、込みすぎによる枯損木の発生防止などを目的とし、枝抜き、切り詰めを行い、全体として枝葉量を減少させること。
- (2) 不定芽の発生原因となる「ぶっ切り」などは原則として行わないこと。
- (3) 太枝の剪定は切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の10cm程度上より切断すること。
- (4) 樹木の剪定については、脚立を使用するなどして、少なくとも高さ2m程度までは監督職員の指示に従い剪定すること。

4.1.2 低木刈込

- (1) 原則として機械刈りとし、機械が使用できない箇所については手刈りとする。
- (2) 花木類は、花芽を形成する時期を考慮し剪定すること。
- (3) 刈込み幅、高さ、樹形等については、監督職員と協議の上決定すること。

4.1.3 除草

- (1) 植込地の草は刈り込み、植込地外は可能な限り根から取り除くこと。
- (2) 樹木を傷めることのないよう、除草ホーク等を用い可能な限り根から取り除くこと。
- (3) 丈の高い雑草や蔓性雑草は、根元をよく確認して可能な限り根ごと引き抜き、土はふるい落とすとともに既存植栽の根が浮き上がった場合はよく抑えて植え直すこと。
- (4) 屋上緑地（名古屋港湾合同庁舎【本館・別館】）の自動灌水装置を管理し、芝の発育を妨げる雑草を除去すること。また、除去した雑草等が屋上排水溝付近に詰まらないように注意すること。
- (5) 名古屋港湾合同庁舎第二駐車場については、敷地内排水溝上部に溜まっている雑草や枯葉等も併せて除去すること。

4.1.4 廃棄処分

発生した剪定屑、雑草等は受託者の負担により適法に運搬廃棄すること。

【名古屋港湾合同庁舎本館】名古屋税関専用部分清掃作業基準表

場所	区域	面積 (㎡)	床区分	定期	窓清掃	日常	特記仕様	
1階	広報室	134.54	○	1/Y	1/Y	4/M		
2階	監視部長室	37.41	○	1/Y	1/Y	4/M		
	同 次長室	25.76	○	1/Y	1/Y	4/M		
	同 次長室	25.76	○	1/Y	1/Y	4/M		
	同 事務室	134.96	○	1/Y	1/Y	4/M		
	監視・保税事務室	259.88	○	1/Y	1/Y	4/M		
	分析事務室	53.44	○	1/Y	1/Y	4/M		
3階	業務部長室	36.96	○	1/Y	1/Y	4/M		
	同次長室	22.08	○	1/Y	1/Y	4/M		
	同次長室	16.45	○	1/Y	1/Y	4/M		
	同事務室 (監視部CSI含む)	932.51	○	1/Y	1/Y	4/M		
4階	税関長室	70.72	○	1/Y	1/Y	1/D		
	総務部長室	56.05	○	1/Y	1/Y	1/D		
	秘書室	52.17	○	1/Y	1/Y	4/M		
	応接室	18.08	○	1/Y	1/Y	4/M		
	特別会議室	50.40	○	1/Y	1/Y	4/M		
	総務課事務室	204.53	○	1/Y	1/Y	4/M		
	人事課長室	21.25	○	1/Y	1/Y	4/M		
	人事課事務室	136.11	△	1/Y	1/Y	4/M		
	人事専門官	17.28	○	1/Y	1/Y	4/M		
	第3会議室	78.40	○	1/Y	1/Y	1/M		
	考査官室	50.40	○	1/Y	1/Y	4/M		
	情報公開室 (資料室)	39.20	△	—	—	1/M		
	監察官室	39.20	○	1/Y	1/Y	4/M		
	女子更衣室 (洗面所)	12.00	△	1/Y	—	1/D		
	女子更衣室 (洗面所を除く)	46.00	○	1/Y	1/Y	2/M		
	女子休養室	31.60	□	—	1/Y	2/M	畳	
	5階	調査部長室	39.83	○	1/Y	1/Y	4/M	
		同 次長室	20.08	○	1/Y	1/Y	4/M	
同 次長室		20.08	○	1/Y	1/Y	4/M		
同 調査事務室		397.11	○	1/Y	1/Y	4/M		
同 情報解析室		46.69	○	1/Y	1/Y	4/M		
同 通告処理室		16.68	△	—	1/Y	—		
同 取調室		50.40	△	—	1/Y	—		
システム企画調整室		60.97	○	1/Y	1/Y	4/M		
男子更衣室		114.63	○	1/Y	1/Y	2/M		
通路		8.55	△	1/Y	—	4/M		
6階	調査事務室(ミーティングルーム含む)	504.00	○	1/Y	1/Y	4/M		
	統計課事務室	154.20	○	1/Y	1/Y	4/M		
7階	厚生管理官事務室	108.68	○	1/Y	1/Y	4/M		
	カウンセラー室	44.74	○	1/Y	1/Y	1/M		
	厚生文庫	46.45	○	1/Y	—	1/M		
	診療所事務室	25.64	○	1/Y	1/Y	4/M		
	内科診察室及び待合室(薬局含む)	50.40	△	—	1/Y	1/M		
	厚生管理官 廊下	32.03	△	1/Y	—	1/M		
	企画調整室	50.40	○	1/Y	1/Y	4/M		
	税関研修所事務室	50.40	○	1/Y	1/Y	4/M		
	講師控え室	31.82	○	1/Y	1/Y	4/M		
	研修大教室	154.83	○	1/Y	1/Y	4/M		
	研修中教室	100.80	○	1/Y	1/Y	4/M		
	研修小教室	50.40	○	1/Y	1/Y	4/M		
	研修控え室	46.77	○	1/Y	—	4/M		
会計課入札室	26.20	○	—	1/Y	1/M			
会計課被服保管庫	91.40	△	—	—	1/M			
8階	会計事務室	252.00	○	1/Y	1/Y	4/M		
	業務事務室 (ミーティングルーム含む)	264.32	○	1/Y	1/Y	4/M		
	第1会議室	121.08	○	1/Y	1/Y	1/M		
清掃面積計		5,584.72			1,117.91			

【名古屋港湾合同庁舎本館】名古屋植物防疫所専用部分清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
8階	男子更衣室	24.69	△	2/Y	1/Y	—	
	女子更衣室	10.16	○	2/Y	1/Y	—	
	書庫	30.48	—	—	1/Y	—	
	会議室	100.80	○	2/Y	1/Y	—	
9階	所長室	50.40	○	2/Y	1/Y	—	
	事務室	291.20	○	2/Y	1/Y	—	
	物置 (1)	10.00	—	—	1/Y	—	
	印刷室	16.75	△	2/Y	1/Y	—	
	展示室	7.98	○	2/Y	1/Y	—	
	給湯室	26.50	△	2/Y	1/Y	—	
	病理実験室	50.40	△	2/Y	1/Y	—	
	通路	12.05	△	2/Y	1/Y	—	
	種子2次検査室	11.95	△	2/Y	1/Y	—	
	病理培養室	11.95	△	2/Y	1/Y	—	
	昆虫実験室	52.36	△	2/Y	1/Y	—	
	飼育室前室	1.73	△	2/Y	1/Y	—	
	物置 (2)	20.00	—	—	1/Y	—	
	電気泳動室	12.71	△	2/Y	—	—	
	PCR室	12.63	△	2/Y	1/Y	—	
	核酸抽出室	34.50	△	2/Y	1/Y	—	
	検疫相談室	19.20	○	2/Y	1/Y	—	
清掃面積計		808.44			192.62		

【名古屋港湾合同庁舎本館】動物検疫所中部空港支所名古屋出張所専用部分清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
9階	所長室	33.20	○	1 Y	1/Y	4/M	
9階	事務室	110.32	○	1 Y	1/Y	4/M	
9階	事務室	58.08	△	6/Y	1/Y	4/M	
清掃面積計		201.60			40.18		

【名古屋港湾合同庁舎本館】 共用部分清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	玄関ホール	224.00	□	—	1/Y	2/D	
	掲示板	5.20	—	—	—	1/M	掲示板についてはガラス面の面積。清掃もガラス面の清掃。
2階	大会議室	226.03	○	1/Y	—	1/M	
	食堂	190.50	△	1/Y	1/Y	1/D	※1
9階	中会議室	100.80	○	1/Y	1/Y	1/M	
	—	エレベータ	3台	△	1/M	—	1/D
R 1階	エレベータホール	55.62	△	—	1/Y	4/Y	
各階	便所 (B 1階を除く)	259.95	□	1/M	—	1/D	
	湯沸室	94.50	□	—	—	1/D	
	廊下	1,185.20	△	1/Y	—	1/D	
B 1階	廊下	71.40	△	1/Y	—	1/M	
各階	階段	189.00	△	1/Y	—	1/D	
B 1・R階	階段	71.94	△	1/Y	—	1/M	
—	喫煙スペース	0.04	—	—	—	2/D	灰皿清掃
清掃面積計		2,674.18			219.15		

※1 厨房の排水溝(14m)、グリストラップ(1箇所)を年3回、洗剤で入念に清掃すること。

【名古屋港湾合同庁舎別館】 第四管区海上保安本部専用部分清掃作業基準表

場所	区域	面積 (㎡)	床区分	定期	窓清掃	日常	特記仕様
5階	本部長室	79.90	○	1/Y	1/Y	1/D	什器・備品の水拭き、 窓台の除塵及び水拭き を含む。
	次長室	33.25	○	1/Y	1/Y	1/D	
	総務部長室	32.65	○	1/Y	1/Y	1/D	
	総務部長前室		○	1/Y	1/Y	1/D	
8階	会議室	93.27	○	1/Y	1/Y	—	
各階	その他事務室等			—	1/Y	—	
清掃面積計		239.07			219.62		

別表1.2.1-(2)B-1

【名古屋港湾合同庁舎別館】 共用部分清掃作業基準表

場所	区域	面積 (㎡)	床区分	定期	窓清掃	日常	特記仕様
1階	玄関ホール	70.01	□	—	1/Y	2/D	
—	エレベータ	2台	○	1/M	—	1/D	
各階	便所	215.06	△	1/M	—	1/D	
	湯沸室	26.88	○	—	—	1/D	
1階	廊下	39.50	△	—	—	1/D	
各階	廊下	375.48	○	1/M	—	1/D	
B1	階段	17.92	△	3M	—	—	※1
各階	階段	191.26	△	1/M	—	1/D	※1
	非常階段	200.74	—	—	—	2M	※2
清掃面積計		1,136.85			14.73		

※1 床全面を除塵の上、モップを用いて水拭きをすること。(定期清掃)

※2 自在ぼうき等を用いて除塵し、汚れが目立つ部分は水拭き等により汚れを除去すること。

名古屋税関監視部稲永分室清掃作業基準表

稲永分室本館

場 所	区 域	面 積 (㎡)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	玄関ホール	34.04	□	—	1/Y	4/M	
	便所	5.81	□	—	—	8/M	
2階	事務室	219.61	○	1/Y	1/Y	4/M	
	所長室	73.47	○	1/Y	1/Y	4/M	
	湯沸室	7.54	△	—	—	4/M	
	便所	16.89	□	—	—	8/M	
	階段	16.96	△	1/Y	—	4/M	
3階	会議室	60.21	○	1/Y	1/Y	4/M	
	男子更衣室	34.49	□	1/Y	1/Y	4/M	畳
	女子更衣室	23.43	□	1/Y	1/Y	4/M	畳
	湯沸室	6.63	△	—	—	4/M	
	便所	10.75	□	—	—	8/M	
	廊下	33.41	△	1/Y	—	4/M	
	階段	16.99	△	1/Y	—	4/M	
清掃面積計		560.23			410.30		

稲永分室別館

場 所	区 域	面 積 (㎡)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	監視事務室	156.08	△	4/Y	1/Y	2/W	
	モニター室	36.00	△	—	—	—	
	調査室	15.00	△	4/Y	—	1/W	
	食堂	35.10	△	4/Y	1/Y	2/W	
	風除室	7.72	△	4/Y	1/Y	1/W	
	廊下	6.80	△	4/Y	1/Y	1/W	
	男子便所	9.85	△	—	1/Y	2/W	
	女子便所 (多目的便所)	5.25	△	—	1/Y	2/W	
	階段	11.02	△	4/Y	—	1/W	
2階	事務室	166.26	○	1/Y	1/Y	1/W	
	会議室	33.45	○	1/Y	1/Y	1/W	
	休憩室	17.70	□	1/Y	1/Y	1/W	畳
	仮眠室	42.44	○	2/Y	1/Y	1/W	
	男子更衣室	30.60	○	2/Y	—	1/W	
	女子更衣室	11.00	○	2/Y	1/Y	1/W	
	廊下	11.07	△	1/Y	1/Y	1/W	
	男子便所	7.70	△	—	1/Y	2/W	
	女子便所	6.56	△	—	1/Y	2/W	
	階段	11.56	△	4/Y	—	1/W	
—	喫煙スペース	0.04	—	—	—	2/W	灰皿清掃
清掃面積計		621.20			219.39		

名古屋税関コンテナ検査センター清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (㎡)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
X線検査装置棟	中央制御・検査室	144.90	○	1/Y	1/Y	4/M	
	事務室	85.00	○	1/Y	1/Y	4/M	
	更衣室	38.10	○	1/Y	—	4/M	
	シャワー室	4.79	□	—	—	1/M	
	脱衣室	6.19	□	—	—	1/M	
	洗面所	9.22	□	—	—	1/M	
	便所	26.40	□	1/M	—	8/M	
	廊下	63.20	△	1/Y	—	4/M	
	階段	44.00	△	1/Y	—	4/M	
	前室	6.50	△	1/Y	—	4/M	
	入口誘導連絡室	11.30	△	1/Y	—	4/M	
	風除室・スロープ	29.50	□	—	—	4/M	
	運転手通路	172.50	□	—	—	1/M	
	リフレッシュルーム(湯沸室)	29.25	△	1/Y	1/Y	4/M	
	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
出口誘導事務所	運転手待機室	35.80	△	1/Y	1/Y	4/M	
	事務室	25.90	○	1/Y	1/Y	1/M	
	便所	15.90	□	1/M	—	8/M	
コンテナ検査場	待機室	29.10	△	1/Y	—	2/M	
	湯沸室・水飲場	7.30	□	—	—	4/M	
	便所	13.30	□	1/M	—	8/M	
	廊下	4.10	△	1/Y	—	2/M	
	事務室	108.00	△	1/Y	1/Y	4/M	
	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
清掃面積計		910.33			148.69		

名古屋税関西部出張所清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (㎡)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	事務室（業者溜を含む。）	70.72	○	1/Y	1/Y	4/M	
	玄関ホール（エレベータホール含む）	114.93	□	—	1/Y	4/M	
	湯沸室	5.58	□	—	—	4/M	
	便所	28.03	□	—	1/Y	8/M	
	更衣室	15.92	□	—	—	4/M	
	廊下	15.00	□	—	1/Y	4/M	
	階段	21.95	△	1/Y	1/Y	4/M	
—	エレベータ	1台	□	—	—	4/M	
	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
2階	事務室	349.06	○	1/Y	1/Y	4/M	
	会議室	36.50	○	1/Y	1/Y	4/M	
	通関業者控室	31.24	○	1/Y	1/Y	4/M	
	男子更衣室	34.18	○	1/Y	1/Y	4/M	
	女子更衣室	25.45	□	—	1/Y	4/M	
	休養室	15.12	□	—	1/Y	4/M	
	湯沸室	4.54	△	—	—	4/M	
	便所入口	9.93	△	1/Y	—	4/M	
	便所	23.95	□	—	1/Y	8/M	
	エレベータホール	7.40	△	1/Y	—	4/M	
	階段	32.92	△	1/Y	1/Y	4/M	
	3階	所長室	38.91	○	1/Y	1/Y	4/M
次長室		20.38	○	1/Y	1/Y	4/M	
総務課事務室		58.72	○	1/Y	1/Y	4/M	
事務室		108.15	○	1/Y	1/Y	4/M	
会議室		40.66	○	1/Y	1/Y	4/M	
食堂		72.71	△	1/Y	1/Y	4/M	
湯沸室		4.54	△	—	—	4/M	
便所入口		9.93	△	1/Y	—	4/M	
便所		23.95	□	—	1/Y	8/M	
エレベータホール		7.40	△	1/Y	1/Y	4/M	
廊下		105.17	△	1/Y	—	4/M	
階段		24.73	△	1/Y	—	4/M	
コンテナ ナ貨物 検査場		事務室	79.79	○	—	—	4/M
	湯沸室	9.92	□	—	—	4/M	
	シャワー室	2.21	□	—	—	4/M	
	脱衣室	6.45	□	—	—	4/M	
	便所	16.45	□	—	—	8/M	
	廊下	4.90	□	—	—	4/M	
	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
仮設 庁舎	小会議室	93.02	□	—	—	4/M	
清掃面積計		1,570.49			438.71		

名古屋税関南部出張所清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	所長室	23.71	○	1/Y	1/Y	4/M	
	事務室	68.29	○	1/Y	1/Y	4/M	
	会議室	14.01	○	1/Y	1/Y	4/M	
	応接室・更衣室	32.32	○	1/Y	1/Y	4/M	
	玄関ホール	21.69	□	—	1/Y	4/M	
	湯沸室	8.59	□	—	—	4/M	
	便所	11.72	□	2M	1/Y	4/M	
	廊下	5.99	○	1/Y	1/Y	4/M	
2階	会議室	58.04	△	1/Y	1/Y	1/M	
	便所	13.29	□	2M	—	4/M	
	廊下	22.88	△	1/Y	—	4/M	
	階段	13.29	△	1/Y	—	4/M	
清掃面積計		293.82			67.37		

衣浦港湾合同庁舎清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	事務室 (税関)	59.75	○	1/Y	1/Y	2/M	
	玄関ホール (共用)	35.64	□	—	1/Y	4/M	
	ポーチ (共用)	12.66	□	—	1/Y	4/M	
	浴室 (共用)	2.60	△	—	—	4/M	
	脱衣場 (共用)	2.24	△	—	1/Y	4/M	
	湯沸室 (共用)	4.83	△	—	—	4/M	
	便所 (共用)	7.92	□	1/M	1/Y	8/M	
	廊下・エレベータホール (共用)	16.47	□	—	1/Y	4/M	
—	階段 (共用)	10.98	△	1/Y	1/Y	4/M	
	エレベータ (共用)	1台	□	—	—	4/M	
	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
2階	所長室 (税関)	34.68	○	1/Y	1/Y	2/M	
	事務室 (税関)	87.45	○	1/Y	1/Y	2/M	
	男子更衣室 (税関)	15.96	○	1/Y	1/Y	1/M	
	女子更衣室 (税関)	11.59	○	1/Y	1/Y	1/M	
	仮眠室 (税関)	15.10	△	1/Y	1/Y	1/M	
	休養室 (税関)	34.54	△	1/Y	1/Y	2/M	
	便所 (共用)	7.92	□	1/M	1/Y	8/M	
	廊下・エレベータホール (共用)	51.46	△	1/Y	1/Y	4/M	
3階	階段 (共用)	10.98	△	1/Y	1/Y	4/M	
	会議室 (共用)	41.01	△	1/Y	1/Y	1/M	
	湯沸室 (共用)	1.91	□	—	—	4/M	
	便所 (共用)	7.92	□	1/M	1/Y	8/M	
	廊下・エレベータホール (共用)	51.33	△	1/Y	1/Y	4/M	
	階段 (共用)	10.98	△	1/Y	—	4/M	
	階段・廊下 (共用)	10.26	△	1/Y	—	4/M	
清掃面積計		546.18			139.05		

豊橋港湾合同庁舎清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (㎡)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
本 館							
1階	事務室 (税関)	252.44	○	1/Y	1/Y	2/M	
	犯則調査室 (税関)	8.00	△	1/Y	1/Y	1/M	
	男子更衣室 (税関)	17.08	△	1/Y	1/Y	1/M	
	女子更衣室 (税関)	14.86	□	1/Y	1/Y	1/M	昼
	申告書庫 (税関)	7.07	△	1/Y	1/Y	1/M	
	食堂 (税関)	23.62	○	1/Y	1/Y	2/M	
	会議室 (税関)	17.96	△	1/Y	1/Y	1/M	
	湯沸室 (税関)	6.89	△	—	1/Y	2/M	
	玄関ホール (共用)	47.25	□	—	1/Y	4/M	
	ポーチ (共用)	7.20	□	—	1/Y	4/M	
	ピロティ (共用)	9.22	□	—	1/Y	4/M	
	シャワー室 (共用)	1.46	□	—	1/Y	1M	
	脱衣室 (共用)	1.73	□	—	1/Y	1M	
	便所 (共用)	21.52	□	1/M	1/Y	8/M	
廊下 (共用)	34.97	□	1/Y	1/Y	4/M		
—	エレベータ	1台	□	—	—	4/M	
—	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
2階	事務室 (植物防疫所)	55.19	○	—	—	—	
	実験室 (植物防疫所)	21.41	△	—	—	—	
	検査室 (植物防疫所)	18.84	△	—	—	—	
	事務室 (入国管理局)	61.34	△	1/Y	—	2/M	
	待合所 (入国管理局)	54.82	△	1/Y	1/Y	2/M	
	湯沸室 (共用)	8.44	△	—	1/Y	2/M	
	便所 (共用)	21.59	□	1/M	1/Y	8/M	
	エレベータホール (共用)	14.43	△	1/Y	1/Y	4/M	
	ホール (共用)	14.49	△	1/Y	1/Y	4/M	
	廊下 (共用)	57.22	△	1/Y	1/Y	4/M	
	階段 (共用)	11.55	△	1/Y	—	4/M	
別 館							
1階	制服更衣室 (海上保安本部)	12.79	—	—	1/Y	—	
	女子更衣室 (海上保安本部)	6.92	—	—	1/Y	—	
	シャワー室 (海上保安本部)	3.40	□	—	—	1/M	
	便所 (共用)	2.23	△	1/Y	1/Y	8/M	
	ホール・廊下 (共用)	45.90	△	1/Y	1/Y	4/M	
	階段 (共用)	3.62	△	1/Y	—	4/M	
	玄関ポーチ (共用)	5.18	□	—	—	4/M	
—	喫煙スペース	0.04	—	—	—	8/M	灰皿清掃
2階	事務室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	指令室含む
	署長室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	
	居室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	
	打合室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	
	給湯室 (共用)	5.84	△	1/Y	1/Y	2/M	
	便所 (共用)	26.01	△	1/Y	1/Y	8/M	
	共用会議室 (共用)	66.04	○	1/Y	1/Y	1/M	
	ホール・廊下 (共用)	35.41	△	1/Y	1/Y	4/M	
	階段 (共用)	24.20	△	1/Y	1/Y	4/M	
	バルコニー (共用)	5.27	□	—	1/Y	2/M	
3階	通信機械室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	
	船艇職員執務室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	
	船艇職員待機室 (海上保安本部)	—	—	—	1/Y	—	
	給湯室 (共用)	4.56	△	1/Y	—	2/M	
	便所 (共用)	3.76	△	1/Y	—	8/M	
	ホール・廊下 (共用)	37.33	△	1/Y	1/Y	4/M	
	階段 (共用)	24.20	△	1/Y	1/Y	4/M	
	メンテナンスバルコニー (共用)	17.38	□	—	1/Y	—	
清掃面積計		1,140.67			206.86		

名古屋税関蒲郡出張所清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	事務室	40.00	○	1/Y	1/Y	4/M	
	会議室	16.00	○	1/Y	1/Y	4/M	
	調査室	15.60	△	1/Y	1/Y	4/M	
	書庫	4.50	△	—	—	—	
	更衣室	5.40	△	1/Y	—	1/M	
	倉庫	4.50	□	—	—	—	
	玄関	4.00	□	1/Y	1/Y	4/M	
	仮眠室	8.40	□	—	1/Y	1/M	畳
	湯沸室	3.96	△	1/Y	—	4/M	
	便所	4.84	△	—	—	4/M	
	廊下	12.00	△	1/Y	—	4/M	
清掃面積計		119.20			35.17		

【四日市港湾合同庁舎】名古屋税関専用部分清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	事務室	128.26	○	1/Y	1/Y	4/M	
	廊下	25.26	△	1/Y	—	4/M	
2階	事務室	414.95	○	1/Y	1/Y	4/M	
	鑑定調査室	39.87	○	1/Y	1/Y	4/M	
	休養室	56.77	○	1/Y	1/Y	1/M	
	男子更衣室	40.68	○	1/Y	—	4/M	
	女子更衣室	16.40	□	1/Y	—	1/M	畳
3階	会議室	63.14	○	1/Y	1/Y	4/M	
清掃面積計		785.33			253.16		

別表1.2.1-(10)B

【四日市港湾合同庁舎】共用部分清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (m ²)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
1階	ポーチ	23.66	□	—	—	2/D	モルタル床
	玄関ホール	113.48	□	—	1/Y	2/D	クリンカタイル
	通路	15.30	□	—	—	1/D	クリンカタイル
	エレベータ	1台	△	1/Y	—	1/D	
3階	会議室	77.50	△	1/Y	1/Y	1/M	
各階	便所	60.52	△	1/M	—	1/D	長尺シート
	湯沸室	9.80	□	—	—	1/D	モザイクタイル
	廊下	270.60	△	1/Y	—	1/D	
	階段	157.53	△	1/Y	—	1/D	
	自転車置場	50.88		—	—	1/M	
清掃面積計		779.27			115.52		

四日市コンテナ検査センター清掃作業基準表

場 所	区 域	面 積 (㎡)	床区分	定 期	窓清掃	日 常	特記仕様
X線検査装置棟	中央制御・検査室	138.80	○	1/Y	1/Y	4/M	
	事務室	63.80	○	1/Y	1/Y	4/M	
	会議室	60.90	○	—	—	1/M	
	小会議室	22.50	○	1/Y	1/Y	4/M	
	リフレッシュルーム	30.10	△	1/Y	1/Y	4/M	
	便所	24.00	△	—	—	4/M	
	シャワー室	1.98	△	—	—	—	
	男子脱衣場	2.62	△	—	—	4/M	
	洗面所	4.40	△	—	—	4/M	
	シャワー室	0.99	△	—	—	—	
	女子脱衣場	2.34	△	—	—	4/M	
	洗面所	4.07	△	—	—	4/M	
	男子更衣室	21.70	○	1/Y	—	4/M	
	女子更衣室	15.10	○	1/Y	—	4/M	
	廊下	55.10	△	1/Y	—	4/M	
	前室	5.50	△	1/Y	—	4/M	
	玄関・風除室・スロープ	100.10	□	—	1/Y	4/M	タイル
	入口誘導連絡室	9.00	△	1/Y	—	4/M	
	運転手通路・待機スペース	137.13	△	—	—	1/M	
出口誘導事務所	運転手待機室	38.20	△	1/Y	1/Y	4/M	
	事務室	27.50	○	1/Y	1/Y	1/M	
	監視職員待機室	18.50	○	1/Y	1/Y	1/M	
	便所	14.80	△	—	—	4/M	
	廊下	11.58	△	—	—	4/Y	
清掃面積計		810.71			147.42		

緑地管理基準表

庁舎名	作業	周期	備考
名古屋港湾合同庁舎【本館・別館】	低木刈込	1 Y	
	屋上緑地管理	2 / Y	6月、10月の間に各1回
名古屋港湾合同庁舎第二駐車場	樹木剪定	—	
	低木刈込	—	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
名古屋税関監視部稲永分室	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
名古屋税関コンテナ検査センター	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、11月の間に各1回
名古屋税関西部出張所	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
名古屋税関南部出張所	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
衣浦港湾合同庁舎	樹木剪定	1 / Y	
	低木刈込	1 / Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
豊橋税関支署蒲郡出張所	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
豊橋港湾合同庁舎	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
四日市港湾合同庁舎	樹木剪定	1 Y	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回
四日市コンテナ検査センター	樹木剪定	—	
	低木刈込	1 Y	
	除草	2 / Y	6月、10月の間に各1回

第5編 執務環境測定業務

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、対象施設における建築物等の執務環境の測定に関する業務に適用する。

1.1.2 対象施設

本編における対象施設、測定の内容及び周期は、別表2.2.2及び別表3.2.2による。

第2章 空気環境測定

第1節 一般事項

2.1.1 適用

本章は、対象施設の事務室等の空気環境の測定に適用する。

2.1.2 業務の目的

室内空気質の状態を把握し、空気調和設備等を適正に管理することにより、健康被害の発生防止に資することを目的とする。

第2節 測定

2.2.1 測定の内容及び周期

(1) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、表2.2.1による。

(2) 周期は2ヶ月ごとに1回(年間6回)行うものとする。ただし、特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等における空気環境測定は3ヶ月ごとに1回(年4回)行うこと。

表2.2.1

測定項目	測定器等	管理基準値
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1 m^3 につき 0.15mg以下

2	一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の10以下 (注1)
3	二酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4	温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	① 17度以上28度以下 ② 居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5	相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6	気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下

(注1) 大気における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を越えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物については、100万分の20とする。

2.2.2 測定ポイント等

(1) 本編における対象施設、測定の内容及び周期は、別表2.2.2による。

(2) 別表2.2.2に示す測定の周期は次によるものとする。

記号Y・Mは、それぞれ年・月を示す。

記号前の数字は、期間を示す。

「/」の前の数字は、期間内に行う測定等回数を示す。

(例) 「2M」は、2月ごとに1回とする。

「2/M」は、1月に2回とする。

(3) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、事務室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。なお、事務室が壁等で仕切られている場合は職員数の多い事務室とする。

(4) 外気については、1階出入口付近で測定する。ただし、気流の測定は行わない。

(5) 測定回数は1箇所につき、執務時間中に午前1回、午後1回の計2回測定する。

(6) 特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等における空気環境測定は表2.2.1の測定項目1について実施する。実施方法及び留意点は(あ)～(か)のとおりである。

(あ) 測定ポイント等については別表2.2.3のとおりとする。

(い) 測定地点については、当該喫煙場所直近の窓、扉から屋内側に1m入った地点で、

床上1.2mから1.5mの高さの間とする。

(う) 測定方法は以下の①～③のとおりとする。

①当該喫煙場所に喫煙者がいない状態にし、電気、空調設備のスイッチを入れる。

②浮遊粉じん濃度を1分おきに5分後まで(5回)測定をする。

③②の後、別表2.2.3に示す本数の着火した紙巻きたばこを灰皿に並べて副流煙を発生させ、喫煙者が多い仮想状態を作り出してから、②と同じ測定を行う。

(え) 測定回数は1箇所につき、喫煙なしの状態5回(1セット)、着火した紙巻きたばこを灰皿に並べた状態を5回(1セット)の計10回(2セット)測定する。

(お) 本業務は受動喫煙防止に関する点について考慮する必要があることから、本業務作業従事者が受動喫煙することの無い様、作業従事者は作業時にマスクを着用する等、留意すること。

(か) (う) ③に記載の紙巻きたばこは、新品を受託者負担で用意するものとする。

空気環境測定基準表

庁舎名	測定ポイント		周期	備考
名古屋港湾合同庁舎【本館】	1～9階各2 外気1	19	2M	
名古屋港湾合同庁舎【別館】	1～8階1 外気1	9	2M	
名古屋税関監視部稲永分室 【旧稲永出張所本館】	2階3階各1 外気1	3	2M	
名古屋税関監視部稲永分室 【旧稲永出張所別館】	1階2階各1	2	2M	
名古屋税関コンテナ検査センター	装置棟1階1 外気1 検査場1階1	3	2M	
名古屋税関西部出張所	1～3階各1 外気1	4	2M	
名古屋税関南部出張所	1階2階各1、 外気1	3	2M	
衣浦港湾合同庁舎	1～3階各1 外気1	4	2M	
豊橋港湾合同庁舎【本館】	1階2階各1 外気1	3	2M	
豊橋港湾合同庁舎【別館】	1～3階各1 外気1	4	2M	
豊橋税関支署蒲郡出張所	庁舎内1 外気1	2	2M	
四日市港湾合同庁舎	1～4階各1 外気1	5	2M	
四日市コンテナ検査センター	1階1 外気1	2	2M	
		63ポイント		

空気環境測定基準表（特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等）

庁舎名	測定ポイント	たばこの本数	周期	備考	
名古屋港湾合同庁舎【本館】	B1階屋外喫煙場所付近	1	16本	3 M	
名古屋税関監視部稲永分室	1階屋外喫煙場所付近	1	26本	3 M	
名古屋コンテナ検査センター	1階屋外喫煙場所付近 2箇所	2	12本	3 M	
名古屋税関西部出張所	1階屋外喫煙場所付近 2箇所	2	6本 10本	3 M	
衣浦港湾合同庁舎	1階屋外喫煙場所付近	1	4本	3 M	
豊橋港湾合同庁舎	1階屋外喫煙場所付近 1箇所 2階屋外喫煙場所付近 1箇所	2	2本 2本	3 M	
豊橋税関支署蒲郡出張所	1階屋外喫煙場所付近	1	2本	3 M	
四日市港湾合同庁舎	1階屋外喫煙場所付近	1	8本	3 M	
四日市コンテナ検査センター	1階屋外喫煙場所付近	1	2本	3 M	
		12ポイント			

第3章 照度測定

第1節 一般事項

3.1.1 適用

本章は、対象施設の事務室等の照度測定に適用する。

3.1.2 業務目的

本業務は、建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに、視作業による作業効率の向上、作業安全の向上に資することを目的とし、執務環境が J I S Z 9 1 1 0、J I S Z 9 1 2 5 に適合するかを測定する。

第2節 測定

3.2.1 測定方法及び周期

- (1) 測定方法は、J I S C 7 6 1 2 (照度測定方法) によるものとし、測定機器は J I S C 1 6 0 9 (照度計) の規格品とする。
- (2) 測定周期は、6ヶ月に1回とする。

3.2.2 測定ポイント

測定ポイントは、別表3.2.2の測定場所1箇所につきそれぞれ5ポイントとする。

照度測定基準表

庁舎名	担当区域	箇所	測定ポイント	周期	備考
名古屋港湾合同庁舎【本館】	税関	8	40	2/Y	
	植防	1	5		
	動検	1	5		
	共用	2	10		
名古屋港湾合同庁舎【別館】	海保	8	45	2/Y	
	共用	1			
名古屋税関監視部稲永分室（本館）	税関	1	5	2/Y	
名古屋税関監視部稲永分室（別館）	税関	2	10	2/Y	
名古屋税関コンテナ検査センター	税関	1	5	2/Y	
名古屋税関西部出張所	税関	3	15	2/Y	
名古屋税関南部出張所	税関	1	5	2/Y	
衣浦港湾合同庁舎	税関	2	10	2/Y	
	海保	3	15		
豊橋港湾合同庁舎【本館】	税関	1	5	2/Y	
	入管	2	10		
	検疫	1	5		
豊橋港湾合同庁舎【別館】	海保	3	15	2/Y	
豊橋税関支署蒲郡出張所	税関	1	5	2/Y	
四日市港湾合同庁舎	税関	2	10	2/Y	
	入管	1	5		
	海保	1	5		
	植防	1	5		
	検疫	1	5		
	運輸	1	5		
	共用	1	5		
四日市コンテナ検査センター	税関	1	5	2/Y	
		51箇所	255ポイント		

第6編 警備業務

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、対象施設における警備に関する業務に適用する。

1.1.2 業務の目的

本業務は、対象施設において起こりうる火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

1.1.3 対象施設

本業務における対象施設は、次による。

- ① 名古屋港湾合同庁舎【本館】
- ② 名古屋港湾合同庁舎【別館】

1.1.4 業務時間及び休日

- (1) 午前8時から翌日午前8時まで（1,096日） 2名
（午前0時～午前5時の間、休憩及び仮眠することができるが、有事の際すぐに対応できる体制をとること。）
- (2) 午前8時から午後5時まで 2名
（行政機関の休日を除く日）

1.1.5 従事者の基準

上記1.1.4（1）（2）とも、本館・別館各1名とし、原則、1.1.4（1）の者は、施設警備業務検定2級の資格を有する者であること。

1.1.6 警備基準

- (1) 警備業務従事者（以下「警備員」という。）は、合同庁舎を常に良好な状態に保持するため、関係法令及び名古屋税関合同庁舎管理規則（平成13年達第23号）等に基づき職務の遂行に当たっては、旺盛な責任感をもってその警備に専念しなければならない。
- (2) 警備員は、服装を整えて勤務し、合同庁舎職員及び外来者に対しては厳正かつ親切な態度を保ち、いやしくも官庁の威信を失したり、不快な印象を与えたりすることのないように努めなければならない。
- (3) 警備員は、勤務中にみだりに自己の責任区域を離れることなく、その業務に専念しなければならない。

第2章 警備業務

第1節 施設警備業務

2.1.1 業務内容

- (1) 外来者に対する受付及び案内
- (2) 合同庁舎の共用部分を主として、その内外を巡回し、窓・扉等の施錠状況、火気その他異状の有無の点検
- (3) 合同庁舎のグランドマスターキー、専用部分のマスターキー、入居官署から保管委託のあった専用部分単独の鍵及び共用部分の鍵の保管
- (4) 玄関、出入口等の門扉及びエレベーターの適時の施錠又は解錠
- (5) 入退館システムと連携した入退庁者及び不審者に対する適切な処置
- (6) 合同庁舎の建造物、その他諸施設の損傷防止及び火災予防又は適切な処置
- (7) 職員の執務時間外における郵便物、宅配便、電信等の接受又は関係者への連絡
- (8) 非常事態発生に対する応急処置
- (9) 駐車場の整理又は指示
- (10) 合同庁舎における無許可集会、演説又はビラ配布行為者等の制止
- (11) 盗難等の予防
- (12) 電気、ガス、水道等の浪費防止処置
- (13) 職員の執務時間外における合同庁舎の施設管理委託業者及び庁舎内工事業者の監視
- (14) 騒音を発したり、床面に損傷を与えたりする履物で庁舎内を歩行する者及び喫煙場所以外で喫煙している者等の制止
- (15) 特定屋外喫煙場所への灰皿設置と撤去
- (16) 合同庁舎敷地内の植栽への散水
- (17) 表2.1.1に定める掲揚基準による屋上ポールの国旗等の掲揚。なお、委託者の指示がある場合は、それに従うこと。

表2.1.1

掲揚時	概ね午前5時頃で警備業務の支障のない時間帯に掲揚する。
降納時	概ね午後5時頃で警備業務の支障のない時間帯に降納する。
雨天時	掲揚しない（掲揚、降納の判断は降雨状況をみて行う）。

*なお天候、日の出、日の入り時間等を考慮し、安全に掲揚が行えるよう時間は前後させて差し支えない。

- (18) 委託者が行う防火防災等の訓練への協力及び参加
- (19) 災害が発生した際の(18)で想定された業務及び委託者が指示する防災救護活動
- (20) 遺失物法に基づく遺失物の適正な処置
- (21) その他、監督職員が指示する事項

2.1.2 事故防止及び報告

受託者は、次の事故が予想される場合、又は発生した場合には、直ちに適宜の処置をとるとともに委託者に報告し、その指示を受けて処理しなければならない。

- (1) 電気、ガス、水道等の漏洩
- (2) 防火設備装置及び消火資材の整備不良
- (3) 合同庁舎内及び周辺における危険物の発見

- (4) 陳情団等多人数の来庁、又は秩序を乱すような行為
- (5) 合同庁舎における無許可の行商、物品展示及び販売行為等
- (6) 合同庁舎からの不審・不当な物品の持出し、又は合同庁舎への不審・不当な物品の持込み
- (7) 地震、津波、火災、停電、盗難、その他の災害
- (8) 遺失物の拾得
- (9) その他の事故

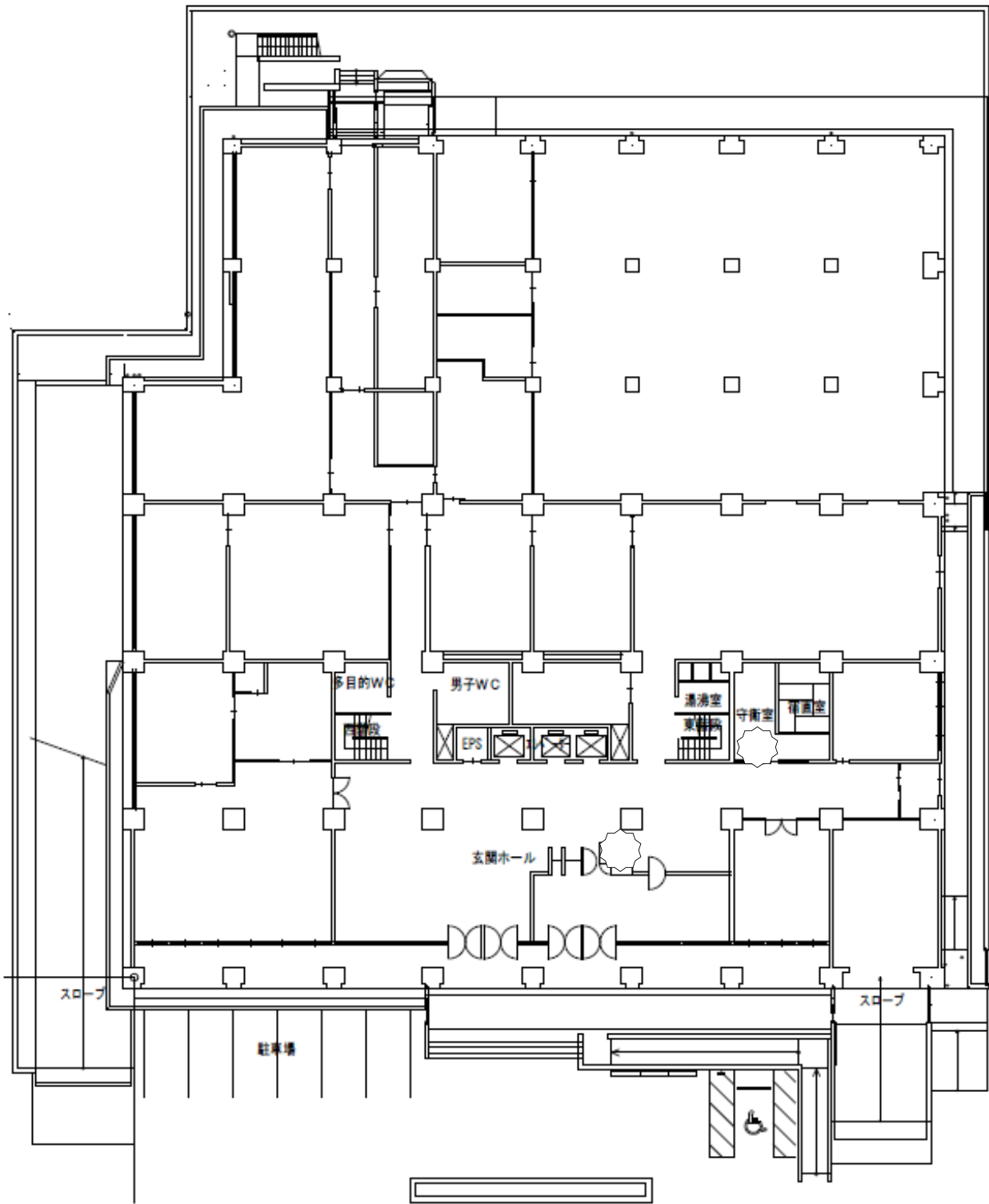
2.1.3 特記事項

- (1) 警備員は、庁舎出入口閉鎖後合同庁舎内を巡回する。また、日中は合同庁舎内及び合同庁舎周辺を随時巡回する。
- (2) 保管中の鍵を貸し出す場合は身分証明書等により本人を確認し、鍵貸出簿に所要事項を記入させた上、貸し出し、解錠後、直ちに返納させ鍵貸出簿に所要事項を記入整理する。
- (3) 玄関、出入口、門扉等の開閉基準時刻は表2.1.3を定める。
なお、委託者の指示がある場合は、それに従うこと。

表2.1.3

場 所		開扉時刻	閉扉時刻	備考
本館	正面玄関（1F）	午前5時	午後11時	
	地下門扉（B1東）	午前5時	午後11時	
	地下門扉（B1西）	午前5時	午後6時30分	
別館	正面玄関（1F）	午前5時	午後11時	

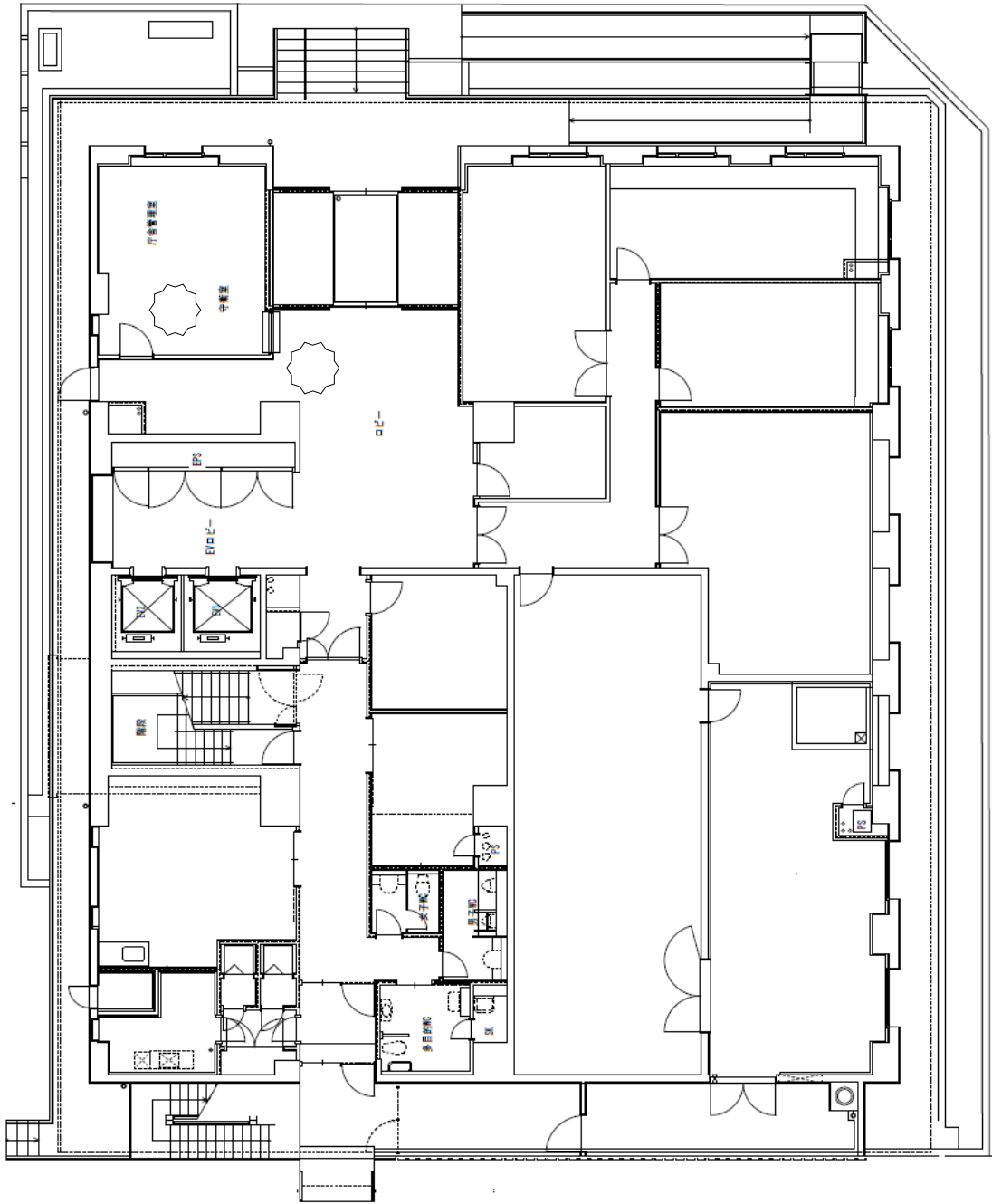
- (4) 備付物品、マスターキー等の使用は、必要な場合に限りこれを認める。
- (5) 次の帳簿は常に整理し、保管又は提出する。
警備日誌、鍵貸出簿、鍵接受簿、入庁記録票、入庁記録簿
- (6) 事務引継ぎは、毎日の業務終了後、帳簿等の所要事項を確認の上、当日の勤務者に行うものとし、鍵の保管状況のチェックは、確実に実施するものとする。
- (7) 警備員は、巡回その他の業務等のため巡視室を離れる場合には、出入口・窓を必ず施錠し、部外者がみだりに巡視室へ出入りしないように処置しなければならない。
- (8) 警備員は遺失物の届出があった場合には、拾得物を受領し、監督職員が指定する受取書類（以下「受取書」という。）を2部作製し、1部を拾得者へ交付する。
警備員は、拾得物、受取書の残り1部を速やかに庁舎管理者へ提出する。
行政機関の休日にあつては、拾得者へ受取書を交付後、拾得物、受取書類の残り1部を厳重に保管し、庁舎管理者の翌出勤日に速やかに提出する。



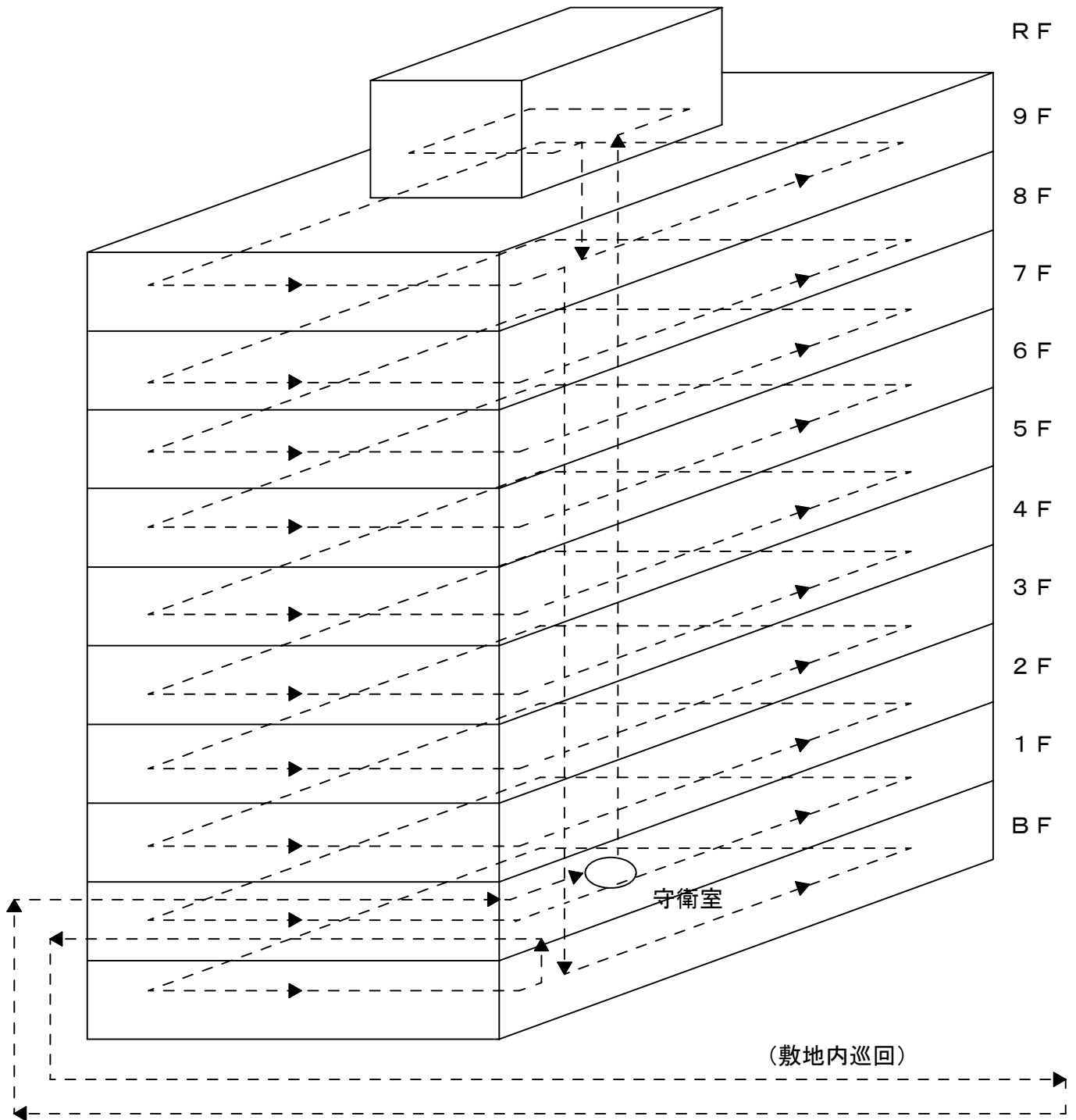
警 日勤勤務者及び当直勤務者（計2名）

名古屋港湾合同庁舎（別館） 1階 警備員配置

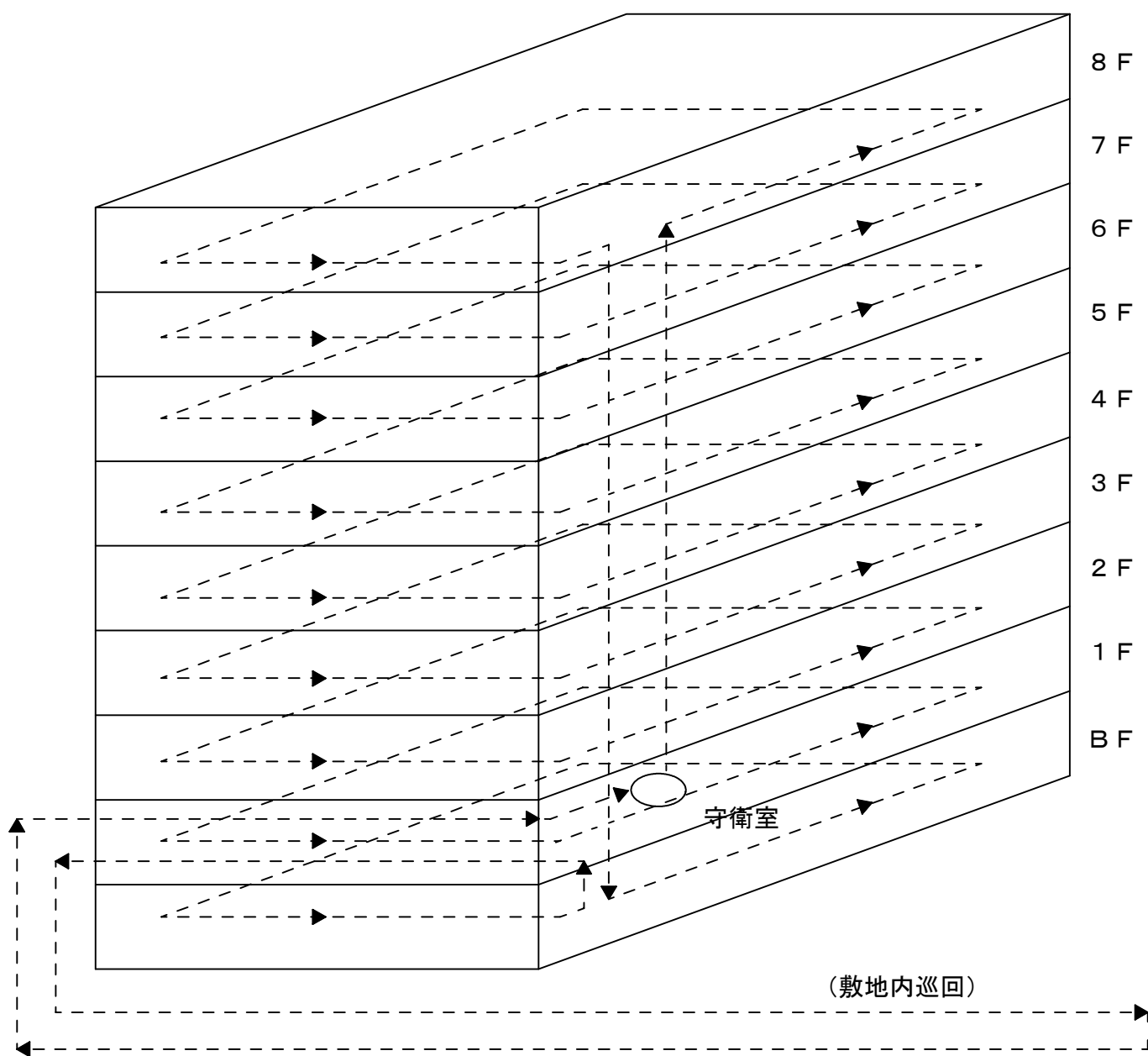
警 日勤勤務者及び当直勤務者（計2名）



名古屋港湾合同庁舎（本館）警備巡回経路図



名古屋港湾合同庁舎（別館）警備巡回経路図



電気機械設備更新等業務一覧

- (1)本表に示す業務については、すべて委託者において別途実施するものとする。
 (2)実施年度は予定年度であり、実施にあたっては、別途、施設管理担当者より通知するものとする。
 (3)契約対象年度内において発生した本契約以外の業務については、委託者において別途契約するものとする。

項目	実施年度	対象設備	数量	単位	対象業務	業務内容
1 名古屋港湾合同庁舎 空調改修工事	令和3年度	吸収冷温水機	1	式	イ ① 定期点検及び保守 ② 空調設備保守 ③ 空調関連設備保守	現在、名古屋港湾合同庁舎内で使用している空調設備機器について、経年劣化により更新するものである。 ※更新後において実施する予定の点検整備業務については、委託者において別途契約するものとする。(別紙5「仕様書」参照)
		ユニット型空気調和機				
		冷却塔(開放型)				
2 四日市港湾合同庁舎 空調改修工事	令和3年度	吸収冷温水機	1	式	イ ① 定期点検及び保守 ② 空調設備保守 ③ 空調関連設備保守	現在、四日市港湾合同庁舎内で使用している空調設備機器について、経年劣化により故障し使用できない状況となっていることから、更新するものである。 ※更新後において実施する予定の点検整備業務については、委託者において別途契約するものとする。(別紙5「仕様書」参照)
		ユニット型空気調和機				
		冷却塔(開放型)				